第二部　社會運動

概說……一二九
第一篇　勞働組合……一三一
第一章　工・鑛・交通勞働者の運動……一三一
第一節　勞働組合の組織狀況……一三一
第二節　勞働組合の各個運動……一三四
第二章　農民の運動……一七四
第一節　農民組合及其の共通運動……一七四
第二節　主要農民組合の動靜……一七七
第二篇　無產政黨……一七九
第一章　無產政黨の共通運動……一七九
第二章　無產政黨各個の運動……一八五
第一節　社會大衆黨……一八五
第三篇　國家主義的運動……二〇一
第一章　國家主義的團體の共通運動……二〇一
第二章　國家主義的團體の各個の運動……二〇七
第三章　特殊事件……二一五
附主要國家主義的及國粹關係一覽……二一六
附編　產業報國會……二二〇

第二部　(社會運動)統計表

第一表　昭和十四年產業報國會設置狀況統計

概說

第一部に記されたやうな戰時體制の本格化への態勢とそれによる勞働生活狀態の變動とは、社會運動に如何なる影響を及ぼしたか。全體としてみれば、それは單に事變以來の繼續現象として社會運動の量的減退と質的轉換を齎しただけでなく、實に勞働大衆の自主的運動としての社會運動の終焉を前兆しつゝあるかの如くである。

いま諸運動の基本的傾向を窺ふに、勞働者の運動については、勞働爭議は物價の續騰と賃銀の跛行にも拘らず、時局の壓力と組合側の自肅によつて、たとへ規模において若干の擴大を見たとはいへ、件數においては略々前年と同じ低位に抑止せられた。その機械器具工場への集中・賃銀增額要求の增大・繼續日數の短縮・妥協解決の增加はいづれも時局的現象と見らるべきであらう。同樣に農業爭議も量的に質的に穩和化の傾向を辿つた。

次に勞働組合の狀況を見るに、時局の深刻化と産報運動進展の影響を受け、組合數・組合員數・組織率共に前年來の頽勢を續ける一面、思想的にも日本主義的乃至全體主義的色彩を濃化し、實踐において組合の本來的機能の代りに國民的銃後活動に傾倒しただけではなく、日鐵從・産業勞働倶樂部等の解散、全總の分裂と産報倶樂部の結成等の如き、組合運動其者の解消を豫示する如きものがあつた。農民組合も組合數・組合員數を著減して大正十三年來の最低記錄を示した。唯だ農民諸團體が農村問題の解決を土地制度の根本的改革に求めて農地制度改革同盟を結成したことは注目される。

勞働組合の頽勢と反比例して著しき躍進を示したのは産業報國運動であつて、特に政府がこれをわが基本的勞働國策として採擇して以來、勞資團體によるそれに代るべき産業勞働の新秩序たるべき可能性を愈々濃厚化するに至つた。

組合運動に現はれた徵候はまた勞働者政治運動にも窺はれ嘗て無産黨として第三黨に進出した社大黨は新綱領の採擇・國民的革新政黨への熱意にも拘らず、充分なる活動を展開せず、一大革新政黨の樹立を目ざした東方會・革農協との合同の企圖も遂に失敗に終り、却つて關係諸勢力の自壞作用の機緣を形成することゝなつた。

最後に、右翼的諸勢力も亦時局に幸されながらその本來的場面においてはさしたる活潑を示さず、僅かに排英運動と政黨排擊に多少の動きを示したにすぎない。左翼勢力については、非合法・合法のいづれにも特に記すべきものがない。

なほ、勞働者教育及勞働者消費組合の運動は不振又は閉息の狀態に陷り、其他の社會的諸運動亦停頓壞滅の一路を辿りつゝある。

第一篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

第一節　勞働組合の組織狀況

我國における勞働組合數並に組合員數の現況を勞働局の調査を通じてみるに、その詳細は以下に述べるが如くであるがその組織率は前年末五・五%であつたものが、本年六月末現在においては更に減少してわづかに三・九%といふ劣勢であつて、勞働組合による勞働者の組織力とその指導力は全く減衰してしまつてゐる如くである。このことは新組織としての産報會組織の最近における著しい擴大・進展と對照して、我國の産業勞働界は事變後、既存の勞働組合的組織が新しき組織により代替されつゝあることをはつきりと示しつゝある。かくて勞働大衆を抱容する組織はもはや勞働組合による結集にあらずして、産報會による組織の再編成であることを認めざるをえなくなつてゐる。換言すれば、今日好むと好まざるとに拘らず、産報運動は大衆を把んで生成發展の過程にあるといふのが現實の姿である。いま厚生省勞働局の發表せる上半期における狀況についてみれば、それは次の如くである。

勞働組合並に組合員總數　本年六月末における勞働組合數は六五九、その組合員數三一四、七三七人である。これを同期における勞働者數八、一三六、三七〇人に對する組織率は三・九%となつてゐる。さらにこれを前年同期に比較すると組合數において一二三、組合員數において八四、二四五人、前年末に比して組合數七二、組合員數六〇、四五四人と夫々減少してゐることが注目される。かくの如く組合數は昭和四年以來の最少記錄を示し、一般勞働者に對する組織率の如きも勞働者數の激增にも拘らず驚くべき低下を示し昭和五年以來の最低記錄をすら現出した。又設立、解散の狀況についても事變後組合の新設が著しく減少を示し、反對に脆弱なる群小組合の自然消滅が增加の傾向を示してゐる。また産報運動の進展下にあつて勞働組合の解體したものも少くない狀態にある。（本章末項參照）

いま勞働組合を大別してその組織狀況をみれば、左表の如く組合員數において工業勞働者（一五七、五九二人）が最高を示し、勞働者に對する組織率からみれば、運輸交通通信勞働者（二二・五%）が最高位にあることがわかる。更にこれを前年同期の組織率と比較すれば、運輸關係勞働者においては實に一〇・二%の激減をはじめ一般に減少してゐる。

勞働者總數及勞働組合員數調

	勞働者總數	組織勞働者	同上組織率
昭和十年	五、九〇六、六八九	四〇八、六六二	六・九
同十一年	六、〇九〇、一一六	四二〇、五八九	六・九
同十二年	六、四二二、三三三	三九五、二九〇	六・二
同十三年	六、七六五、三九九	三七五、一九一	五・五
同十四年(六月末現在)	八、一三六、三七〇	三一四、七三七	三・九

勞働者數並に勞働組合員數

	勞働者數	組織勞働者數	組織勞働者の勞働者總數に對する比率%
工場勞働者	四、四六八、二二九	一五七、五九二	三・五
鑛業勞働者	四七四、二二四	四、五一六	一・〇
瓦斯電氣水道勞働者	六九、二二〇	二、六三八	三・八
運輸交通通信勞働者	五一二、四二〇	一一五、一九三	二二・五
土木、建築勞働者	三五〇、三〇七	四、二七六	一・二
日傭勞働者其他	二、二六一、八七〇	三〇、五二三	一・三
計	八、一三六、三七〇	三一四、七三七	三・九

業態別組織狀況　組織狀況を工・鑛・交通業・其の他に大別してみれば、別表の示すが如く機械器具並に雜工業において僅かながら組合員數の增加を示してゐるが、これはむしろ異例とみらるべく、其の他においてはおしなべて減少を示してをり、特に運輸交通業における六萬餘の減少は注目すべきであらう。詳細は次表の示す如くである。

業態別組合數並に組合員數

	昭和十四年六月末現在 組合數	組合員數(女)	昭和十三年六月末現在 組合數	組合員數(女)	昭和十三年末現在 組合數	組合員數(女)
機械器具	六一	一〇七、八〇三(二、五八一)	七六	一〇七、一四二(二、三九九)	七五	一二三、八九四(二、四九八)
化學	八八	一六、六六五(三、三二七)	九三	二〇、九二九(三、四七二)	八七	一六、九三五(二、五四八)
染織	二七	八、五八七(三、六三六)	二五	一〇、八六一(五、五二六)	二九	一一、二七二(五、三四八)
飲食物	二四	三、三九四(四〇五)	二六	四、二〇九(三、三五)	二四	三、七五三(三七二)
雜工業	九一	二一、一四三(二、七七四)	一〇五	一八、四四七(二、〇八五)	一〇三	一九、九八四(二、八二九)
鑛業	一〇	四、五一六(七)	一三	六、〇二五(一、〇八〇)	一一	四、〇五二(九)
瓦斯電氣	四	二、六三八(二八)	九	八、九四四(四四)	一〇	一〇、〇〇七(四〇)
運輸交通	八六	一〇七、二三七(六、八九〇)	一〇九	一七〇、三八四(六、五五〇)	一〇八	一四五、三二五(六、二六一)
通信	三九	七、九五六(六〇)	三一	八、六九八	三〇	八、二〇八(六〇)
土木建築	二五	四、二七六(五五)	三三	六、三四二(二)	二九	五、九三八(三四)
其の他	二〇四	三〇、五二三(二、四六四)	二六四	三七、〇〇一(三、六六三)	二二五	三七五、一九一(三、四二四)
計	六五九	三一四、七三七(二三、二三七)	七八二	三九八、九八二(二五、一四六)	七三一	三七五、一九一(二三、四二三)

職業別並に産業別組合　勞働組合の組織を職業別、産業別及各種勞働者を以て組織する一般勞働者に分けてみると、前表の示す如く、産業別組合は組合數及組合員數において職業別及一般勞働者組合に比し著しく多數を占めてゐることがわかる。

職業・産業別組合並に組合員數

職業別	昭和十四年六月末 組合數	組合員數	昭和十三年六月末 組合數	組合員數	昭和十三年六月末 組合數	組合員數
職業別	一六四	二〇、七一八	一九八	二六、七七九	一八七	二六、一五三
産業別	三二七	二七〇、六四六	三六八	三四二、五三八	三五九	三二〇、五〇一
一般勞働者	一六八	二三、三七三	二一六	二九、六六五	一八五	二八、五三七
計	六五九	三二四、七三七	七八二	三五九、九八二	七三一	三七五、一九一

單一組合及聯合組合　その前年との比較は左表の如くであるが、特に聯合組合に比し單一組合の組合員數が著しく減少してゐることが注目を惹く。

單一・聯合別組合並に組合員數

	昭和十四年六月末 組合數	組合員數	昭和十三年六月末 組合數	組合員數	昭和十三年末 組合數	組合員數
單一組合	三八四	一四二、三〇一	四三〇	二三三、八三一	三九二	二一〇、二三八
聯合組合	四六	一七二、四三六	六〇	一七五、一五一	五一	一六四、九五三
聯合組合加盟	三二九		二九二		二八八	
計	六五九	三二四、七三七	七八二	三九八、九八二	七三一	三七五、一九一

地方的分布　勞働組合員數の多いのは依然東京、兵庫、大阪、廣島、神奈川、長崎の府縣であつて、これらの地區においては組合員數一萬以上に達してゐるが、其の他の地方においてはすべて一萬未滿であり、鳥取、大分、宮崎の各地においては皆無である。尚、兵庫縣が多いのは日本海員組合及海員協會の本部が神戸市にあるがためである。左に一千人以上の組合員數をもつ府縣を掲げてみる。

道府縣別勞働組合及組合員數

	組合數	組合員數(女)		組合數	組合員數(女)
北海道	二	五、八七五 (一〇)	栃木	一六	五、二五三 (一)
埼玉	八	六、〇五八 (一、〇五八)	東京	一四一	六七、三三三 二一、二四)
神奈川	二八	二六、六四九 (一、一九三)	新潟	一	一、〇八〇 (一)
福井	五	四、三〇二 (一)	岐阜	二	五、六三一 (二、〇九八)
靜岡	五	一、六九八 (五六二)	愛知	五五	五、八五七 (二六三)
三重	一四	一、三四〇 (一四四)	京都	二〇	八、八六六 (二六七)
大阪	七〇	三八、六二七 (二、三五六)	兵庫	四〇	六一、六八五 (六九七)
和歌山	一〇	一、七八七 (九六)	廣島	一三	三五、三九九 (七八三)
山口	八	一、五三一 (三)	德島	二五	二、一二二 (一一七)
高知	三五	三、三七六 (三三〇)	福岡	一三	二、五七三 (七三)
長崎	三	一七、二四〇 (四八四)			

勞働組合の設立及解散　本年中に勞働組合の新設されたもの及び解散するに至つた主なるものを勞働局調によつてみれば次の如し。

〔設立〕

和物陶工從業員組合（三月二日・愛知）▲高知縣建築從業員組合聯合會（七月八日・高知）

〔解散〕

總聯合日本車輛從業員組合（二月二十日・埼玉）▲全總栃木縣聯蘆野勞働組合（自然消滅・栃木）▲松田自動車從業員組合（二月二十七日・神奈川）▲持越鑛業所從業員組合（自然消滅・靜岡）▲和歌山合同勞働組合（自然消滅・和歌山）▲紀南愛國交通從業員組合（二月・和歌山）▲大阪木履工組合（二月一日・大阪）▲富山一般勞働組合（自然消滅・富山）▲日鐵從大阪從業員組合（五月十二日・大阪）▲富士箱根自動車從業員組合（六月二十日・神奈川）▲大日本勞働聯盟（自然消滅・愛知）▲製陶勞働組合同盟名古屋製陶勞働組合（七月十七日・愛知）▲運輸勞働厚生會（八月七日・東京）▲全日本製氷從業員組合關西聯合會大阪支部（八月十八日・大阪）▲横濱市電氣局乘合自動車親交會（九月三十日・神奈川）▲大阪市從業員互助會（九月二十八日・大阪）▲日本產業勞働倶樂部（十月十八日・東京）▲四國產業勞働同盟（自然消滅・高知）▲日本勞働總聯盟（四月十八日・大阪）▲同上加盟大阪映畫演劇從業員組合・大阪印刷工組合・大阪金屬勞働組合・大阪電氣勞働組合・大阪製氷化學勞働組合・大阪硝子工組合・大阪サラリーマン組合、大阪染色勞働組合・關西コルク勞働組合・大阪河川勞働組合・大阪合同勞働組合（以上十一組合共四月十八日・大阪）▲全總系全勞大阪聯合會（八月十九日・大阪）▲全勞大阪聯合會加盟・大阪合同勞働組合・大阪金屬勞働組合・關西紡織勞働組合・大阪運輸交通勞働組合・大阪塗工組合・大阪電氣從業員組合（以上六組合共八月十九日・大阪）▲大阪美術履物工組合（八月十八日・大阪）▲大阪市從業員互助會（九月二十五日・大阪）▲全總全大阪市從業員組合（十月十八日・大阪）

第二節　勞働組合各個の運動

一　日本勞働國策協會及其の構成團體

日本勞働國策協會の運動　日本勞働國策協會は昨十三年十一月日本勞働組合會議、皇國海員同盟及社會運動に關し學識經驗を有する個人を以て組織せられ今日に至つてゐる（創立經過、綱領、役員等については前年版參照）。本協會本年の活動はその創立動機の如何に拘らず、あまり活潑であつたとはいへない。いま協會の方向を知るに足ると思はれる運動の一、二を左に掲げておく。

革新政黨結成に對する基準　今回の社會大衆黨、東方會並に日本革新農村協議會の合同による革新政黨の結成は、機未だ熟せざるの故を以て遂に中止し他日の機を待つ事となつた。今、我等は革新政黨結成失敗の跡を顧みるに、幾多の事情の存したであらうことは察知しうるも、當事者が餘りに事を急いで合同の準備に萬全を期することの缺如せるを見る。殊に社大黨はいふまでもなく議會政黨に非ずして大衆の組織を中心とする政黨である。勿論昨年の大會其他を通じ革新政黨を結成すべき大方針は決定してゐると雖も、解黨を以てする合同の具體化に當つては、其の事前においてよく黨の正式機關の議を經ると共に

各地方支部並に支持諸團體の諒解をうるにつとめ眞に舉國一致合同に邁進しうるの準備に缺くる憾みあり、遂に失敗に終れるは遺憾に堪えざる所である。我等は尙此の機會に將來の革新政黨樹立に關し重要と思惟せらるる諸點について、率直なる希望を述べおかんとする物である。第一に、社會大衆黨立黨の精神は國民の約九割五分を占むる勤勞者を中心とするの黨である。……それ故に革新政黨の基準は先づ國民の最大多數たる勤勞者を中心とし、其の陣營に之を組織する物たらざるべからず。殊に革新政策の斷行は勤勞大衆の力を結集するに非ずんば、之を實現すること不可能なるは明白である。第二に革新政黨は勤勞大衆の組織を中心とし、その助長發達を圖るものたらざるべからずと信ずる。近來國民再組織問題が高唱せられつゝあるが長期建設の非常時局下にあつて此の國難を突破せんとするには、國民各層の自主的組織の擴充强化を圖り、其の協力にまたねばならぬ。……革新政黨はまづ勞働者、農民、小市民層の自主的組織の擴充助長を圖ると共にその支持を强固にするの緊要なるを痛感する……。

健康保險法改正要項 一月の第二回理事會は健康保險法の改正について、從來の組合會議大會の決定せる同法改正要綱並社大黨勞働委員會小委員會において決定せる改正要綱を中心とし協議した結果、別項の改正要綱を決定し、之を社大黨政策委員會に提出することとした。(社大黨委員會は之を法律案として、七四議會に提出することとなつた。)決定せる同法改正要綱は次の如し。

一、被保險者 (一)常時五人未滿を使用する工場、鑛山及事業場の從業者を網羅すること。(二)現行任意被保險者並に職員保險の業種の中除外せる現場關係從業員を强制被保險者とすること。(三)平水航路、湖川港灣のみを航路定限とする汽船、帆船艀船、曳船、ランチ、不登錄船 三十噸未滿の漁船、其他船舶法の適用をうけざる各種船舶乘組員を强制被保險者とすること。(四)古船解體業に從事する勞働者を强制被保險者とすること。(五)被保險者にして解雇されたぬものはその失業期間中一年間は保險料を支拂はずして被保險者たらしむること。(六)現行法の醫療給付を被保險者の家族に擴張すること。

二、保險者 三、保險給付 四、費用負擔(省略)

五、審査機關 各級審査機關に自主的勞働者團體の代表者を加ふること。

日本勞働國策協會第二回理事會 一月三十日〔出席者〕暉峻義等、松岡駒吉、堀内長榮、宮本吉太郎、米窪滿亮、河野密、鈴木倉吉、上條愛一。〔議事〕一、船員保險法並職員健康保險法の制定に關する要請 二、大藏、厚生兩大臣に對する陳情 三、健康保險法の改正要綱四、アジア勞働會議第三回大會に關する件。

(一) 日本勞働組合會議の運動

組合會議は昭和七年九月、海員組合、海員協會、總同盟、全勞、東電從、總聯合、總聯盟、日鐵從、官業勞動、造船聯盟、港從の諸團體を以て結成されたが、爾來脫退、加盟、解消等の變遷あり、現在では總同盟、東京瓦斯工、港從、製陶勞働、總聯盟の五團體を以て構成し來り、最近まで日本勞働運動において最高至重の地位を占めてゐたが、事變後組合會議の存在は極めて無力なものとなつてゐる。殊に現在の組合

會議は在京勞働團體特に總同盟、瓦斯工兩組合の會議團體の如き狀態におかれてをり剩へ社大黨との距離が多少とも引離され、加之全農既に變質を重ねた今日においては組合會議は其の指導性を喪失したともいへるであらう。

いま本年における活動についてみれば大體左記の如くであるが、組合會議はその加盟團體たる「精動」運動の勞働者面において大いに協力し來つた如くである。

生活刷新運動　組合會議においては五月一日からこの運動を殷賑産業における從業員の間に消費節約、生活刷新、能率增進の徹底をはかることから出發し、勞働者の自覺と團結の力によつて國民精神總動員の範を國民大衆に示し、これを推し擴めて國民的運動にまで進めようとするものである。

〔生活刷新運動の具體方策〕

準備對策（1、東京に全國的の對策協議を開く　2、九州、廣島、兵庫、大阪、愛知、神奈川、東京、埼玉、秋田、其の他各地方に實行委員を組織する　3、前記各地に指導者訓練の實施。）

實行具體策（1、宣傳ポスター、傳單の發行　2、宣傳リーフレットの發行　3、各職場に貯蓄委員會、能率增進委員會、無駄排除廢物利用委員會、體位向上委員會を設置すること　4、健康增進、餘暇利用の目的を以て集團體操　遠足　ピクニック等を行ふこと　5　講演會、研究會、技術講習會の開催。）

更に七月精動委員會の決定せる公私生活刷新、勤勞增進、體力向上方策に對しては組合會議は次の如き具體案を作成した。

〔勤勞增進體力の向上に關する基本方策〕（拔萃）

一、勤勞增進方策　(1)勤勞報國精神の作興　(2)勤勞の倍加（作業能率增進委員會の設置、物資愛護委員會の組織、其他）

二、體力向上方策　(1)保健衞生に關する方策（保健衞生に關する機關紙又はリーフレットの發行、胚芽米、玄米食の勵行、其の他）(2)鍛錬に關する方策（體操、競技の實行、勞働者スポーツ大會等）

〔公私生活刷新方策〕（拔萃）

一、國民生活綱要　(1)早起早寢　(2)食前の祈り　(3)會合時間の嚴守　(4)天引愛國貯金の實行、其の他。

軍需品單價引下意見書　組合會議は十二月の精動評議會に松岡會長の名を以て次の如き意見書を提出した。意見書の要旨次の如し。

〔意見書〕　軍需品單價の引下げは一は百億を突破せる尨大なる豫算の合理的消費によつて物價政策に資し一は時局による犧牲は之を國民全般に均分化すべきの秋に當り、獨り軍需産業のみ巨利を擧ぐるの不當を抑制して一般思想問題の健全化を圖り、一は又之によつて現下産業の合理化健實化を計ると共に進んで將來の我國産業の健全なる發展の基礎を培養することの重要にして緊緊を要する問題なるを痛感するがためである。

亞細亞勞働會議第三回大會延期　二年に一回開催の亞細亞勞働會議第三回大會は本年印度に開催豫定のところ、五月十二日付を以て印度バツカレー氏より松岡駒吉氏宛返信があり、遂に延期と決定した。回答は次の如し。

〔返信〕（拔萃）本年印度に開かるべき第三回大會に關する四月五日付の貴翰拜受。……印度における勞働階級一般は支那が會議に參加

しなければ會議は有力とならぬと考へてをります。そして日支關係が好轉する迄は支那が會議に加はることは豫期出來ません。從つてこの情勢においては亞細亞勞働會議は國際時局の改善される迄延期したいと思ひます。……同志諸君によろしく。

組合會議執行委員會 十二月八日於東京芝日本勞働會館。〔出席者〕松岡、西尾　大門、麻生（喜）、上條の五名。〔議事〕一、社大黨大會に關する件。二、精動運動强化に關する件。三、宮城外苑勤勞奉仕運動に關する件。四、勞働立法對策

皇國海員同盟の運動 皇國海員同盟本年における活動中最重なるものは、第七十四議會における船員保險法案の通過促進をめぐる運動であつた。船員保險法は別項（第三部參照）に述べた如き經過を辿つて原案のまゝ成立をみるに至つてゐる。尙その他の活動は海員組合及海員協會の活動と連絡があるのでそれらの項をも參照されたい。

船員保險法に關する陳情 皇國海員同盟第四回理事會（一月七日於神戸）は船員保險法に關し同盟理事會の名を以て陳情する事を滿場一致可決した。

〔陳情書要旨〕 年金制度を主眼とする船員保險法の實施は日本海員十數年來の宿望にして平時に於て貿易外收入のために戰時に於て特殊公用船乘組員として邦家のため活躍しつつある船員に對する唯一の社會政策並に海運政策の具體化と確信し是非第七十四議會に法案として上程されんことを切望する。

全産聯糾彈船員大會 第七十四議會に提案の豫定されてゐる船員保險法案に對して全産聯は全面的反對の決議をなした（一月。）これに對し皇國海員同盟では一月二十一日、日本海員會館に船員大會を開催し次の如き決議を行つた。

〔決議〕（前略　今回突如として全産聯が船員保險法案に反對し國家經濟發展のために今日實施せられつつある産業奬勵費又は航路補助費船質改善助成費等に對する反對とその軌を同じうするが如き主張をなしつつあることは、現實を無視し國家總力戰の展開を妨害する態度といはざるをえず。茲に開催せられたる船員大會は日本船員の總意を體し……政府當局が斷乎として所信に邁進せられ養老年金制を樞軸とする船員保險法の制定に萬全の努力を賜はらんことを切望するものなり。

尙、本年中における主なる會合は次の如し。

第六回理事會 四月十三日於海員組合本部。〔協議事項〕一、天長節奉祝に關する件　二、同盟事業擴充に關する件　三、兩常任理事大陸視察に關する件　四、亞細亞勞働會議開催に關する件　五、選擧法改新に關する件。

第七回理事會 五月十三日於海員協會。〔協議事項〕一、船員訓練所に關する件　二、海事思想普及に關する件、其の他。

第八回理事會 六月十四日於海員組合。〔協議事項〕一、皇紀二千六百年記念事業並に海事思想普及に關する件。二、支那事變二周年に關する件　其の他。

第九回理事會 七月十四日於海員協會。報告中、紀元二千六百年記念事業として、橿原神宮に記念物を奉納すること。同盟主催にて勤勞奉仕を行ふこと（七月十五日實施）。海事思想普及に關しては、海事

思想普及機關（財團法人海事思想普及協會）の設立、及びこれと併行して同盟獨自の海事思想普及の實行方法を講ずること、となつた。

第十二回（臨時）理事會　十月三十日於海員組合。〔協議事項〕一、皇紀二千六百年記念事業に關する件（獻木をなすことに決定）二、橿原神宮聖地勤勞奉仕に關する件（十一月九日實施）、其の他。

第十三回理事會　十二月十六日於西日產館。〔協議事項〕一、獻木記念碑建設に關する件　二、獻木植樹に關する件　三、照國丸乘組員歡迎に關する件、其の他。

（二）日本勞働總同盟

日本勞働總同盟の運動は友愛會（大元・八・一）に始まり、大日本勞働總同盟友愛會（大八・八）、日本勞働總同盟友愛會（大九・一〇）日本勞働總同盟（大一〇・一〇）、全日本勞働總同盟（昭一四・一一）と、幾度か名稱の改變をなし來つたが、名稱の變改は同時に組織の變遷でもあつたし、同時に我國勞働組合發展の條痕板としての役割を果してきた。その勢力が爾來勞働運動の中心的存在であつたことはいふまでもないが、創立當時の協調主義的傾向からサンヂカリズム（大八、九年頃）へ、更に社會民主主義の確立（大正十二年宣言）へ、即ち「資本主義の發展段階と味方の勢力の變動に應じ絶えず戰術を變更する」ことがここで明確にされてきたのである。併し滿洲事變後（昭和七年頃）國家主義運動の擡頭に當面して堅實なる勞働組合主義へ、產業協力主義へと移り（此の間大正十四年五月の第一次分裂、評議會の派生、十五年十二月の第二次分裂、組合同盟の派生、昭和四年九月の第三次分裂、勞働組合全國同盟の分派等々）數次の分裂もあつたが、昭和十一年一月全國勞働組合同盟（全勞は昭和五年六月、第二次分裂の組合同盟と第三次分裂の全國同盟の合同せるもの）と合同を遂げ、全日本勞働總同盟となり、茲に再び陸上における最大勢力、我國勞働組合運動の決定力となつて登場した。更に政治的關係についてみても、大正十五年三月結成の勞働農民黨に參加したが、同年同黨の分裂により自ら社會民衆黨を結成し、昭和三年組合員は原則的に黨員たることを規定し來り、昭和七年七月、社會大衆黨結成（社會民衆黨及全國勞農大衆黨の合同）後も引續き同黨を支持してきた。

以上は對支事變勃發の前後における總同盟の沿革の大要であるが、特に事變後の狀況についてみるに、總同盟は事變發生以來出征將士並に遺家族慰問・愛國貯金・罷業の絶滅、產業平和確立の謂ゆる銃後三大運動を展開し、產業協力主義を堅持し來つたが、時局認識の相違と產報運動の影響によつて內部に見解の對立を來し、遂に本年七月舊全勞派の大量的脫退に當面したが、十一月の全國大會においては名稱を「日本勞働總同盟」へ復舊し、依然として自主的勞働組合の必要を主張し來つた。また橫斷的提携においても日本勞働組合會議創始以來の中心勢力たりし總同盟は、昨年組合會議の改稱に

當つては東京瓦斯工組合其他三團體と依然これにあつて、日本勞働國策協會に加入してゐるのであるが、組合會議の重みは今日においては既に無力化してゐる。(強いて求めるとすれば、それは社大黨に對する批判的な一握の力として總同盟即ち組合會議といふも過言ではないのである。)最後に政治的行動についてみるに、總同盟が社大黨支持の立場にあることは既述の如くであるが、勞働者の自主的組織を當面堅持するといふ總同盟の産報方針が黨の勞働國策と對立し、舊全國勞働系の産報クラブ支持派が黨内に存在し、或ひは東方會との黨の合同失敗に對する總同盟の見解が黨内において對立的であるとすれば、一觸即發の事態は既に時機の問題とみらるべく何等かの契機において爆發する危險が伏在してゐるやうだ。産報クラブの分離の如きはこの過程における一つの事件であるが、支持政黨との關係が圓滑にゆかず不幸最惡の事態に直面するとすれば、その場合總同盟は政治的にも一方の決定的勢力としての役割を背負ふことになり、さうすれば總同盟として自己の確信する産報方針と索聯し、相當危險な事態をも豫想せざるをえないであらう。このことは興國交通勞働聯盟の場合と同樣、それが長年に亘る運動經歷に照した最後の方策であつたとしても、その運動方針が不動のものであれば、却つてそれが自己桎梏の事態を内包するが如き結果をもつやうでもある。かやうな情勢の下に在つた總同盟本年の運動はどう進められてきたか、いまそれらの運動の概況を左に掲げる。尙、産報クラブ派の運動についても便宜上總同盟の項において記述することとした。

茅野眞好除名問題　關東紡織勞働組合は副組合長にしてまた總同盟中央委員たる茅野眞好を統制違反、組合攪亂者として除名した。この除名問題を契機として總同盟内に産報運動をめぐる舊總同盟派對舊全勞派の對立が加速度的に尖鋭化した感があるが、詳細な經過は省略し双方の聲明書の要點を切に掲げておく。

〔何故茅野眞好君を除名したか〕(關東紡織勞働組合)關東紡織勞働組合は昭和十四年六月二十五日、評議員會を開催し副組合長茅野眞好君を除名しました。……茅野眞好君〔舊全勞系—編者〕は吾嬬支部長の問題に關する組合執行委員會の決定〔左記—編者〕に從はずして除名された園部岩太郎君と共謀し、吾嬬支部〔舊全勞勢力が支部の大多數を占む—編者〕を解散せしめんとしたるを以て遂に除名を決定したのであります。

(關東紡織勞働組合執行委員會決議)

一、大東紡株式會社吾嬬工場産業報國會結成には雙手を擧げて贊成し、其實現を期す。

一、産業報國會と組合との關係は、同會社沼津工場産業報國會と吾が組合沼津支部との關係並方針に準ず。

一、支部員中會費滯納者に對しては滯納者は勿論今後引續き納入することを勸告す。

一、現幹部中支部解散を主張し其運動を爲す者もるも支部は本部の

統制に服すべきものなり。故に支部解散運動を即時中止すべし。

右支部長園部岩太郎君を通じ勸告す、六月九日午後五時迄に本部へ回答すること。

一、右決議事項に從はざるものは遺憾ながら斷乎除名處分に附す。

一、處理對策として山田重太郎君を委員長とする茅野眞好、池善二、白鳥廣近、熊本虎藏、高橋茂、富田繁藏の諸君を以て委員會を構成し、會長松岡駒吉氏の指導を仰ぎ善處すること。

（中略）茅野君は組合の統制を紊し且つ共有財産の處分に關して私腹を肥すの惡辣を敢てなしたのである。斯る行爲は組合幹部として指導的立場にあるものの斷じて爲す可からざる裏切行爲である……吾が組合として甚だ遺憾とするものであります。

之に對して當の茅野氏も反駁的聲明書を其の後發表して自己の立場について辯明してゐる。いまそれの一部分を左に掲げておく。（これは一面において、舊全勞側の對産報方針が吾嬬工場問題を通じて具體的に述べられてゐるとも考へられる。）

〔聲明書〕（拔萃）産業報國會の將來性を考慮し不納同盟の執拗な運動と妨害の中に在つては、産業報國會の完成或は法制化と相俟つて組合を解體するといふ理想を斷念して即時支部解體を決議し産業報國會の中において福利施設、其他の問題を善處し全く新しい發足點に立つて將來の勞働者更生の問題を取扱ふにはその妨害となる總同盟脱退、支部を解消する事……如上の吾嬬支部執行委員會の決定に依る總同盟脱退、支部解消に對する對策を議すべき關東紡織執行委員會が六月七日夜本部會議室でもたれた。席上私の吾嬬支部に關する報告に對し質問討論の結果、支部を殘存させるために最善の努力を拂ふことに決し、七名の對策委員が選ばれ山田重太郎君を委員長として私も委員の一人として參畫することとなつた。尙執行委員會々議中富田君よりの支部附産についての發言に對し松岡組合長は支部財産に目をくれるなといふことであり、全執行委員會も之を承認したのである。然るに對策委員會はその後一回も開かれないので、自然對策は各人の意志によつて勝手な方針を建てる外はなかつたと思ふ。富田君の再建方針を想像するに「會社に通謀云々」の言葉を以て脱退者に强く對立させ少數尖鋭分子を組織内に殘すといふ方針のやうであつた。私はかかる方針には全く反對である。勞働組合はなやかなりし當時資本家の組合破壞の陰謀に對する手段としてはかかる方策も有效であつたかもしれないが、今回の吾嬬支部の問題は言葉をかへていへば政府の勞働行政に協力か否かの内容を持つ問題である。尙かかる動向は吾嬬支部のみならず、總同盟傘下の各職場は勿論、他團體の中においても大なり小なり問題となりつつ研究されてゐるのが現下の生きた動きである。……産業報國會と總同盟が最後の日まで兩立できるといふ考へを持つものは別として私は産業報國會と從來の機構のまま問題を對立の中に解決せんとする勞働組合とは本質的に兩立できるものでなく、産業報國の完成か或は法制化の日まで、現在の報國會では爲し得ぬ部分と其他の殘された仕事を解決するといふ意味において産業報國會と勞働組合の二本建が考へられるのである。此の場合における勞働組合は産業報國會を樞軸として新しき産業勞働組織編成への發展解消の過程にあるものと見るべきである。以上の如き理解にもとづき支部再建を考へるとき、あくまで懇談と理解とを以て進むべきである。私の再建方針が産業報

國會の結成を快〻思はない舊總同盟の諸君と當然對立の狀態に立ち至らしめたのである。

舊全勞派（產報クラブ派）の分裂　日本勞働總同盟と全國勞働組合同盟の合同は鈴木文治、安部磯雄、高野岩三郎の謂ゆる三長老の斡旋によつて昭和十一年成立したが、依然內部には兩派の對立が潛在し、中央においては反松岡派があり、地方においては殊に大阪において兩派聯合會が中央の合同にも拘らず合同の完了に時日を要し、一應成立したのちも依然たる分派的傾向にあり、これらは遂に表面化し、昨十三年十二月には舊全勞派は同聯合會より分離したが、加之、本年に入つては社大黨の東方會との合同問題、社大黨の勞働國策樹立をめぐる意見等は、遂に總同盟の產報方針をめぐつて愈々二重に深刻な內部對立を生じた。即ち、舊全勞派は總同盟の謂ゆる二本建方針に對し、「今次事變は諸般の體制に變革を促し、勞働組合も亦その社會的機能において根本的革正を接受しつつあることを認識し、或は部分的には國家社會の桎梏と代りつつあることを自覺するとき、皇國に生を享ける日本民族として虛心自らを沒我の境地におき、以て新しき體制の樹立と發達に協力し、國家民族の隆盛と人類文化に貢獻する覺悟がなければならぬ。此故にこそ我等は大阪に現存する我等の勞働組合の組織を解消し產業報國會に融合し、以て生產者一體の理想を顯現せん」といふ主張の下に產報一元化を以て臨み、十四年に入つて產報倶樂部結成を企圖し（詳細は別項參照）舊全勞大阪聯合會幹部を中心として屢々同派の幹部會を開いてゐる。此の種の動きを繞つて舊總同盟側との對立は愈々深刻化してきた。尙舊全勞派組織の產報への解消は昨秋來頻發しこれが中央における對立の激化を促したことも勿論であり、殊に本年東京向島大東紡吾嬬工場の關東紡織勞働吾嬬支部（舊全勞が壓倒的多數である）は六月十日總同盟を脫退、十六日同工場に結成された產報會に解消し去つたが、これに關聯して同支部副部長茅野眞好（全勞系）は組合解消關與者、統制紊亂者として除名された。この除名は愈愈兩派の對立を激化させる一つの契機となつたが、これによつて總同盟は從來の內部の矛盾を決定的に淸算すべきと所まで立ち至つたためである。かやうな事情の下にあつて、大阪聯合會內舊全勞派は七月十二日、擴大工場委員會なる同系統に關する組織を網羅する委員會を開き協議の結果、（一）勞資官三者を以て產業報國倶樂部（假樣）を設置し、勞働組合は之に解消すること、（二）右は本部中央委員會に上申すること、の最後的方針を決定した。他方本部派も其の方針（五月厚生省に要請した勞働國策に對する根本方針）を堅持してゐる以上、兩者の方針が完全に兩極に立ち折衝が絕望的であることは當然となつた。かくて總同盟本部においてはこの情勢を察知して七月十三日、舊全勞派の河野密氏（本部副會長・舊全勞委員長）に對し引責辭職を求めると共に、七月十五日付を以て中央委員會開催（同二十四日）の招集狀を發した。次に揭げる「意見書」はかゝる事態の下にあつて、全勞派が總同盟の分裂を賭しても產報運動に進まんとし、本部に對し產報運動に關する新情勢に卽應する新方針決定のための中央委員會開催を要望せる最初の意思表示である。本意見書は七月十八日付中央委員高橋涉、茅野眞好、白鳥廣近、山口常次郎、大森種市、鈴木悅次郎及中國代表三谷文太郎の七名の連署を以て會長松岡駒吉氏に提出された。

〔意見書〕　事變の遂行と大陸に於ける經濟建設は我等に對して無限の生產力を要求致してをります。經營と勞働との結合に依る生產一體

の産業編成こそ此の國家の要求に應へる唯一つの途だと信じます。本同盟は從來部分的階級的利益の追求の上に社會的使命を果したのでありますが、個人犠牲と公益優先の上に遂行せらるる戰時體制とは最早や一致しません。勤勞は生活のためにのみ行はるるのではなく、又事業は一家の繁榮と幸福の爲のみに經營されるのではなく、國家の目的と要求に奉仕するといふ根本的な産業道の樹立を要求されて居ります。本同盟は斯る情勢に即應する爲急遽中央委員會を開催し、左の事項を協議決定されんことを切望いたします。

一、社會大衆黨の勞働國策を具體的に實踐する事。

一、本同盟の産業報國會に對する方針は屢々誹謗し拒否するが如き態度あるに鑑み、左の如き具體的積極的方策を樹立すること。

（イ）本同盟の組織は部分的階級的對立組織たる事を認め、茲に經營と勞働の一體組織として誕生したる産業報國會に改組發展せしむる事。

（ロ）産業報國會發展の爲産業報國倶樂部（假稱）を組織し皇國産業道の樹立を計る事。

一、茅野眞好の除名は本同盟に内在する産業報國運動反對の露骨なる現れにして甚だ當を得ず。依而直ちに除名を取消さしむる事。

尙參考迄に産報倶樂部創立趣意書草案を添付致します。

かくて翌二十日の關東同盟執行委員會では兩者の對立もあつたが、此の間全勞派も對策を練り一切を河野、菊川兩氏に一任するに決定、本部側も時局柄事態の表面化を憂へ圓滿解決の工作を行ひ、二十四日の中央委員會當日松岡、西尾、河野、白鳥（菊川代）四者協議し、「時局柄除名其の他の問題を惹起する事なく單なる意見の相違として感情問題は一切拔きにし、笑つて袂を別つことにしたい」との松岡會長の希望通り意見一致し、中央執行委員會において松岡氏の經過報告、河野氏の袂別に至つた挨拶として時局論と共に總同盟に對する謝意を述べ、松岡氏もこれに對する挨拶と自己の見解を述べ、歷史的分裂の幕は松岡、河野兩氏の握手を以て閉ぢられた。この分裂に當つて松岡會長の發表した「袂別理由」、河野一派の「聲明書」及當日の出席中央委員は次の如し。

〔何故河野君等と袂別したか〕（七月二十四日付松岡駒吉署名。尙、機關紙「勞働」三三七號參照）昨年の春、協調會の提唱に依つて産業報國聯盟の結成さるるや我が産業資本家の中樞機關たる全國産業團體聯合會成つては一、二勞働組合の間に勞働組合不必要論起り、解散を主張するものすら起つたのであるが、本同盟は多年の實績と經驗に基き、國家の公的機關を以て任ずる勞働者の自主的組織と事業主若くは經營者との信頼と協力に依りて産業報國の實を擧ぐることが極めて有效適切なる手段と考へ、昨年十月全國事務會議においてその方針を宣明し今日に至つたのである。しかるに不幸にしてその後河野密君は組合を解散し欣然産業報國會に融け込むべしと主張し殊に鈴木悅次郎君等は本同盟を産業報國會に解消せしむる目的を以て竊かに産報クラブを結成し、本同盟の統制を攪亂し且つ組織破壞の策謀を企つるに至つた。本來ならば右諸君を直ちに除名處分に付すべきところなるも、私は多年の情誼と殊に重大なる時局に鑑みて寧ろ平和裡の袂別を可なりと確信し、それを同君等に勸告したのであるが、同君等の贊意を得て茲に快く袂別することとなつた。本同盟は冒頭の信念に基き輕佻なる世論に迷へる雜駁なる分子を一掃し

て、茲に一層强固なる結束を圖り、以て重大時局下に於ける本同盟の重責を完了し益々勞働報國の誠を致さんことを期するものである。

脱退派の聲明書は副會長河野密、總主事菊川忠雄、中央委員永江一夫、山口常次郎、鈴木悅次郎、大森種市、井上良二、高橋涉、茅野眞好、白鳥廣近、三谷文太郎等十一名の署名によつて二十四日發表されたが、その全文は、

〔聲明書〕 非常時局の際に區々たる爭ひをなすが如く觀られるのは極めて遺憾であるが、國策として採り上げられたる「產業報國會」に對する意見の相違によつて、我等は全日本勞働總同盟と袂別するの止むなきに至つた。强力に國策に順應すべしとする我々の意見が不幸にして拒否さるるに及んで、我等は、ここに別個の途をゝばざるをえなくなつたのである。思ふに現下の時局は重大であり、勞働國策を確立するの急なるは具眼者の均しく認むるところである。我等は多年の經驗を生かし、愛國の至情を傾けて一意政府と協力し以つて重大時局下における國家の至上命令に從はんとするものである。重ねて事變下に紛擾を起したることを謝し、衷情を披瀝して廣く天下に訴ふ。

因みに二十四日の全總中央執行委員會出席者は左の如し。

舊總同盟側　松岡駒吉、西尾末廣、原虎一、三木治朗、土井直作、德永正報、今津菊松、金正米吉、大矢省三、金光平。

舊全勞側　河野密、鈴木悅次郎、茅野眞好、大森種市、永江一夫、山口常次郎（高橋涉は缺席）。

社大黨合同問題對策　社大黨と東方會の合同問題に關しては「取扱ひ方法、協議の內容」等について多少不可解な點をもつてゐたやうであるが、それはそれとして同盟としては革新新黨の出現に對して（一）新黨が勤勞國民大衆の利害と理想に卽して資本主義の改革を行ふといふ建前を確立すること、（二）新黨は國民大衆に基礎を置く政黨たること、（三）したがつて、勞農大衆の職團と密接なる協力關係を確立し、その自主的發展に協力すること、といふ希望意見を以て臨んでゐた。この合同問題にそなへるべく總同盟は二月二十四日緊急中央委員會を開き（合同問題延期決定後であつたが）、（一）黨合同問題の社大黨今後の結束を强化するため本同盟としても友誼團體と協力して凡ゆる努力を拂ふこと、（二）本同盟所屬組合並に組合員に對しても前項の點に新たに注意するやう指示すること。（三）黨と組合との關係については今後充分協力出來るやうに兩者代表において協議を進めること、の三項を決定した。

勞働國策に關する要請　この要請決議については別項、運動方針のところで記述したため省略する。（運動方針及綱領の項參照）

大會、委員會、其の他　總同盟の本年度における主なる會合は次の如し。

全日本勞働同總盟第二十八年度大會　十一月三、四日於大阪、大阪實業協會館。〔出席代議員〕三〇五名。〔議長〕松岡駒吉。〔議事〕一、忠靈塔建設資金募集の件　二、皇紀二千六百年祭に關する件　三、會名を日本勞働總同盟と復舊し主張項目內より四項目を削除修正するの件（主張項目中より「（一）メーデーの全國的擧行　（二）國民健康保險の確立（三）商店從業員保護法の制定（四）國際勞働條約の批准並に勸告案の實施」の削除）　四、會則第一條及第二十一條並第二

十三條の修正の件　五、勞働國策に關する要請決議　六、銃後三大運動强化徹底に關する件　七、生産力　擴充と勞働力保全に關する件。八、戰時産業協力委員會の即時設置要望の件　九、次期大會に關する件　一〇、宣言(以上全部可決)。〔役員〕　顧問　安部磯雄、高野岩三郎、鈴木文治。會長松岡駒吉。副會長　西尾末廣。總主事　原虎一。中央委員　金正米吉、大矢省三、今津菊松、金光平、三木治朗　土井直作、德永正德、池善二。

總同盟は本年度大會においては從來の如き「運動方針」も「宣言」も發表してゐない。

尙右議案中、五・七・八の三決議案は十二月八日政府に要請されたが、七・八兩決議案の内容は次の如し。(第五號議案については別項運動方針の項參照)

生産力擴充と勞働力保全に關する件

〔提案理由〕(拔萃)　勞動統制も未だ部分的にして不徹底なるもの多く、組合の配分においても全國的均整と合理化は期されず、移動制限賃金引上停止令の發動は不當に勞働者を拘束しその生活を抑壓し自主的潑剌性を喪失せしめつゝある。生産擴充の强行は勤勞大衆を必然的に勞働强化と長時間勞働に追詰め、勞働保護規定は輕視され生産擴充の基本的要素たる勞働力は著しい磨滅と損壞の憂ふべき狀態に放置されるに至つた。統制の堰を破つて高騰する物價、住宅拂底は勞働者生活を低下せしめ不衞生不健全に陷入らしめてをる。……我等は生産擴充の基礎たる勞働力の維持培養、勞働者の自主性の發揚の緊要なるに鑑み、左に要項を示し政府に要求するものである。

〔具體要項〕(一)徹底せる勞働保護法規の制定、(二)生活賃銀制の確立。(三)八時間制を原則とする勞働時間制限。(四)失業保險の制定。(五)養老年金制の實施。(六)工場衞生施設、災害防止施設の完備。(七)福利施設の設置及改善。(八)臨時雇傭制の廢絶。戰時産業協力委員會の即時設置要請の件、

〔提案理由〕　職場における勞働者の精神を爽快ならしめ何等の不安も不平もなからしめ……受動化を除去し能動的ならしめることを必要とする。

〔委員會の構成〕　(一)　地方別に設置すること。(二)委員は政府當局が勞資問題に精通する知識と經驗を有する人格者を指名し、之に政府當局者が加はること。(三)委員會の決定に適當なる强制力を有せしめること。(四)委員には勞資に對する一定の指導權を有せしめること。

緊急中央委員會　二月二十四日於同盟本部。〔報告〕　一、大阪聯合會内部特殊事情に關する件　一、黨合同問題に關する件、其の他。〔議事〕一、社大黨對策に關する件　二、産業報國會對策に關する件

第六回中央委員會　七月二十四日於同盟本部。〔報告〕　(一)産業報國會に對する河野副會長、鈴木中央委員等の今日までの態度に關する報告　(二)事務整理員として、松岡、原、河野、菊川の四氏に一任することの承認　(三)河野副會長及松岡會長の挨拶

補欠別後初の中央委員會　七月二十五日於同盟本部。〔議事〕　一、中央委員補充の件　二、副中央委員選任の件　三、總主事選任の件(原虎一氏任命)　四、年度大會の件　五、部長補充の件、其の他。

第一回中央委員會　十一月四日於大阪。〔議長〕　松岡駒吉。〔議事〕

一、大會決定議案の處理（1、忠靈塔資金募集の件　2、勞働國策に關する件　3、皇紀二千六百年祭に關する件　4、其の他）二、部長互選の件（政治部長　西尾末廣、中央爭議統制部長　原虎一、國際部長　松岡駒吉、組織宣傳部長　今津菊松、其の他）三、政治部充實の件　（以上全部可決）

關東木材産業勞働組合大會　一月十五日於東京深川區清澄公園。〔出席者〕八十餘名。〔議長〕　森橋文治。〔議事〕　一、産業報國會に關する件、其の他。（全部可決）〔役員〕　合長淺沼稻次郎。主事田中治英。

日本縫工組合大會　四月二十四日於日本縫工會館。〔出席代議員〕一七〇名。〔議長〕　高橋和吉。〔主要議事〕　一、産業組合に對する組合出資增額の件　一、産業組合監督代表を大會に於て選定するの件、其の他。（以上全部可決）〔役員〕　組合長　藁科義茂。主事　高橋和吉。協同産業組合長　市川榮三。

因島勞働組合第十七回大會　五月七日於因島勞働會館。〔議事〕一、生産力擴充に關する件　一、休憩時間に關する件　一、請負工事人、職工供給制度に關する件、其の他。（以上全部可決）

高知建築從業員組合第十七回大會　五月十五日於高知出雲寮。〔議長〕氏原一郎。〔議事〕一、釘配給の具體的方法　二、今後の配給要望運動方針　三、大工業組合聯合會結成の件　（以上全部可決）〔役員〕　組合長　氏原一郎。副組合長　三宮材、土居三吉。

南葛、江東支部連絡委員會大會　六月四日於城東勞働會館。〔出席代議員〕一五〇名。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　二、戰傷病將士に對する感謝決議　三、廢品回收遺家族救援金獻金に關する件　四、陸軍病院慰問に關する件　五、餘暇利用に關する件　六、能率增進生活刷新委員會設置に關する件〔以上全部可決〕〔役員〕顧問大越半忠。議長　熊本虎藏。

千葉縣聯合會大會　六月二十五日於市川勞働會館。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　二、「愛國勞働號」獻納運動に關する件　三、貯蓄組合强化擴充に關する件　四、生活刷新運動に關する件　五、廢品回收遺家族救援金獻金運動に關する件（以上全部可決）〔役員〕會長　横山富治。主事　大迫榮治。

關東釀造勞働組合大會（於大津評議員會）七月十五日於市川市。〔出席者〕三〇名。〔議事〕一、物資節約廢品更生の件　二、生活刷新に關する件　二、愛國貯金の擴大强化に關する件　四、共濟制度確立に關する件　五、組合員教育徹底に關する件　六、「愛國勞働號」獻納に關する件（以上全部可決）〔役員〕組合長横山富治。副組合長加藤光平。主事　熊本虎藏。

東京莖工組合大會　十一月十二日於足立區千住信用組合。〔出席代議員〕五四名。〔議長〕　山口清治郎。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　二、出征將士家族慰問に關する件　二、支部調査部統一確立に關する件　四、銃後三大運動强化徹底に關する件（以上全部可決）〔役員〕組合長　熊本虎藏。副組合長　山口清治郎。主事　大迫榮治。

關東合同勞働組合大會　十一月十一日於日本勞働會館。〔出席代議員〕一〇〇名。〔議長〕　松岡駒吉。〔議事〕一、戰沒英靈並出征將士に對する感謝決議　二、銃後建設運動强化に關する件　三、購買組合の積極的活用に關する件（以上全部可決）〔役員〕組合長　松岡駒吉

主事兼會計　池善二。

尙、本大會において名稱を「中央合同勞働組合」に復歸した。

鐵工組合大會　十月十五日於日本勞働會館。〔出席代議員〕二〇〇名。〔議長〕原虎一。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　二、資源愛護無駄排除實行運動の件　三、規約改正の件　四、生産力擴充と勞働力保全に關する件（以上全部可決）〔役員〕顧問　内田藤七。組合長　原虎一。

製綱勞働組合第十一回大會　十一月六日於兵庫勞働會館。〔出席代議員〕二三名。〔議長〕三木治朗。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　二、皇紀二千六百年記念事業に關する件　三、金融部剩餘金處分の件　四、組合員表彰に關する件　五、生産力擴充及勞働力培養の件　六、銃後建設運動强化に關する件　七、支部役員の任期に關する件（以上全部可決）〔役員〕組合長　三木治朗。

關東同盟第年度大會（擴大評議員會）十二月十三日於日本勞働會館。〔出席代議員〕七〇名。〔議長〕松岡駒吉。〔議事〕一、銃後三大運動を捲起して勤勞大衆のために社會的正義を要求せしとき、我等は時代の尖端に立つてゐた。しかし今や時代は急變しつつある。さうして自由主義の凋落とともに、舊き形の勞働組合運動はその存在の基礎を失はんとしてゐる。しかも時代に應ずる産業及勞働の新秩序としての産業報國會運動は時代の不徹底と資本家のサボタージュと意識的勤勞層の不即不離の態度とによつて整備せる陣容と潑剌たる生命を與へらるることなく、單なる形骸に墮し去らんとしてゐるではないか。一方に勞働組合の社會的機構が停止せられ、他方に産業及勞働の新秩序が確立せざる事情のものとにおいて、生産力の根本をなす勤勞國民の荒廢は避けがた

致之を承認して可決、山口昌一氏が後記宣言を發表した。ついで組合殘務整理委員の發表があつた。（殘務整理委員長　山本繁善。委員　大森種市、矢野武雄、東久太郎、阪尾亮一、安坐義禮　龜井勘三郎、西尾重次、和田力彦、相原善藏　田中祐夫、平岡雄四郎）

〔解消宣言書〕我等ここに光輝ある全日本勞働總同盟大阪聯合會加盟各組合の解散を宣す、まことに感慨無量である。顧れば我等が産業の首都大阪に勞働組合の旗を押したてて以來すでに二十餘年。そのあひだ勞働組合の堅壘に據つて資本家の横暴と官憲の無理解とたたかひ、左右兩翼の策謀攪亂に抗爭し苦難力鬪、よく勤勞國民の大義を擁護し來つたことは我等の無上の誇である。いま建設と鬪爭のためのこの名譽ある我等多年の城砦を拋棄せんとするに當り萬感交々至るに何の不思議があらう。だが、我等の胸底に動くものは過去にからまる感慨のみではない。いな、そこに沸々としてたぎつてゐるものは來らんとする新なる任務に對する新なる感激なのだ。當こ自由主義の時代に我等が勞働組合運動を捲起して勤勞大衆のために社會的正義を要求せしとき、我等は時代の尖端に立つてゐた。しかし今や時代は急變しつつある。さうして自由主義の凋落とともに、舊き形の勞働組合運動はその存在の基礎を失はんとしてゐる。しかも時代に應ずる産業及勞働の新秩序としての産業報國會運動は時代の不徹底と資本家のサボタージュと意識的勤勞層の不即不離の態度とによつて整備せる陣容と潑剌たる生命を與へらるることなく、單なる形骸に墮し去らんとしてゐるではないか。一方に勞働組合の社會的機構が停止せられ、他方に産業及勞働の新秩序が確立せざる事情のものとにおいて、生産力の根本をなす勤勞國民の荒廢は避けがた

き運命である。精神的並に肉體的に剛健なる勤勞國民と彼らの合同的なる組織なしに生産力の擴充と、戰時體制と、長期建設とを希ふことは木に縁つて魚を求むるにひとしいであらう。かかる時局及時代の認識においてさきに勞働組合の建設によつて時代を先導せし我等は、いま同じ勞働者的果斷と、先驅者的矜持とを以て時代に追越されたる勞働組合の組織を解體し、新時代に適應する新組織として産報クラブを結成せんとする。もとより我等はこの新なる發足に對する責任の重大を痛感し、愼重なる省察と檢討を屢々重ねたる後、君國の危急に殉じて斷乎この犧牲の一路を選びとつたのである。かくて我等は自己の階級的組織の挺身的解消によつて獲得したる强き道德的權利を以て先づ、政府者に對しては、彼等が活動的なる勤勞層と積極的なる事業主とを包攝渾和することによつて業績協同體としての産業報國運動の形體と精神を充實し、同時に行はるべき社會政策の徹底的遂行と相俟つて勤勞階層のうちに國民再組織の基底を構築せんことを要望し、次に資本家に對しては、彼等が我等に倣ひ利益の追求を捨て階級組織を解消し、階級的偏見と封建的倨傲を淸算し、均しく生産者産業人として我等と手を携へて産業報國會の戰線に協力戮力すべきことを要求す。終りに、我國の勤勞大衆に對しては、新らしき時代とそれに應ずる産業人の新任務に覺醒し、先驅者的熱情を以て新秩序の建設に馳せ參ぜんことを勸請する。しかるとき始めて、我等は確信する、喫緊の戰時體制が産業の賣りにおいて完成せられ、待望の新社會秩序の基石が國民の間に据えられるであらうことを。かくて解散の宣言は同時に新なる建設の宣言である。これをして新なる時代認識への聲鐘たらしめ、新なる實踐の狼火たらしむべく我等は勇躍歷史的部署に急ぐのである。

運輸勞働厚生會の解散　昨年十一月産報運動擡頭するや、全總の方針に反對して總同盟を脫退した舊全勞系運輸勞働組合は名稱も表記の如く變更し、産報運動への協力的立場をとり來つた。本年に入るや、舊全勞系の總同盟脫退、産報クラブ結成の機運がもりあがるに至つた情勢に照應し、八月七日東京淺草、騎西屋において天滿會長、松井常任理事以下全員出席の下に解散式を擧行した。解散に當つて發表せる宣言は次の如し。

〔解散の辭〕（拔萃）（前略）吾が運輸勞働厚生會は、昨年十一月全日本勞働總同盟を脫退し厚生會結成當初より一意專心産業報國運動を實踐し來つたのであります。その結果、厚生會所屬の組織職場の殆んど全部が産業報國會の結成を見ました。ここに於て當初の聲明方針に基き自由主義經濟機構の副産物たる一方的組織たる運輸勞働厚生會を解散し、國家の國策的統制に對應し、新に事業一體たる産業報國會運動に出發するものであります。（以下略）

運動方針及綱領　總同盟は本年は全國大會において謂ゆる運動方針書なるものをとりあげてゐない。爲に總同盟の一貫した方針は窺ひえないが、大體において例の三大運動が基本方策として續行されるものとみてよからう。就中勞働國策並に産報運動方針においては昨年の全國事務會議で決定した方針を本年五月、厚生當局に要請書として提出した。（またこれと前後して六月一日付機關紙「勞働」は「産業報國會について」「産業報國會運動は單に勞資の調整を計るのみを基調とせ

ず、進んでこれを勞働行政中の中核とせんとするためには、その組織と運用について幾多の改革を加ふる必要がある」と自主的組織の法制化を主張してゐる。）また十月の年度大會においてもこれと同一の要請決議を行つたが、これを更に敷衍するため「勞働國策と總同盟」なる別冊を大會議案と共に代議員に配布した。それを左に掲げる。尚、綱領については當所年鑑前年版に既載した。

勞働國策に關する要請決議

（一）政府は現下の産業勞働統制並に編成の緊要なるに鑑み之を最も有效に促進するため、勞働の自治的訓練とその自發的努力の重要なるを認め、國家目的の遂行に協力せしめ得る勞働者の自治的組織の發達と助長を計られたし。

（二）産業報國會をして眞に皇運扶翼の大理想を行はしめんがために左記各項を實行されたし。

イ、（一）の條件を具備せる産業勞働團體との力に依り全國的中央指導機關を組織せられたし。ロ、勞働者側委員の選任方法は勞働者側の公選とせられたし。ハ、勞働部を設け下意上達と上意下達を計り、その決定事項の徹底を期し、更に地方的、産業別的　全國的連繫　織を認められたし。ニ、既存勞働組合にして既に本會の眞精神を把握し且つ永き實踐的功績あるものをも、それが勞資一體の組織に非ざる事を理由とし、之を有害視し或はその組織を阻止し之を解散せしめんとするが如き傾向あるは國家のため寔に深憂に堪えざる所なり。政府はよろしくその局に當るものを自戒せしめられたし。

勞働統制に關する態度（「勞働國策と總同盟」より拔萃）　産業報國會の目的とするところは、凡ての産業はその經營も勤勞も報國の精神に立脚し國家奉仕の見地より自己の利殖、生活のためのみに非ずして皇國の興隆に寄與貢獻せねばならぬ、とするにある。これは日本國民の等しく贊意を表する所であつて産業經濟の一大理想なりといはざるをえない。而して凡ての産業人はこの精神と理想を以て生産に從事するにはもとよりすべての資本投資家も亦この大理想を實踐躬行するに非ざれば現下の戰爭遂行の國防と將來の長期建設のための生産力擴充を實行することは不可能なりと信ずる。しかしてこの理想實現のためには單に勞資双方に對し産業報國の精神を普及徹底せしめるのみならず、更に進んでその達成のための具體的方策が最も緊要である。いふまでもなく産業報國の理想實現の横杆は産業勞働の組織であつて、勞資の自治的訓練による潑剌たる能動的の協力をその根柢としなければならぬ。既に我國の資本家側においては夫々自治的の職業別又は産業別地方的又は全國的の組織を有して居るが故に、勞働者側にも亦自治的組織を助長發達せしめて國家は是等勞資の自治的組織をして國家目的遂行のために協力を促し且その目的達成のために嚴に之を統制することが最も妥當なる方策なりと信ず。しかしながら我國の現狀は眼前に國家總力をあげての日支事變を遂行し、今後亦東亞新秩序樹立のための長期建設を敢行せねばならぬ大使命を有するのであつて、産業勞働の組織は一日も忽にするをえない緊急を要する問題といはねばならぬ。しかるに歷代の内閣に確乎たる勞働政策なく、ために七百萬の勞働者の放置せられ

來つた現狀において既存の勞働組合を基準として産業勞働の統制を行ふことの不可能なる狀態にあることは誠に遺憾である。從つて政府が今日産業報國會運動に依つて未組織の勞働大衆に一の組織を與へやがてこれを産業勞働統制の基準たらしめんとすることは、我等も亦これを諒解しうるところである。

然し産業報國會は漸くその緒につき形式を整へつつあるに過ぎないのであつて、今後經驗と實踐を通じてこれが進歩發達を促し、その不備缺陷はこれを是正しその組織と運用に改善を加へ以て産業勞働統制に萬全を期すべきなりと思惟せらる。しかるに我等が産業報國會の完成に對し我等の要望をなすをもつて我等の眞意を曲解し、我等が産業報國運動に對して全面的に反對するものなりと斷ずるものあるは我等の深く遺憾とする所である。我が總同盟の産業報國會に對する態度は、昭和十三年十月の全國事務會議において決定せる「産業報國會に關する指示事項」に明なる如く産業報國運動の正しき發展に對して積極的協力をなしつつあるのであつて、現に我が總同盟の組織工場において多數の産業報國會を結成せる事實に徵するも明かである。かくて産業報國會が實踐を通じその不備缺陷を是正して正しき發展を遂げ勞働組合また益々勞働報國の實を擧ぐべくその運用に努力するにおいては、産業報國會も勞働組合もやがてその軌を一にするに至るのであつて又かくあらしめねばならぬと信ずる。

全大阪市從業員組合の解消大會 十月十八日於大阪中ノ島公會堂

〔出席者〕 四〇名。〔議長〕 田萬清臣。鹿嶽常任の經過報告、南奈良夫氏の解散の辭があつて解散が決定した。

〔解散の辭〕（拔萃） 吾等は親愛なる組合員諸君と共に事變勃發以來既にこの事を豫期して、さきに協調會より産業報國會の提唱あるや直ちに之に賛同し、調査研究の上、成案をえて屢々市當局に對して其の要請をなし漸次其の目的達成と之に附隨する諸般の準備を進めて來た。市當局は之に基き事業報國會を組織するに至つた。この市事業報國會は吾等が度々指摘したる如く決して完全なものではない。依りて之が改善と勞務對策の合理化と、報國會の諸機關の活動とは市會における政治的活動によりて適切有效にその效果の實現することを期待するものである。親愛なる組合員諸君、吾等は以上の認識に基く諸君の要望に從ひてこに歷史的な組合解散式を行ふものである。

（附）産報クラブの結成事情

全日本勞働總同盟の産業報國會に對する方策は五月の要請全國大會での決議にみられるやうな一貫した方針が立てられてゐる（そこに示されてゐる自主的組織云々が厚生省當局の方針と合致するがどうかはしばらくおくとするも、勞働組合の即時解散、産報會絕對支持の見解と完全に背馳してゐることは明白である）が、これが總同盟內部の對立となり、舊全勞派の別離をみるに至つた理由であつた。しかし會長松岡駒吉氏も産報聯盟の專門委員であり、舊全勞派の先鋒鈴木悅次郎氏も亦同樣に産報聯盟の專門委員として列してゐる。この鈴木、河野氏等の舊全勞派は産報會積極支持を表明し、又現に組織工場に産報會を積極的に結成し來つてゐるが、この方針

が社大黨の「勞働國策」との完全な一致のもとに進められてゐることはいふまでもない。そしてこの一貫した方針は「産報クラブ」案・産報會規約準則及「趣意書」の中に具體的に窺ふことができる。いまそれらを左に掲げる。

〔産報クラブ案〕

第一條　本會は産報クラブと稱す。

第二條　本會は産業報國運動の精神に基き産業及勞働の國家的使命を體し皇國産業道の普及及宣揚を圖るを以て目的とす。

第三條　本會は前條の目的を達するため左の事業を行ふ。

(イ)産業報國精神の普及徹底に關する事項。(ロ)産業報國會の連絡及活用に關する事項。(ハ)産業及勞働政策の樹立並其の實現に關する事項。

第四條　本會は本會の趣旨に贊同しその事業に協力するもの及贊助會員を以て構成す。

第五條　本會に左の役員を置く。

會長　一名。顧問・評議員・地方委員長・地方委員　各若干名。

第六條　會長及顧問は評議員會において推薦す。評議員は會員中より會長之を委囑す。地方委員長は評議員中より會長之を任命す。地方委員は會員中より地方委員長之を任命す。

第七條　本會は左の機關を置く。一、評議員會　二、地方委員會。

第八條　評議員會は會長、顧問、評議員を以て構成す。地方委員會は當該地方における評議員、地方委員長、地方委員を以て構成す。地方委員會の下に班を設くることを得。評議員會、地方委員會には贊助會員の出席を求むることを得。

第九條　本會の經費に關しては別に之を定む。

第十條　本會則の運用に關しては會長別に之を定む。

〔産業報國會規約準則〕

第一條　本會は○○産業報國會とす。

第二條　本會は○○會社の社長以下役員職員及勞務者の全員を以て組織す。

第三條　本會は綱領を體して會員相互の意思疏通を圖り事業の發展に協力し、會員の福祉を增進し、事業一體産業報國の實を擧ぐることを以て目的とす。

第四條　本會は前條の目的を達成するため左の事業を行ふ。

一、産業報國精神を涵養する爲必要なる事項　一、能率增進、待遇、福利、共濟、保健其他の問題に付意思疏通の實を擧ぐるため必要なる事項に關する懇談會の開催　一、敬神崇祖、教養、保健、福利、共濟、慰安、國策經濟への協力、銃後々援の强化持續等に關し本會に於て行ふを適當とする事項　一、其他本會の目的を達成するため必要なる事項

第五條　本會に左の役員を置く。

會長一名、副會長二名、委員若干名、幹事若干名、顧問若干名。

第六條　會長には當社々長（工場長、所長）之に當る。副會長一名は事業主側より選び、一名は勞務者側より選出す。委員は職員及勞務者中より定め半數は勞務者側より互選す。幹事は職員及勞務者中より定め半數は勞務者委員より互選す。

第七條　産業報國會委員會は毎月一回開催す。

第八條　産業報國會の發展に關する經費は會社の事業費に計上す。福利、共濟等の費用は別に之を定む。

第九條　産業報國會委員會の協議内容は毎月一回監督官廳に報告すべきものとす。

第十條　本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む。

（委員會運用に關する注意）

一、委員會に於ては待遇共濟福利保健等に關し充分意思疏通を圖る樣留意すること。一、年一回必ず神社參拜を爲すことを報國委員會の決定と爲す樣提案すること。一、國家的な事業として産業報國會の擧行を提案すること。

以上の具體案についてはなほ一般の檢討を受けてゐないため實現性並に將來性について容易に斷案を下しえないが、産報クラブ案はクラブの結成が報國聯盟と併行し、内容に勞働組合的殘滓を有してゐるが、クラブ派は産報絶對支持であり、この點において總同盟派と對立的であるところでもある。したがつて右の二點の如きも過渡期の問題であらう。

〔趣意書〕そのうち産報運動の「意義を生かせ」といふ當面の目標を拔萃すれば、

一、（イ）國家機構たらしむるやう法制化すること。（ロ）下意上達機關を設くること。（ハ）指導機關を設くること。（ニ）各種運動の上の諸機關に勞務者側委員を半數參劃せしむること。（ホ）中央組織を作ること。（ヘ）中央地方とも民間專門家を參加協力せしむること。

二、會社法の改正により資本款屬を廢除すること。

三、各省に散在せる勞働監督組織を一元化すること。

四、勞働管理官制度を設くること。

五、勞働裁判所を設くること。

六、全國を九區（北海道、東北、關東、中部、北陸、近畿、中國、四國、九州）に分ち勞働局を設くること。

七、賃金統計局を設くること。

八、勞働狀態の調査を急速に行ふこと。

九、勞働調整基金制を設くること。

一〇、國民勤勞保險制度を確立すること。

尙、勞働組合を「クラブ」へ組織替するに當り如何なる理由を擧げてゐるか、これについて、前記「趣意書」は次の如く宣明してゐる。（拔萃）

『我等は前述の如き觀點に立ち勞働組合が今日重大なる轉機に立ちつつあることを率直に表明する。勿論我々は世の頑迷者流　勞働組合を人類社會の害惡の所産なりとする說に贊同するものではない。資本　專制に掣肘を加へ勞働者に規律と光明を與へ、その生活を豐富にして過去の甚しき奴隷的境遇より解放せる功績、且自覺なき大衆に自覺を與へて政治を少數特權階級の壟斷から解放せる業績は、勞働組合の殘せる偉大なる足跡である事は否定すべきでない。我國の勞働者を封建的隱遁と退嬰の中に終始して苦惱を續け來つた境遇より今日の境遇にまで向上せしめたる事績は、我々の行ひし勞働組

合運動の成果ではないか。思へ、我國の社會政策が實施せらるるに至つたのは勞働組合運動の發達によび醒まされたからではないか。しかし乍ら事變は諸般の體制に變革を促し、勞働組合も亦その社會的機能において根本的革正を接受しつつあることを認識し或は部分的には國家社會の桎梏と化しつつあることを自覺するとき、皇國に生を享ける日本民族として虚心自らを沒我の境地におき以て新しき體制の樹立と發達に協力し國家民族の隆盛と人類文化に貢獻する覺悟がなければならぬ。この故にこそ我等は大膽に現存する我等の勞働組合の組織を解消し、産業報國會に融合し、以て生産者一體の理想を顯現せんとするものなることを宣言す。幾十年同志の血涙によつて築き守られ來つた我等の勞働組合の組織の解消は感慨無量なるものがある。とはいへ國家民族の危急に際し僚友と手を携へて大膽に自己解消の難行を斷行し、國家民族に奉仕しうるはひそかに我等の誇りとする所である。然し乍ら此の解消は産業報國運動の健全なる發達を希ふが故である。しかるに前述の如く現在の産報運動には幾多の改革を要するもの多く、これを放任することは産業報國運動の發達に資する道ではない。依て我等は勞働組合の組織體を解消すると同時に産業報國運動の助成發達を希ふ一つの機關として産報クラブを組織する。もとより産報クラブは勞働者のみの組織體ではなく經營、勞働其他志を同じくする人士の産業報國運動助長の純然たる機關として設けられ、此の目的達成と共に此の組織も亦終止さるべきものなることを宣言す。』

かくて舊全國勞働側は産報クラブの創設、勞働組合解消問題について、種々と各地方で具體案の協議を遂げつつあつたが、大體の見透しもついたのを機會として八月八日東京芝協調會館に産報クラブ結成連絡委員會を開催した。當日の出席者、協議事項、聲明書は次の如し。

〔出席者〕鈴木悅次郎、山本繁善、永江一夫、三谷文太郎、高橋渉（座長）、白鳥廣近、天滿芳太郎。

〔協議事項〕一、産報クラブ結成の範圍と時期に關する件（申合せ事項　1結成準備會は九月末迄に成立せしめること　2十一月三日明治節に創立大會を行ふ　3豫定クラブの構成範圍は超黨派的にして廣く衆知を集め同志の參加を求めるため左の委員を擧げる――鈴木白鳥、高橋、永江、三谷、但し一般識者の場合は河野を加へる）二、名稱の件　當分の間産報クラブ結成連絡委員會とす。三、事務所の件（略）　四、會計の件（略）　五、政策、綱領、主旨の件（未定）　六、聲明書の件

〔聲明書〕「支那事變勃發以來三ケ年長期戰下に於ける急務は産業勞働の體制を強化し、生産力の擴充に貿易の振興に全産業人の總力を擧ぐるにある。政府また思を爰に致し産業報國會の運動を全國的に展開し戰時産業勞働政策の根幹たらしめんとしつつある。是れ我等の衷心より共鳴するところにして、全力を擧げて支援協力し以てこの劃時代的政策の達成を期せんとする。思ふに戰時に於ける勞働國策の樹立の急なるは歐洲大戰當時に於ける交戰各國の痛感せるところであつた。この苦き經驗に基き産業勞働の國家的統制は戰後における一大課題とせらるるに至つた。今や第二次世界大戰を前にして新に登場せる産業勞働政策の國際的傾向もまたこの線に沿ふものなりと信ず。我國は從來遺憾ながら産業勞働政策のみるべきものがな

かつた。しかるに支那事變の勃發をみて國家の總力を擧げて戰ふの必要に迫られてより産業勞働國策確立の急務が痛感せられ、産業報國會運動の誕生をみたのである。我等はむしろその遲きを嘆ずるものであるが、政府自らこの運動を指導せんとする決意を多とせざるをえない。

戰時における産業勞働國策は單に勞資の調整といふ狹隘なる領域に限らるるものに非ず、生産力の擴充、勞働需給の調節、賃銀の統制、皇國産業精神の昂揚等廣汎なる分野に及ぶものである。この目的を達成するためには從來の一方的組織に依つては不可能である。ここに政府を中心とする産業報國會運動の使命があるといはざるをえない。我等は多年勞働運動に從ひ勞働組織に經驗を有するものであるが、現下の重大時局に鑑み憂國の熱情止み難く、進んで政府を支援せんと決意するに至つた。廣く同憂の士を天下に求め産報クラブの組織を促進し、以て國家總力戰體制の完成に邁進せんとする所以である。政府また産報運動の重大性に顧み、廣く民間經驗者の技能を動員せんことを望む。」

かくて十一月三日豫定通り伊勢宇治山田猿田彦神社において左記の如くクラブ創立宣誓式を擧行した。その後における運動はあまり表面的活動としてとりあげるほどのものはなかつたが、クラブそのものが産報會促進の團體でもあり、その組織形態も過渡的・一時的のものとしての制約があつた故であると考へられる。

宣誓式における宣誓並に當日決定せる會則、役員は次の如し。

〔宣誓〕 明治の佳節に當り皇祖大御神の大御前に額づき謹みて産業勞働の報國を誓ふ。我等大和民族の融和統合の永き歴史と精神を體し之によりて律せられたる新日本の協同を顯現せん。己を空うして今日の非常に處し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんことを惶み白す。

〔會則〕

第一條　本會は産業報國倶樂部と稱す。

第二條　本會は産業報國運動の精神に基き産業及び勞働の國家的使命を體し皇國産業道の普及宣揚を圖るを以て目的とす。

第三條　本會は前條の目的を達するため左の事業を行ふ。

(イ)産業報國精神の普及徹底に關する事項　(ロ)産業報國會の連絡及活用に關する事項　(ハ)産業勞働政策の樹立並其の實現に關する事項。

第四條　本會は本會の趣旨に賛同しその事業に協力する者及賛助會員を以て組織す。

第五條　本會に左の役員を置く。

會長一名。理事長一名。理事長若干名。評議員若干名。

自第六條至第十二條　(省略)

〔役員〕

會長　保留。理事長代理　鈴木悦次郎。理事　高橋歩、白鳥廣近、大森種市、山本繁善、三谷文太郎。

(三)日本海員組合

本組合は大正十五年創立以來穩健なる指導精神のもとにあ

つて海上勞働戰線を支配し、國際的にも國內的にも代表的な大組合である。本組合は滿洲事變後內部に一分派を生じ數年間內紛に終始して分裂の苦しみを經驗し來つたが、最近においてはそれらの復歸による合同を完成し、同時にITFを脫退して國際性を絕ち、海事協同會との連繫を密にして勞資協調・產業協力・戰時下海運國策への全的順應を積極化し、十三年に入つては更に日本勞働組合會議を脫退して海員協會と共に皇國海員同盟を結成し、更に綱領を改正し、或ひは海上精動聯盟を結成するなど、海運產業報國に向つての歩みを續けた。かやうな方向を辿りつつある海員組合十四年度の活動はどうであつたか。いまそれを左に揭げる。

運動の概況　海員の福祉の增進、待遇改善については海事協同會において處理され來つてゐる（詳細別記）が、其他組合の手による海事思想普及運動への努力、或ひは海員の消費生活の合理化を目標として、購買部の經營と並行して政府指定の綿製品配給事業に當つた。最後に異色ある活動としては皇紀二千六百年奉祝記念獻木と排英運動とがあつた。獻木運動に關しては海員關係團體を以て橿原神宮神域擴張工事に對する勤勞奉仕隊を組織し、皇國海員同盟の名を以て街路樹を獻納した。また排英運動については、神戶における國民大會に參加したほか、海員協會との共同國民大會を開きまた一日東京灣外に發生した英艦の淺間丸臨檢、船客拉致事件に對しては聲明書の發表、（橫濱、神戶における）討英演說會の開催などを行つた。

なほ年度大會の報告に基き、主なる活動を左に揭げる。

組織活動　十四年度における組合新加盟者は八、六八六名で、これは前年度末現在數（一二〇、七八一名）に對する七〇・二％　割合に當つてゐる。これは船舶量の增加卽海員の增加に依るものであるが、一方海上における海員組合の組織的特異性によること勿論である。いま最近五ヶ年における狀況をみるに、

昭和十一年度新加盟者	三、〇一六	新組織率	〇・〇三〇
同　十年度　同	三、九三三	同	〇・〇三七
同　十二年度　同	七、六五五	同	〇・〇七二
同　十三年度　同	八、〇四一	同	〇・〇七一
同　十四年度　同	八、六八六	同	〇・〇七二

尙、十三年度末組合員は一二〇、七八一名である。

待遇改善運動　その主なるもの次の如し。

(1)職長手當臨時增額及物價騰貴臨時手當改正協定　四月二十四日海事協同會に提議し、五月二十日(イ)從來の職長手當に對し向ふ一年間次の如く臨時增額し五月一日より實施する――一千五百噸未滿月額七圓、同上以上　月額七圓五十錢。(ロ)從來二千噸以下の普通船員一割七分、二千噸以上二割を支給したる物價騰貴手當は噸數の區別を撤廢して共に二割とし、四月二十三日より實施。

(2)對郵船職長手當增額交涉　交涉の結果、郵船は九月九日前の決定を取消し航路別に最低六十五圓、最高八十五圓（每六ヶ月）支給

を發表して解決。

(3)南氷洋捕鯨船勞務條件決定　昨年來日本が國際捕鯨協定に參加して漁期並に捕獲物に制限が加へられるに至つた事情を特に考慮すべき必要あり、昨年九月六日からしばしば交渉し同月二十八日協定成立。

(4)食料金增額運動

(5)機關部員臨時手當及見習船員臨時給與改訂　十一月の海事協同會委員會において、海上實歷に應じて機關部員の臨時手當の增額を決定しまた見習船員の臨時給與も賃銀調整令による陸上勞働者の公定標準賃銀に應じて改訂された。（內容省略）

(6)歐洲向船舶乘組員特別手當　九月二十六日の海事協同會特別委員會提案以後折衝の結果、十五年一月協定成立、十四年十月に遡及して實施された。

(7)一般船內勞務條件交渉　一船內乃至一社全船內における待遇改善の紛議に起因する勞務條件交渉件數は二〇三件（前年一八五件）で、そのうち食料改訂に關するもの七八件である。

(8)蟹工船勞働條件決定　十五年二月海員組合、海員協會と母船式蟹漁船組合との間に團體協約成立。

其の他の活動　其の他の活動としては、新潟出張所開設（五月）船員訓練所の開設（五月）、海員新聞の統合（六月）、支那事變二周年記念講演會（七月）、海事思想普及運動（八月）、船員給料委員會、船員表彰、忠靈顯彰一日戰死運動（十一月）、綿製品配給事業、無料宿泊所の經營等がある。そのうち宿泊所の狀況について述べれば、本年における宿泊者數は八千名に達し、このうち神戸宿泊所關係を除いたものにつき前年と比較すれば、實人員において八割、延人員において一割の各增加を示してゐる。（宿泊者が主として休職船員であることから推して、休職期間の短縮及海上勞働力需給關係の不安定がここにも明白に示されてゐることがわかる。）

日本海員組合第十八回年度大會　五月七日、於神戸組合本部。〔メローガン〕堅忍持久・長期建設・產業協力・海洋制覇。〔出席者〕五四二名。〔議長〕堀內長榮。〔議事〕一、十三年度事業報告　一、同上會計報告　一、正副組合長選擧　一、評議員選擧　一、規約改正　一、昭和十四年度運動方針書　一、應召船員並公用船乘組員の戰傷者優遇に關する件（以上全部可決）〔役員〕組合長　堀內長榮。副組合長　米窪滿亮。

運動方針及綱領　年度大會は十四年度における組合の運動方針を決定した。その運動方針書を左に掲げる。尚、昨年度大會決定の改正綱領については當所年鑑前年版に掲載した。

〔運動方針書〕（拔萃）

一、民族世界觀の徹底　八紘一宇の理想を宇內に顯現すべき天業を翼賛し奉ることは吾等の光榮ある民族的使命である。……皇道精神の實踐が之である。……この見地より吾等の爲すべきことは道義に立脚せる世界再建への協力——特にそれが前提としてアジア諸民族の文化水準の向上を目的とする東亞再建設への協力でなければならぬ。……今後における本組合運動の根本的目標はこの點に歸一されなければならぬ。

二、海運協同體の確立（前略）我國においては經營者及從業員は相

對立する二者に非ずして有機的且倫理的なる經營協同體の成員として觀念さるべきである。……本邦海運界の健實なる發展を目的とする海事協同會並國民精神總動員の趣旨を海上に徹底せしむることを目的とする海上國民精神總動員聯盟の實績は、かくて海運協同體の觀念の上に再認識される。……この意味において吾等は海運協同體の觀念に立つて海事協同會を再認識しその組織と機能の擴大强化を意圖してやまない……。

三、本組合の運動目標　(イ)船員保護の充實　(ロ)共同福利の增進　(ハ)精神訓練の徹底　(ニ)海事思想の普及

かくて本年度本組合の運動目標は、民族世界觀の徹底・海運協同體の確立・日本海運人的資源の涵養保持・國防並に防共への協力、の四點に集約せられる。しかして是が實踐については國民組織の一翼として本組合主體の完成を先驅的條件とすることはいふまでもない。從つてこれがために國民の凡ゆる階層よりの協心戮力を求むると共に組合幹部たるもの亦全船員の師表たるべく自己を啓發し、組合員の絶對的信賴の上に確乎たる信念を以て誤なく本組合の運動を進めなければならない。鋼鐵の如き統制と弛みなき訓練を通じて皇道精神を我國海運に顯現し以て皇運扶翼の實を擧ぐることは本組合不斷の一方針であるが、長期建設體制下において聖戰目的遂行のため本大會は特にこの方針を高調して全力的にその實踐を期する次第である。

(四)海員協會

海員協會は明治四十年高級船員を以て組織された社團法人であるが、大正八年頃より勞働組合化し、十年日本海員組合が成立するやこれと緊密に提携し、十五年兩組合は船主側と海事協同會なる協約機關を結成して、產業協力に協力し來つた。また昭和七年日本勞働組合會議が結成されるや海員組合と共に之に參加した。かくて昨十三年には海員組合と共に組合會議を脫退して皇國海員同盟を結成し、日本勞働國策協會に加盟してゐる。

いま本年における活動の一般についてみるに、それは海上國民精總動員聯盟或ひは皇國海員同盟を通じての活動即ち建國祭奉祝講演會、事變二周年記念講演會、排英市民大會或ひは海事思想普及の諸運動、銃後々援運動等が國民的規模において行はれた。更に橿原神宮への獻木運動、勤勞奉仕等の運動もあつたが、海運關係の活動としては船員整備調査會を通じての運動、船員保險法期成のための運動（船員法は本年の七十四議會において通過した）があつた。更に待遇改善關係においては海事協同會を通じてなされてをり、共濟事業としては、海員組合同樣協會の手を通じて、綿製品の配給を前年に引續き行ひ來つてゐるし、船員共濟部の事業は政府補助の杜絶に伴ひ、機構を改組して再出發を行つた。尙協會側の發表によれば十四年度末會員總數は一六、八三一名（內、甲板部八、二五五名、機關部五、七三五名、無線部二、七五七名）で、うち新入會者は一、〇六四名である。いま本年中におけ

る主要活動を各種の會合を通じてみれば次の如し。(改正綱領は前年版に既載した)。

第一回評議員會 一月十九日於本部。〔協議事項〕船舶職員法改正に關する件。

第二回評議員會 三月十一日。〔協議事項〕各種報告ののち、昭和十三年度事業概況並會計報告書承認の件を可決。

第三十三回定期總會 三月十五日於神戸協會本部。〔議長〕宮本吉太郎。〔出席代議員〕一四七名。皇軍將兵並に公用船乘組合員に對する感謝決議、船員保險法案通過促進に關する決議を可決して議事に入る。〔議事〕一、事業報告 二、會計報告

援蔣根絶排英市民大會 七月十九日神戸に開催された排英市民大會には海員協會も海員組合と共に參加したが、更に七月二十七日には海員協會及海員組合主催の市民大會を神戸に開き、宣言・決議を可決した。(議長 米津滿亮)

船員整備調査會全分科合同委員會 十一月二十四日於協會本部。〔議事〕一、商船教育體系整備に關する件 二、高級船員應急需給對策に關する件 三、商船教育行政統一に關する件 四、商船教育審議機關設置の件。

第四回評議員會 十二月十五日。〔協議事項〕一、第三十四回定期總會期日並議案決定の件。

二 東京瓦斯工組合

本組合は大正九年三月東京瓦斯株式會社從業員の親睦團體として創立した。其の後時流の影響下にあつて左翼的傾向を帶び、組合內部に全協系日本化學勞働瓦斯闘爭同盟に加盟し非合法運動關係者の檢舉事件(昭六・一二)を惹起したこともあり、昭和七年前後迄はいはば合法左翼の影響下におかれてゐたのである。しかしその後組合は、これがため、漸くにして築き上げた組織をも四分五裂の狀態に陷入れ、事實上崩壞した形になつてゐたが、昭和九年單一組織還元の目標の下に「東京瓦斯統一協議會」を結成し、十一年四月には全從業員を包括した「東京瓦斯工組合」を再建したのである。かくて十六年には日本勞働組合會議に再び加盟し、再建以來社會大衆黨を支持し來り、單一經營に組織をもつといふ極めて有利な條件の下にあつて再建後の組合は相當順調な運動を續けてきた。その向ふところは自主的勞働組合主義であり、產業報國運動具體化の後も組合との二本建を强調しつゝあるが、產報運動の强化擴大と支持政黨の方向轉換といふが如き情勢の變化は組合今後の動向にも重大な影響をもつものと考へられる。(組合員約三千名)

東京瓦斯工組合第四回大會 四月十五日於芝青年會館。〔代議員〕一八三名。〔議長〕大門義雄。〔議事〕一、消費組合設置に關する件 二、公債購入增額に關する件 三、體力保持の具體化 關する件 四、勞資懇談會常備的設置に關する件 五、宣言、其の他。(以上全部可決)〔役員〕組合長 大門義雄。書記長 吉田彌壽榮。顧問 平野錠藏。

〔宣言〕(抜萃) 最近勞働統制の問題に關聯して、ややもすれば

一部の見解は勞働統制が國策上強化される事によつて勞働組合の職能が既に解消するものであるかの如く認識されてゐる事は全く遺憾である。……一部の机上論は勞働組合を既成觀念から割り出して單純に公式化しその存在を否認せんとするが如き傾向は一面私的資本の本質を助長し之に拍車をかけるが如き意外の結果を生ずる事を知らねばならぬ。最近における産業報國運動が新しい勞働組織の如き立場に於て擡頭しつつあるが、該運動の勞資一體の精神は吾等も亦之を支持するに決して吝かではない。要は勞資の一體化は勞働者の勤勞報國と資本家の投資報國の一體化である。この自覺の發現なくして何等の意義もありえない。しかし當面の政治的目標に添うて協力一致するといふ限界において行はれなければならぬのであつて産業報國會の運動はこの目的を追求するところに理想運動としての意義がある。然るに今日一部には事業主に代ふるに事業者たる觀念を以てし、勞資一體の觀點を曖昧化し資本家の報國行動を問題外に置かんとするが如き傾向を示しつつあるのは吾等の全く遺憾とするところである。今日健全なる既存の勞働組合が階級打算の上に立つてゐると誰が云ひうるか。日本勞働組合會議及その加盟團體が既に國策の上に具體的に協力しつつある事實を觀よ。我東京瓦斯工組合は夙に昭和七年以來一部の非難を甘受しながら勞働組合の産業協力方針を體系づけ特に公共企業の國家的使命の達成を宣揚し以て組合の態度を決定し來つた。今や時局重大の秋に際し、勞働組合の再批判が要求されんとするに際し吾等勞働組合が進んで國家の産業勞働國策の上に協力すべき新しき任務と方向とを明かにし現下の國情に即して組合の方針を徹底化し以て公正妥當なる勞働組合の信念を局外に向つて宣言する。

三　東電職員同志會

東電職員同志會は東京電燈會社從業員（一府六縣二五支部）約三千五百名の組合員を以て組織された一經營專屬の組合である。今その沿革を辿つてみれば、大正十五年四月創立された東電從業員組合に始る。當時會社側の彈壓により翌月既に解散したが、再び九月には新たに「關東電氣勞働組合」として再組織された。その政治的色彩においては多分に左翼的傾向があり、昭和二年二月當時は勞働農民黨を支持し　統一運動全國同盟に加入し左翼的勞働組合として活動しつゝあつたが、昭和二年十一月には現實主義の「東電從業員組合」の分裂的再建が行はれた。其の後別に無産大衆黨支持の「東從組合改革同盟」が組織され同六年五月頃全協日本電氣東電組合のフラクション活動が有志によつて地下に組織された。かやうにして過去に階級闘爭的經歴をもつた東電從業員組合も滿洲事變後には反對に右翼的「東電護皇會」（昭八・二）その改組としての「東電愛國同盟」（昭一〇・五）と同一經營内において對立するやうになつた。しかしその後兩者の間に合同單一化の機運が再び擡頭し遂に本年三月この合同が實現し、東電從業員組合（東電は十三年五月綱領を改正し、同十二月組合會議を脱退した）と東電愛國同盟は過去の行き懸りを一掃して新に東電職員同志會を結成した。しかし産報運動には積極

的協力支持の態度を持し、東電内に産業報國會の結成されることある場合は謂ゆる産報の一元化を期して發展的解消をなすべき意圖を有してゐるやうである。いま大會報告にもとづいて同志會本年の運動概況をみれば、その主なるもの次の如し。

機關紙の改題　舊東從組合の機關紙として永い苦闘の歴史を持つ「東電勞働新聞」は一〇一號より「東電職員新聞」と改稱した。

健康保險部の設置　健保の問題を組合運動の一翼として取扱ふべきは年來の方針であるが、從來は兎角議員との連絡に不充分の點あり、たるに鑑み、新たに健康保險部を設置して連絡の緊密を圖り健保の改善向上に一段の努力をなす事となり、之が初代の擔當者として岡部氏が就任した。

妻子手當の發表　六月十九日妻子手當の支給が發表された。常任委員會はこの英斷に對して敬意を表すべきであるとの見解に一致し、二十七日開催の中央委員會に之を報告したところ、子女手當の差別に對し各中央委員より猛烈なる反對意見が起つた。しかし中央委員會は時局と産業人の使命に對する認識に基き、一應常任部の報告を承認すると同時に會社に對しては中央委員の空氣を反映せしめ、今後充分なる反省を求むることに決定し、具體的方法は常任部に一任することとなつた。よつて常任部は日を改めて磯谷福利係長と會見し右情勢をつたへて今後の注意を喚起した。

組織の發展　東京においては特に新宿支部の躍進目覺しくオール組織を完了した。地方においては前橋支部が顯著なる發展を示してゐる外、未組織であつた川越にも愈々近く支部の誕生をみんとしてゐる。

東電職員同志會の結成（東電從業員組合及東電愛國同盟の合同）三月十二日於東京芝協調會館。〔スローガン〕一、日本精神の宣揚皇謨翼賛　一、勞資一體の具現、産業報國の實踐　一、東電從業員組合東電愛國同盟合同大會萬歳　一、東電從業員の大同團結へ、電氣産業の全國的統一へ。〔司會者〕田中三代吉。〔議長〕池上榮吉。〔出席代議員〕二五四名。大會に入るに先だち合同式が行はれた。（岩永榮一氏合同經過を報告し、東從側岩永、愛同側田中の兩氏合同の握手を交して成立）次いで表記新團體の結成大會に入つたが、主なる議事は次の如し。

〔議事〕一、新團體名稱の件（表記）二、綱領決定の件（別記）三、規約（別記）四、宣言（別記）五、役員（會長池上榮吉、副會長太田黒正記、顧問岩永榮一、田中三代吉）（以上全部可決）

〔綱領〕一、吾等は我國體の本義に基き日本精神を宣揚し以つて皇謨翼賛に邁進せんことを期す。一、吾等は電氣産業の國家的重要使命を自覺し勞資一體の具現公正なる福利の增進を圖り以つて産業報國の實踐を期す。

〔規約〕（抜萃）第一條　本會は東電職員同志會と稱し、本部を東京市に支部を各地に置く。第二條　本會は綱領宣言決議の徹底並に其の遂行を目的とす。第三條　本會は主として東京電燈並に其の傍系會社の職員を以つて組織し支部を以つて構成單位とす。第七條本會に左の機關を置き會務を處理するものとす。一、大會　一、擴大委員會　一、中央委員會。第二十五條　本會に左の役員を置く。一、顧問若干名　一、會長一名　一、副會長

一名　一、中央委員若干名　一、書記若干名　一、會計監査若干名

第三十二條　會費は月額三十錢とし毎月末迄に納入するものとす。

〔宣言〕（拔萃）　今日まで吾東電内に於て相對立し來つた東電從業員組合と東電愛國同盟の二團體が過去一切の行懸りと感情を清算して東電從業員の久しき待望に應へ茲に歴史的合同大會を擧行するに至りし所以のものは、電氣産業の國家的重要使命を自覺し勞資一體の顯現、産業報國の實踐を期するにある。吾等は本日この兩團體の歴史的合同大會を擧行し新團體を結成するに當り、この未曾有の國難を打開するため一黨一派に遍せず革新陣營の全國的統一に努力すると共に、我國體の本義に基き日本精神を宣揚し以つて皇謨翼賛聖戰貫徹に向つて邁進せんことを誓ふものである。

擴大執行委員會　二月二十一日、於東京下谷公會堂。〔出席者〕　約三十名。〔議長〕　豊島十九。　この緊急擴大執行委員會は東電愛國同盟との合同に關するものであり、岩永委員長の合同問題經過報告をめぐり活潑な質問討論ののち、前橋支部の條件付合同を除いて他は全部合同賛成に決し、一切を五名の合同準備委員に一任して閉會した。

其の他の主なる會合

第二回中央委員會　四月二十六日於下谷公會堂。

〔議事〕　一、新聞題字變更の件（東電職員新聞と決定）　一、マーク及會旗決定の件、其の他。（以上全部可決）

第三回中央委員會　五月二十七日。〔議事〕　一、妻子手當の件。

第四回中央委員會　八月二十二日於本部。〔議事〕　一、本社交渉經過報告　一、マーク決定の件、其の他（以上全部可決）

第五回中央委員會　十一月二十四日於本部。〔議事〕　一、健保交渉報告。一、本社交渉報告。一、マーク決定の件、其の他。（以上全部可決）

四　興國交通勞働總聯盟

興國交通勞働總聯盟（日本交通勞働總聯盟）は大正十五年五月東京市電從業員自治會（東交の前身）、大阪市電從業員自助會、横濱市電共和會及函館水電交演會によつて結成され、當時の單なる連絡機關から昭和六年十一月の擴大中央委員會において交通運輸勞働戰線の統一・中央集權制の確立を決議して以來、果敢な運動を展開し來り、最近迄合法左翼勞働組合運動の中心的勢力として、大組織としての闘爭力を發揮し來つた。しかし對支事變が勃發するや、昭和十二年十一月の擴大中央委員會において、一擧闘爭激發主義の清算・謂ゆる三反主義産業協力主義を採用したのであるが、事變下における聯盟體としての活動はむしろ消極的であつたといふのほかなく、極めて最近においてはむしろ單なる連絡機關化し去つたかの觀がある。殊に産報運動の著しき進展と共に加盟有力組合が、夫々の組織をこの産報の發展に呼應して一元化の方向を辿る曉においては、聯盟自らの運命も亦それによつて自滅すべき現狀にありといはざるをえないやうである。

東京交通勞働組合はその前身を東京市電自治會（大一三・五創立）に發足するが、自治會は親睦團體から漸次勞働者組合に變遷し、以後左右兩派の對立、左翼派のヘゲモニー獲得

となつたが、その間これは昭和二年八月の分裂、昭和三年六月の合同となり、「東交」が結成されたのである。結成宣言亦戰線の統一・階級對階級の對立の上に立つて、と述べてゐるが、爾來、この立場にあつて政治的にも勞農無産協議會の結成（昭一一・五）或ひは日本無産黨の結成（昭和一二・二）、日本勞働組合全國評議會に呼應して反ファッショ人民戰線の統一を强調（組合内に社大黨支持のものもあつたが）し、十二年の人民戰線派檢舉事件の際も佐々木委員長以下多數の首腦部が檢舉されるに至つた。かくの如く、東京交通勞働組合は市電一萬三百の從業員を傘下に誇る我國陸上勞働戰線における産業別大組織としてその組織の上に健闘を續けて來た組合である。これを局内の經濟闘爭についてみても、東京市電における數次の大爭議を闘爭激發主義によつてこれを指導し合法左翼派の代表的大組合としての闘爭經歴を示してきた。しかし事變が勃發するや組合は從來の闘爭第一主義を拋棄して産業協力主義に轉化し、兵器献納、國防献金、慰問袋の發送、愛國貯金の勵行等の銃後活動に方向を轉ずると共に、市電氣局事業にも積極的に働きかけ、就中産報運動の擡頭に當つては東京市電氣局産業報國會を結成（十三年八月）し、昨年の擴大中央委員會においても「産報の正常なる發展に協力するは勿論實現の曉は速に勞働組合を解消する」と宣言した。其の後本年度における「當面の活動方策」中にもみられる如く未だその機にあらずとして一定の基準の下に産報・組合の謂ゆる二本建を堅持し來つてゐるが、組合の解消についても條件付の見透しを以て臨んでゐることは注目すべきであらう。この事は最近組合が正式に支持し來つた社大黨に對する態度においても、黨が本年東方會との合同に頓挫した前後より社大黨に對しては消極的・批判的方向にあるし、このことは産報に對する方針との間に一定の原則を以て臨んでゐるやうでもあり、之等の問題は何等かの形において、産報に對する東交今後の方針の上に決定的に作用するであらうと思はれる。

尚、交總加盟組合中大阪における大阪市電從業員組合及大阪市電交通勞働組合は共に大阪市電氣局關係從業員を以て組織し、政黨支持・産報方針においても最近に於ては東交のそれと大體同一の方向にあつたと思はれる。いま兩組合の沿革についてみるに、大正十一年六月約四千名の市電關係從業員を以て西部交通勞働聯盟が組織され、同十三年大阪市電大爭議を契機に指導部の檢舉によつて一時壞滅に瀕したが、十四年には既に大阪市電自助會として再建された。翌年交總に加盟、昭和六年には局内闘爭同盟を結成し、九年にはこれを構成する大阪市電氣勞働組合、大阪市電愛友會との戰線統一に成功し大阪市電從業員組合を結成した。この合同に當つて自助會内に右翼派の分裂があつたが、十二年四月再び合同し、大阪市電交通勞働組合（運輸關係）が成立し、市電從内技術

關係從業員は大阪市電從業員組合として殘存したが、共に交總加盟組合として一身同體の關係を保つてきた。これら在阪兩組合も東交の歸趨が直ちに影響する現狀にあつてみれば、これらの諸組合も亦東交のそれと同一の方向を辿りつゝあるものとみて差支へないであらう。

いまこれら交總及加盟組合の本年度運動の概況についてみれば大體において運動不足の感がないでもなかつたが、主なる活動は次の如くである。

東交・扶助會一元化問題　東交は九月五日の中央委員會において東交と交總相互扶助會の一元化に關し協議し、更に十月の擴大中央委員會或ひは扶助會大會においてこの一元化・厚生部の新設を議決した。いま九月の中央委員會が決定した方針を掲ぐれば、それは次の如くである。

〔東交と相互扶助會との一元化に關する件〕

一、現在の東交事業部並救援部を廢して新に「厚生部」を新設し、その中に扶助會を合併する。

二、厚生部長は大會にて常任執行委員中より選定し、部員若干名（約十名）は執行委員及中央委員より大會にて選出す。

三、厚生部に專任會計二名を置き大會にて執行委員及中央委員中より之を選出す。

四、會計檢査委員は電車部（三）、自動車部及非乘務部（各二）の割合にて大會にて中央委員より選出す。

五、從來の扶助會事業は原則として全部之を踏襲し其他組合員の福祉を增進すべき適當なる事業を行ふ。

六、從來の本部費と扶助會費と合したる額を新本部費となす。

七、本部經常費は會費一人當七錢宛を之に當て、殘餘は全部厚生部事業資金として嚴重なる別途會計とする。

八、會費の徴收事務は當分の間厚生部會計において取扱はしむること。

大阪市電氣局事業報國會對策　大阪市電氣局は六月十二、十三の兩日運輸部、電燈部其の他の從業員代表を招き産報會的「事業報國會」の結成要項を發表した。これに對し組合側は「事業報國會」なる名稱の特殊性其の他に付き當局の意途に關して交渉を續けた。いま左に報國會要綱並に組合側の希望條項を掲ぐれば次に如くである。

〔大阪市電氣局事業報國會要綱〕

一、綱領案　一、我等は國體の本義に則り事業報國の實を擧げ皇運扶翼の誠を至さんことを期す。一、我等は公共事業の國家的使命を體し上下一體業務に精勵せんことを期す。

二、名稱　大阪市電氣局事業報國會とす。

三、組織　局長以下全員を以て組織す。

四、目的　事業報國會は會員相互の意思疏通並に其の福祉增進を圖り上下一體本市事業の發展に力め事業報國の實を擧ぐるを以て目的とす。

五、事業　（一）國民精神作興、能率增進、業務改善、災害事故防止體育、待遇、福利、保健衞生に關する懇談會の開催。（二）訓育教育、其の他本會の目的達成に必要なる事項。

六、役員　會長、局長之に充つ。副會長、各部長之に充つ。幹事、

總務課長及勞働課長之に充つ。委員、事業實施上必要あるときは會員中より會長之を命ず。

七、會費　徵收せず。但し會長必要ありと認むるときは徵收する事あるべし。

八、懇談會　(1)種類　係所・課・部・局各懇談會。(2)組織　(一)座長（イ）局懇談會座長は局長之に充つ。（ロ）係所・課部の各懇談會にありては所屬長に付局長之を命ず。(二)委員　(1)資格　（イ）本務採用後二年以上局業務に從事せる者。（ロ）男子滿二十年、女子十八年以上の者。(2)任命方法　（イ）係所懇談會、少くとも半數は會員の推薦による者其他は會長の適當と認むる者より會長之を命ず。（ロ）課部局懇談會にありては半數は推薦によりて委員たる者、他半數は會長適當と認むる者。(3)定數は推薦方法は會長別に之を定む。(4)任期は一年。補缺は前任殘任期間とす。(三)開催回數　座長必要あるときは增減することを得。（一）係所懇談會（二月毎、年六回）（二）課懇談會（三月毎、年四回）（三）部懇談會（四月毎、年三回）（四）局懇談會（六月毎、年二回）

〔當局案に對する希望條項と理由〕

一、名稱について　殊更「事業報國會」なる異名を用ひるが如きは一方的立案である。產報に關聯なき非常務取上げの暴舉等を合せ見るとき產業報國の眞精神に合致せざること甚しく、基本觀念に付充分質し反省を求めると共に「產業報國會」と改稱を望む。

二、組織について　局外は全員一體組織とし、局との間に連絡統制のため聯合體を作り全市一體化を期すること。

三、機構及役員について　報國會上部機關がなく運用が當局獨占で協力的機構構成でない上、部迄も協力的機構として從業員代表も參加協力しうる樣改正して役員會を作られたい。

四、事務局について　片手間仕事の如きでは產報の活用は望まれない。事務局を設けて專任書記をおき、事業の積極的運用をはかられたい。

五、各懇談會について　（イ）部・課・係又は所懇談會に夫々世話役として指名及推薦による幹事二名をおき、懇談會の活用を期せられたい。（ロ）懇談會が各二ヶ月、三ヶ月、四ヶ月等に開催が間延びしては實情に即した運用は不可能で形式に墮する故、開催は必要に應じできるやうされたい。（八）各懇談會において意見一致したる事項は逐次實行するやうされたい。

交總第一回中央委員會（常任委員會　三月二十六日於大阪。

〔議事〕一、交總名稱變更の件（興國交通勞働聯盟と決定）二、產業報國會の全國的結成協力の件　三、厚生活動に關する件（イ、待遇給與の合理的改善　ロ、共濟福利　健衞生施設の擴充　八、公私生活の自肅と消費經濟の刷新）四、銃後諸活動の强化　五、勞働國策の樹立　六、社會立法の制定　七、交通統制問題　八、交總名變更に關する緊急中央委員會開催の件（以上全部可決）

交總相互扶助會第三回大會　十月十九日於東京芝芝浦會館。〔出席代議員〕一九〇名。〔議長〕目黑留吉。〔議事〕一、昭和十四年決算審議に關する件　一、財產保管狀況檢査の件　三、東交扶助會一元化に關する件（以上全部可決）

これによつて相互扶助會は東交厚生部へ發展的解消を遂げることとなつた。

東交擴大中央委員會　十月十九日於東京芝芝浦會館。〔出席者〕中央委員二五〇名、本部員三〇名。〔議長〕村越喜市。〔議事〕一、扶助會一元化に關する件　二、本部經常費歲出歲入豫算に關する件　三、規約改正に關する件　四、役員改正に關する件　五、産業報國運動に關する件　六、交通統制に關する件（以上全部可決）〔役員〕委員長　村越喜市。常任執行委員　河野平次、重盛壽治、柳田豊茂、土屋庄内、武下德次、熊本利男。厚生部長　武田芳太郎。

東交第一回中央委員會　十一月二十五日於組合本部。〔議事〕一、興聯（交總）常任推薦の件（村越、河野、重盛、熊本柳田）二、專門部署決定の件　三、共濟組合並健康保險組合兩對策委員會設置の件　四、交通統制對策に關する件（公營を原則とせる市有市營案を支持し、當面市及市電氣局と歩調をそろへ自重して進む）

大阪市電從業員組合第五回大會　二月二十四日於大阪中ノ島公會堂〔スローガン〕産業報國運動の徹底・勞働國策の樹立社會政策の徹底銃後國民生活の規制强化・戰時國民生活樹立生活刷新運動强化・組織强化勞働奉公具現。〔議長〕安部伊勢太郎。〔出席代議員〕九六名。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議　一、綱領改定の件（交總新綱領に改定）一、活動方針　一、産業報國會結成促進の件　一、規約改正、他　一、銃後活動强化の件　他　一、發電所日發移管に關する件　一、生活刷新運動强化に關する件　一、作業及給與合理化適正化の件（以上全部可決）〔役員〕委員長　安部伊勢太郎。書記長　大門慶治。

名古屋從業倶樂部第五回大會　十月三十一日於名古屋舊市會議事堂〔議長〕遠藤勘一。〔議事〕一、皇軍感謝文發送の件　一、傷病將士感謝文發送の件　三、從倶運動方針決定の件　四、産業報國會組織に關する件（以上全部可決）

運動方針及綱領　興國交通勞働聯盟は三月の常任委員會において當面の勞働國策に關し協議するところがあつた。しかしここでは便宜上本年九月決定した東京交通勞働組合の産業報國運動方策を揭げておくこととした。いま、この對産報會方針についてみるに、東交は元來、總同盟と同じく産報と勞働組合の二本建を以て進むことに過般方針を決定し）例へば機關紙九八號參照）、現狀のまゝにおいて即時組合を解散し産報會に一元化するが如きは行過ぎであり、徒らに資本の營利觀念を强め、勤勞大衆を産報會より遊離せしむるが如き逆效果をもたらす危機性ありとして當面組合を存續せしめる、といふ基本方針を持してゐる。即ち八月末の東交常任委員會は「組合當面の活動方策」（委員長私案）を可決、これを直後の執行委員會でも審議したが、右草案中に盛られた産報組合に對する批判的な部分に對して警視廳勞働課は削除を命じ、これに對して、組合側は命令された部分を削除すれば組合の解消聲明を發表するに變らないとして强硬に不同意を稱へたといはれる。かくの如く東交側は最近における東交解消云々に對し當分組合は斷じて解消せずとの建前を表明する意味において右の方策を發表するものであるとし、警視廳當局は反對に組合解消を前提として、右の命令を行つたものであり、結

局折衝十數時間ののち、東交側も當局の要望を容れて命令通り削除を承認し市電産業報國會に對する方策中第二項の「産報内における勞働組織の確認」を「從業員の懇談、協議、連絡機關の確立」と訂正し、更に第三項中の「確認」を「設置」と訂正して漸く活動方策の決定をみたのである。

尙綱領に關しては昨年聯盟は再度綱領を改定したが、大阪の組合も本年聯盟の新綱領を以て組合の綱領とするに至つてゐるが、この聯盟の新綱領は前年版に掲げておいたからここでは省略する。（前年版第二部第二編二〇〇頁參照）

東交の産報運動方策 東交は九月五日の中央委員會において次の如き當面の活動方針を決定した。

〔組合當面の活動方策〕 今や我國現下の情勢は極めて重大である。即ち外には緊迫化せる世界情勢に對處しつつ東亞新秩序の完遂に、内には國家總動員體制の强化に備ふる庶政革新斷行にと、今や將に有史以來の難局に當面してゐる。此の秋に當り我等産業人の採る可き道は國家産業に殉ずるの決意の下に、産業の發展を通じて國家に貢獻することである。そのためには既往の自由主義的産業勞働組織を國家の需要に即應しうるやう改革し、規律ある産業勞働組織たらしむる事こそが絶對に必要である。目下政府の指導下に發展しつつある産業報國運動は、この歴史的必然性と國家的要求に基いて發展したる運動であつて我等は之が正常なる發展に協力するは勿論、更に進んで産業報國會と併立せる勞働組合組織を可及的速かに解消し、以て産報一本建による産業勞働組織の完成に向つて邁進しなければならぬ。然し乍ら我國産業界の現狀と市電産報を通じての尊き體驗に鑑み、我等は當面勞働組合を存續せしめ、市電産業報國會並に中央の産報指導機關に對して左の如き建設的改革案を掲げ、全力を傾注し之が成果を期さんとするものである。

〔産業報國運動に對する方策〕 一、國家機關たらしむべく法制化すること 二、民間專門家を動員せる諮問委員會を設置して産業勞働行政に參劃せしむること 三、下意上達の健全化を期し代表の選擧制を確立すること 四、産業勞働問題に關する特別裁判所を設置すること

〔市電産業報國會に對する方策〕 一、役員選擧制度の確立 二、産報内における勞働組織（假稱）の確認 三、分會幹事の非乘務制の確認 四、分會構成の改革 五、厚生部人事の理事會管掌 六、理事會の權限擴張 七、從業員側選出理事の增員 八、會計の理事幹事制の廢止 九、職能部會の設置

五 愛國勞働組合全國懇話會及其の構成團體

愛國勞働組合全國懇話會は昭和十一年四月總聯合（現在の勤勞報公聯盟）、日本産業勞働クラブ、愛國勞働農民同志會等の日本主義的勞働團體により結成されたが、間もなく産勞、愛同の兩團體は遂に脱退し、新日本海員組合亦昨十三年解消し、懇話會現在の勢力は著しく衰退し、組合會議を脱退して結成された本懇話會も現在では組合會議とともに極めて微弱な存在にすぎなくなつてゐるやうである。

その加盟組合たる總聯合も昨十三年日本勤勞報公聯盟と改稱し、會長高山久藏氏は産報聯盟委員として參加してをり、

加盟組合中にも産報會組織へ解消するものあり、早晩聯盟自體も何らかの形においてその編成替を行ふべき事態にあるやうだが、本年中の運動には特記する程のものがなかつた。其の他の加盟團體に於ても注目すべき活動がみられない。左に掲げる運動は懇話會全體として四月提起されたものである。

勤勞報國生活刷新運動　懇話會加盟組合は四月下旬より東京、川口横濱、川崎、名古屋、大阪、神戸、西宮、其の他の各地において生活刷新運動を行つた。その實踐要綱次の如し。

〔勤勞報國運動實踐要綱〕

一、運動展開方法　イ、工場地帶に講演會を開催　ロ、工場地域に座談會、茶話會を開催　ハ、工場委員會の設置　ニ、工場單位座談會、茶話會の開催　ホ、ビラ、パンフレットの發行　ヘ、立看板及ポスターの配布　ト、ラヂオの利用

二、具體的事項の要項　(1)生活刷新運動要項（イ、敬神尊皇精神の發揚　ロ、公德心の涵養　ハ、家庭の明朗化　ニ、儀禮交際の實質化　ホ、體育）(2)工場精神總動員（資源愛護、資材の節約、操作の改良、機具の發明、能率增進）(3)戰時認識是正對策（特に軍需工場に對して銃後において如何に軍需工場が重要なるかを認識させると同時に、誤まれる認識を是正しなければならない。此の點に總動員の重點をおく。）

三、參加團體　日本勤勞報公聯盟所屬四十五組合、愛國從業員組合總聯盟八組合、中部港灣勞働組合、帝國木材産業正義研究會、三重愛國從業員組合聯盟三組合。

（一）愛國勞働農民同志會

愛國勞働農民同志會の前身ともいふべきものは「川口地方産業勞働工友會」であるが、この工友會は元全國勞働組合同盟關東金屬川口支部が昭和八年一月の共産黨關係者檢舉事件によつて潰滅に瀕した際、その殘留幹部が日本主義約組合を結成（昭八・七於川口市）した團體を母體とするものである。同會は結成後農民の組織化にも着手し、名稱を表記の如く改め（昭八・一二、會長小林順一郎）、昭和十一年小林順一郎大佐は顧問となり、新に松本勇平少將を會長として東京に本部を設けるに至つたのである。かくて「物質的對立抗爭を排擊し進んで結束固き皇道日本の實現を期す」との綱領に則つて反資本主義・反社會主義、國體明徵の運動を行ひつゝ組織の全國化を劃し來つた（現有勢力は東京、埼玉、新潟、大阪、福岡等において約一萬八千人と稱す）。同會創立以來の運動中の代表的なものには政黨解消運動があるが、産業報國運動が提唱されるに至つては之を支持し（松本會長は産報聯盟理事であり、同會は賛助團體である）、産報運動の促進に努めて來た。かくて昭和十四年に入るや産報運動の發展に伴ひ愛同今後の運動打開のため、本年五月政治部を擴大して「愛國政治同志會」を結成した。かやうにして政治部の獨立した今日にあつては産報運動の强化擴大に對處する道として愛同の解消は只單に時機の問題として殘されてゐるにすぎない狀態にある。愛同本年における主なる

運動は次の如し。(顧問　小林順一郎。會長　松本勇平。總務委員長　滿井佐吉。)

産報運動に對する愛同の再聲明　愛國勞働農民同志會では昨年産業報國聯盟の結成に際し會長松本勇平氏を聯盟理事に就任せしめたが、一月二十七日次の如き再聲明を發して、會の態度を表明した。

〔聲明書〕(拔萃)　産業報國會並に産業報國聯盟に對する愛國勞働農民同志會の態度については……終始一貫變るところはないのであるが、産業報國會が各地に結成されると同時に愛同自體の組織も伸びつつある現在、兩者の有機的關係　ついて……いまここに改めて産業報國會並に産業報國聯盟に對する愛同の立場を闡明する次第である。

一、愛同は昭和七年以來産業報國の精神を說き來つたものであつて今次半官半民組織において新に産業報國運動が全國的に展開されるについては、……率先聯盟加入を決し會長を理事に送つて運動に實效あらしめんと最初から多大なる力を盡した……歷史的關係においても愛同は産業報國運動に對して最も近親的な感情の持主である。

二、上述の如き精神的結合によつて愛同は産業報國運動の核心的存在であることを自覺し、かつこの上に立つて行動せんとするものである。……從つて愛同は産業報國運動の一定條件が具備する迄絕對に自らを解體しえぬところのものである。

三、然らば産業報國運動の一定條件とは何か。それは純正なる産業報國精神を全國各産業報國會內に注入せしむるに足る强力强大なる指導力を備へた運動中心の結成である。……從つて現在の如く之等の團體(社會主義的勞働組合或ひは全産聯――編者)が其の儘存在する間は、……愛同は益々自らの力を大にして主義上飽迄も之等の分子と戰ひ拔かねばならぬのである。……愛同は……各部門における「擧國一體體制確立運動」の發展を要求するものであつて、産業報國運動にせよ、農業報國運動にせよそれらは皆過渡的運動としての意義を有し、終局的には全國民一體たる天業翼賛の姿を認むるのみである。國民運動の一切はそこへ意識的に集中化されねばならぬ。(以下略)

六　官業關係勞働團體

海軍官勞興國組合聯盟の運動　海軍勤勞興國組合聯盟(舊官業勞働組合聯盟)は大正十三年、海軍工作廠作業員を以て結成されたのであるが、現在においては吳、横須賀、佐世保舞鶴、廣、平塚、德山等の全工作廠の各組合を結集してゐる。昭和九年の綱領改正によつて「勞働報國」の立場を確立したが、以後名稱も海軍勞働組合聯盟より海軍官業勞働組合聯盟へ、更に本年の臨時大會において表記の如く改稱し來つてゐる。海聯は現在他の勞働團體、政黨とも全く絕緣し獨自の立場にあつて、海軍當局の勞務政策に卽した運動方針を抱いてゐるが、本年度臨時大會の宣言は運動方針、組織方針において極めて明確にその立場を宣明してゐることが注目される。

海軍官業勞働組合聯盟第十六回臨時大會　十月十三、十四、十五日於吳市。第一日―中央委員會。第二日―同上。第三日―大會。〔大會出席代議員〕三九名。〔議長〕林助一。本臨時大會は名稱變更（「海軍工員勤勞興國組合聯盟」と改稱）による運動の再出發にあつた。〔大會可決議案〕一、組合名稱變更に關する件　二、規約改正の件。尙引續き中央委員會を開き、（一）次期定例中央委員會を明年四月東京に開く　（二）一廠一組合全員組織に關しては各加盟組合幹部より各工廠長に陳情する、二案を議決した。

尙、大會の決定せる宣言・指導方針・行動要綱は次の如し。

〔宣言〕（拔萃）歷史的轉換期に際會し本聯盟が其の本質と全く相異る勞働組合なる名稱を唱へることは社會的に動もすれば自由主義時代に於ける勞働組合と同樣に誤解せられることなきを保し難きに想到し本聯盟の本質內容を其のまま表現する「海軍工員勤勞興國組合聯盟」と改稱し今後時局の進展に伴ひ益々强化せらるべき總動員體制に卽應して組合內容を一層整備强化し以て眞に上意下達、下意上達の有機的組織たらしめ本聯盟の特性を一層更張振作すると共に巷間旣成觀念者流の迷妄打破に資せんとす。

〔指導方針〕（省略）

〔行動要綱〕一、海聯綱領精神の普及徹底並に之が宣揚を期すること　二、國防作業に從事する我等海軍從業員の使命と重責とに鑑み一層能率の增進、勞働力の發揚、災害の防止、資源愛護、廢品の回收に努むること　三、我等は現下の重大時局を確認すると共に軍當局に協力し防諜の完璧を期すること　四、我等は銃後援護の强化擴充を圖ると共に貯蓄の增加、愛國公債の應募、消費節約の徹底的勵行を期すること　五、我等は現下の國情に稽へ生活の刷新を益々圖ると共に代用品の利用其の他家庭經濟生活の長期建設時代に卽する指導實踐に當ること　六、海軍從業員の社會的地位の向上を期する爲日本精神の宣揚、公德心の涵養、體位の向上、體力　强化、靑少年工員の善導等新生敎育の效果發揮に努むること。

遞信從業員團體の運動　遞信關係從業員の團體にして現在有力な運動を續けつゝあるものは東京における遞信從業員會聯盟（昭和九年五月遞友同志會、遞信從業員聯合、日本遞信從業員組合によつて結成され、其の後再び分裂して現在の聯盟は右の中に遞信從業員聯合を主體としてゐる）及遞信從業員會同盟（右の中の日本遞信從業員組合を母體とする）と大阪における大阪遞信從業員會聯盟の三團體であらう。これら諸組合は創立以來產業協力的事業中心主義に立脚してゐるのであるが、事變以來殊に最近においてその全體主義的傾向は極めて濃化してをり、それらの具體的な表明は次に記した各團體の會議事項中に看取することができる。これら通信關係從業員の總元締たる遞信省がこの種の自主的組織を將來どう處理してゆくかについては、今年中には未だ表明されなかつたが、他產業における產報會組織と同樣のものが具體化されることは必至の情勢にあり、このことは昭和十一年以來在京二團體の間に執拗に續行され來つた合同運動が、成立の一步手前において（本年も屢々折衝が重ねられてきてゐるが）未だ

成立をみないことと照合はし、相當に注目すべきであらう。いまこれら諸團體の本年における主なる會合を掲ぐれば次の如くである。

遞信從業員會聯盟第三回大會代行擴大理事會　十月十四日於：京芝郵便局。〔議長〕青野福松。〔議事〕一、建議案　イ、從業員會聯合機關を綜合的下意上達機關として積極的に活用せられたし　ロ、管內從業員會組織整備を助力せられたし　ハ、當局と從業員の連絡機關として懇談會を設置せられたし。二、決議案　イ、遞信報國實踐强調の件　ロ、內部機構刷新の件。三、運動方針　四、宣言（以上全部可決）

〔宣言〕（拔萃）　我が聯盟は部內集團運動の中軸として過去十有餘年間の運動過程を顧み、更に現下の社會情勢を凝視し、聯盟の持つ傳統的精神は飽迄尊重するが其の組織機構の刷新は固より從業員會運動の本質に立脚し聯盟の自治と秩序とを明確にし、更に歩を進め下意上達の機關としての從業員會を法制化の方向に押し進むべく努力せねばならぬ。これは吾等の主唱に當局も宜しく耳を藉し其の責任を擔當せしめねばならぬ。茲に於て聯盟は舊殼を脫却し將來への飛躍の後の一大英斷を以て現狀を打破し革新的迫力を內外に明示する緊急の責務を感ずるものである。又實現の曙光を見し大同團結も茲に新なる大乘的檢討の下に於て眞の從業員の福祉と人格陶冶の立場に則り具體的基礎目的の確立を期することは、實に淸新なる從聯運動の發展的據點を措いては外一斷じてなしと信ずる。

運動方針及組織機構　左に掲げた運動方針は六月の理事會において決定されたものである。尙役員は十月の擴大理事會において機構の刷新が可決され、十一月の理事會において、國家體制に卽應し全的に整備したものであつて會長、副會長が理事長、副理事長となり、事務長が廢止されその機能は書記長の職責の中に併合され、專門部は連絡部、機關紙部、共濟部、待遇改善調査部、業務改善調査部に改組された。

〔昭和十四年度運動方針〕

一、聯盟精神の昂揚　聯盟精神については從來多少の異論を絕無としないが、これは集團育成上の過渡的現象の一面に對する見解で本質的には肇國の精神に發足せる從業員會精神（公達）こそが一貫せる聯盟精神なることを信ずるものであるが、現時はこれを更に昂揚しその實踐化に邁進せんとするものである。

二、產業報國の徹底　國家產業の重要部門たる遞信事業の責務は時局の進展と併行的に倍加されて行くの認識を深くし、昭和大聖業の達成に積極的に參加協力することを基本に體制を整備し產業報國の徹底に邁進せんとするものである。

三、組織機構の刷新　聯盟精神の昂揚、產業報國の徹底を期するには當り組織機構刷新の要を認むるものである。

四、聯盟自治の向上確立　聯盟の現狀に對して動もすると無益論を聞くも、これは集團に對する誠意を缺いだ日和見的な偏見と一應思料するものであるが、集團自體として冷靜沈着にこれが論據を考究し公正を堅持して聯盟權威の向上、自治に努力せんとするものである。

五、大同團結の實踐　技術的には聯盟同盟の兩聯合體の融合を第

一段階と考へるものであるが、これを推進力として單獨會乃至未組織方面にも進展し縱横の信義を厚くし部内不可缺集團の育成を理念とし、名實ともに更新せる聯合會の實現に向つて積極的に行動せんとするものである。

六、共濟の擴張强化　聯盟として共濟に對しては從來より强調して來たものであるが、組織・機構等の内部情勢よりして臨時的（戰時關係、風水害）を除いては、具體的な實現をみなかつたのであるが、更に考究し物心兩面に亘つて擴充し以て會員相互の親睦を圖らんとするものである。

〔役員〕　理事長　青野福松。副理事長　廣岡柳二。書記長　柴田小太郎。顧問　片伊木賢介。

遞信從業員會同盟第五回大會代行擴大本部委員會　十月一日於東京下谷郵便局。〔出席者〕　七十名。〔議長〕　海老原哲。〔議事〕　運動方針、其の他。〔役員〕　會長　海老原哲。副會長　笠原佐久男。書記長　弓谷昌三。

運動方針は特に遞信現業員會議の設置に重點をおいてゐるが、同盟のもつ具體案における目的及會議の構成は次の如くである。

〔目的〕　(1)全體主義指導精神の徹底　(2)事業方針の從業員への徹底　(3)管理と現業の意思の疏通　(4)規畫と現業の連絡の緊實化　(5)待遇服務條件の改善　(6)從業員會自治の指導　(7)共濟組合事業の積極的運用　(8)購買事業の充實　(9)福利施設の擴張充實

〔會議の構成〕　(1)現業委員（郵便局、電話局、工務課の從業員會により選出せられたる委員）(2)管理側委員（遞信局長の任命したる委員）(3)本省側委員（遞信大臣の任命したる委員）(4)參與　(5)議長は遞信局長之を任命す。

大阪遞信從業員會聯合第六回總會　六月二十五日於大阪港郵便局。〔出席代議員〕　一〇九名。〔議長〕　中村理事長。〔議事〕　一、建議案

（イ）雇員及傭人退職手當給與規程改正の件　（ロ）大遞購買事業の實現促進並に利用範圍擴張の件　（ハ）郵貯取扱事務の合理化並に現業者の配置定員增加　（二）速達事務の合理化並に定員增加要望の件

二、運動方針書　三、宣言、其の他。

〔運動方針〕（拔萃）　今や吾等は新なる決意を以て從業員會の旗の下に團結力を倍加させ、組織的訓練を通して一は聖戰目的遂行に協力し一は部内刷新の推進力として上下一體の理念による遞信報國運動を捲起し、進んで之を純眞なる國民運動の一環にまで發展せしめなければならない。この意味において吾等は次の如き方針を採ることを宣明する。

一、我等は現業員會が全從業員の全行動を國家への忠誠、奉公の精神を以て貫かなければならぬ。

二、我等は從業員會をして事業協力機關として不可缺の存在たらしめると同時に一方部内刷新の推進力として發展せしめねばならぬ

三、我等は遞信從業員としての責任を自覺輕擧妄動を愼しみ、些々たる反抗感情を排すると共に、一方において單なる命令服從關係のみにては眞に事業の躍進は期し難き事を管理者側にも認識理解を求めなければならぬ。

四、我等は最近一部管理者側にみらるる從業員會無用論や時局に藉口して自己の立場を固執せんとするが如き狀勢は上下一體の理念に反するものとして之を是正しなければならぬ。

五、我等は上下一體上下協力の精神の下に從業員大衆の總意を生かす事に努めなければならぬ。

六、經濟的待遇問題は專ら當局の善處に信頼することとし、我等は購買組合其他共濟施設の擴充を圖り、當面の救濟策として從事員の實感に基く現在服務の合理性を期し且つ實收給與の增加を圖らねばならぬ。

七、我等は自己主義巧利主義を排擊し、道義觀念の上に立つ明朗なる職場の建設を期さねばならぬ。

八、我等の運動は會員各加盟會從聯の緊密なる連絡による統制の確立が絶對必要である。しかして會員と役員との間は常に信頼の誠を以て貫かねばならぬ。

九、我等は會員大衆をして正しき從業員會運動及び行動を把握せしむるため堅實なる教育運動を不斷に續けねばならぬ。

七　解散組合

本年解散せる組合中その主なるものは次の如し。

日本産業勞働倶樂部の解散　日本産業勞働倶樂部は昭和八年六月結成されてより日本主義を標榜し、産業報國を主張してきた組合である。本倶樂部はかつて國防献金勞働協會を結成するなど日本主義勞働運動の主唱者たりし故神野信一氏を會長とする石川島自彊會を中心とし、京濱地帶に組織をもつ有力なる團體である。(解散前後における組合員數約三萬四千人)本倶樂部は昭和九年四月メーデーを排して愛國勞働祭を挙行し産業報國に關する決議を行つたこともあり、綱領においても産業報國を宣明してゐる。如上の指導精神を有する本倶樂部は産業報國運動が政府の方策としてとりあげられ、しかも相當の發展をみる現狀となつたため、倶樂部はこの新る情勢に對應するため倶樂部將來の方針を協議した結果、遂に十月解散するに至つた。

尙聯合體としての産勞解體後における加盟組合即ち下部組織處理の問題に關しては一現在の如く産報運動が官廳の斡旋に依らなければ爲しえざる狀態にてはこれ實に産業人の無自覺を曝露するのみならず、その運用上幾多の變則的事態を惹起する虞あることを憂慮せざるをえない。過渡的運動として組織完成迄の官廳斡旋は大に多とするも組織後における産業報國運動は産業人自らの運動であり政府は國策として産業人の自主的運動を支持する方策を以て進むべきである」(解散聲明書草案)といふにあり、敢て法制化の問題に觸れずして産報運動を以て産業人の自主的運動なりとし現在の産報運動に對しては幾分の不安をもつてゐるかに考へられる。從つて一職場一組織主張の下に産報一本建方針を持してゐるとはいへ下部組織の即時解消については「産報」の解散と同時に着手せず、ここに政府當路者の考へ方との間に幾分の開きをもつてゐる樣であり、産報傘下にある石川島自彊組合の如き(昭一三・七全國に魁けて産報會を結成した)が未だ産報一元化

のための解消を行ひえない事情がこの邊にあるやうだ。

日本産業勞働倶樂部の解散・日本産業同志會の結成　本年八月二十九日の常任委員會は組合の解消方針を決定し、更に九月十八日開催の不及會に諮つてその賛成を得、次で聲明書を起草、十月二日の專門部長會議並に常任理事會を經、十月十八日の産勞、不及會の全體會議において解體聲明書を可決し、翌十九日之を發表した。次で解散後の連絡機關に關しては前小委員會草案をそのまゝ承認し、申合せ規約及役員等を決定した。次で同月二十三日東京深川區平久町幸樂において解散後の連絡機關たる日本産業同志會の發會式を擧行した。「産勞」解體の聲明書及「産同」の申合せ及役員は次の如し。

〔解散聲明書〕（拔萃）……産業報國運動は着々其の形態內容を整備して産業報國會の結成と共に政府自身其の指導監督の任に當ることとなつた。即ち吾等年來の主張こそは茲に政府の産業行政上本格的指導原理となり少くとも型體上吾日本産業勞働倶樂部結成の目的は達せられた。……日本主義勞働團體としての使命が結實した今日吾等は何等好んで特定した勞働團體の型體に執着する必要や未練はない。宜しく「勞資一體産業報國」の大旆下に名實共國家の軌道に合體協力すればよい。これ一に吾等の理念に基き吾等の理想に到達する捷徑でもある。茲に吾等は敢然として日本産業勞働倶樂部の名譽ある解散を宣言する所以である。

〔申合せ契約〕（拔萃）

名稱―本會は日本産業同志會と稱す。

目的―本會は産業報國運動の徹底を期す。

機關―本會に委員會、專門部會、常任委員會を置く。

〔役員〕委員長　中田謙二（元不及會）。副委員長　石井熊藏（元産勞）幹事長　西山仁三郎（元産勞）。

日本製鐵從業員組合の　散　日鐵從は昭和八年八月舊官業勞働總同盟同志會（大八・一一創立）と日本製鐵勞働組合聯合會（大正九年創立の舊勞働組合共同研究會が昭和五年十一月改組せるもの）とが對立を排して合同し、新たに日本製鐵從業員組合を結成し西日本における代表的勞働組合として健鬪し來つた（組合員總數公稱一萬二千）。爾來日本勞働組合會議に加盟し來つたが日本海員組合提唱になる日本勞働國策協會が結成されるに至つて組合會議を脫退、協會に加盟した。

かくて産業報國運動が擡頭するや、組合會議を脫退すると共に、昨年十二月には産報運動に對する「積極的協力の態度並に組織試案」を決定し、日鐵當局と協力して運動の積極化を計り、右の試案を中心として再三産報會の結成を要望しつつあつたが、會社當局も之が結成準備に着手し、本年三月八日日鐵從に對して結成要綱を示し、かくして四月三日遂に結成式を擧げるに至つた。この産報會の結成に伴つて組合組織の解消問題は急速に具體化し來り、産報會結成の翌々日即ち四月五日の組合執行委員會は「製鐵産業報國會に對しては積極的賛意を表し結成に向つて努力して來たが、組織された報國會は我々の要望に副はない點もあるが、深刻なる時局認識に立つて報國會の歷史的重要性を確認し、この際二十年の組

合運動の經驗と統制ある行動を以て報國會の成功的運營に協力し製鐵報國の大目的邁進に滿進する」との理由により發展的解散をなすことを內定し、かくて四月十七日組合解散式を擧げたのである。(解散當時の役員は組合長、濱橋文作。副組合長　横大路茂、谷口友太郎。主事　幸義知。尙、組合の綱領は當所年鑑前年版參照)

日鐵從解散式　四月十七日於八幡市大谷會館。〔出席代議員〕三〇〇名。〔スローガン〕一、一切の經驗と行動を國難突破に捧げよ一、全製鐵產業の一體組織化の完成。解散式は濱橋組合長の解散經過報告を承認、左記の聲明書を可決した。

〔解散聲明書〕(拔萃)　八幡製鐵所に於ける二十餘年の我等の組合運動は終始一貫して製鐵產業の國家的重要使命の護〃にもよく協力してきたのである。この限に於ては今日迄の組合運動に大なる意義を見出すことができるのである。然しこれは一體化された成果に對してであつて組織體そのものをいふのではない。從つて嘗ての成績を以て從來の階級的組織體の普遍妥當性を國家的に理由づけるわけにはゆかない。なぜなればその組織構成は資本主義機構のもとに生れた時代的所產であるからである。……今や好むと好まざるとを問はず國民一體組織を不動のものとして一切の危機を突破しなければならぬのである。我々は斯の如き信念のもとにとりわけ國家產業の　幹である製鐵產業においては率先し一體組織を完成しなければならぬといふことより、產業報國運動に對してはその使命の重要性を正しく認識して積極的支持の態度を明にし、製鐵產業報國會の結成に向つて努力してきたのである。しかるに製鐵當局の發表せる組織構成は我々の要望せるところに充分の考慮が拂はれてをらぬことは遺憾とする。それは全從業員の積極的參加と協力を阻むが如く、著しく天降り的であることは報國會の運營と目的達成の上に障害となることを憂慮するのである。しかしこのことを理由に勞働組合の組織を固持する態度は嚴に自戒せねばならぬ。それは勞資一體化は非常時局の克服のためにはもとより、國家〃業完成の上に要求される絕對命令なのである。從つて現狀、構成上に多くの不備があると雖も批判はあくまで建設的でなすべきであつて、徒らに排擊すべきではない。進んで參加し產業報國精神を體して缺陷は今後の運營のうちに改革する努力をなすべきである。この信念を單なる口頭禪に終らさぬため己を空うしてその實踐に邁進すべく、ここに一切の打算感情を克服して從業員のみの組織體たる我が日本製鐵從業員組合の解體をなし、他に範を示すの信念を以て勞資の一體、產業報國具現に、二十餘年の製鐵勞働運動の歷史によつて得たる經驗と行動力を捧ぐるものである。

尙、日鐵從と密接な關係を保ち來つた日鐵大阪製鐵從業員組合(昭一一・五舊全勞系組織から改組)、日鐵富士製鋼從業員組合(昭一〇・六創立)の兩組合(昭一二・八、大富聯盟結成)も同じ日鐵傘下にある日鐵從が產報會に解消した直後において、產報會が夫々結成されたため、これら兩組合もその前後において組合の解消を決定した。即ち大阪製鐵從業員組合は四月十七、二十一日の兩緊急執行委員會において同所における產報會結成に對する對策を協議した結果、產報會への發展的解消を決議したし、富士製鋼從業員組合も四月十九日の職工懇談

會において滿場一致組合の解消を決議した。かくして重工業部門における根幹的勞働組合組織は遂に全面的に崩壞するに至つたのである。

全日本製氷從業員組合關西聯合會の解散　全氷關西聯合會は六月二日組合解散を聲明した。本組合の解散は、組合の解散理由が「產報會への解消」であるのが本年における一般的な傾向である折柄、「勞働組合不要」を理由として自發的に解消を聲明した。

〔聲明書〕（拔萃）盡忠愛國……此の精神の下に會社は從業員を信じ從業員は會社を信じ、互に信じ合ひ勤勞の誠を致すところにどうして從業員のみを以てつくる勞働組合が要りませう。勞働組合は勞働者のみを以て作つた組織である。從つて主義を勞資强調に置くとしてもともすれば目前の勞働者の利益のみを追ふ機關になり易く、かくては滅私の精神にも反しそれは勞働者自身にとつても決して永遠の最後の利益ではないのであります。……今日ここに吾が組合を解散するに當りまして吾々は吾々の會社にも一刻も早く產業報國會ができることを念願し、解散の理由を聲明するものであります。

第二章　農民の運動

第一節　農民組合及其の共通運動

大正十一年舊日本農民組合が組織されて以來異常な發展を遂げつゝあつた小作人組合は昭和二年に於て農民組合運動史上の最盛期を現出したが、その後昭和三、四年に於て所謂三・一五事件、四・一六事件等相ついで起り多數の組合幹部を失ひ、又社會思想の變遷につれて組合の運動も次第に不振となつた。組合數に於ては昭和七、八年頃一時的に增加したが、之は滿洲事變を契機とする國家主義運動に刺戟された結果、組合の分裂或は新結成が行はれた爲で單なる量的增加に過ぎぬ。その後は再び減少過程を辿り、更に昭和十二、三年に於て人民戰線派の檢擧あり、更に全體主義の普及、擧國一致體制の强化、階級鬪爭主義の衰退、或は國民精神總動員運動、農業報國運動等の影響を受けて一層減少し、昭和十四年末には左表の通り組合數二、七五六、組合員數一七一、六六九人となり孰れも大正十三年以來の最低記錄を示すに至つた。

年次	組合數		組合員數
大正十年	六八六		?
同　十二年	一、五三〇	（一、五三〇）	一六三、九三一（一六三、九三一）
同　十四年	三、三一三	（三、四九六）	三〇七、一〇四（三〇七、一〇六）
昭和元年	三、九三〇	（三、九二六）	三三八、七〇四（三四六、六九三）
同　二年	四、三一三	（四、五八二）	三四七、四二九（三六五、三三二）
同　三年	四、一一五	（四、三五三）	三二五、九八三（三三〇、四〇六）
同　四年	三、八六六	（四、一五六）	三〇一、三二六（三一五、七七一）
同　五年	三、九七九	（四、二〇八）	二八六、八五二（三〇一、四三六）
同　六年	三、九一七	（四、四一四）	二七一、一五四（三〇六、三〇一）
同　七年	四、〇六二	（四、六五〇）	二五六、二九七（二九六、八三九）
同　八年	四、一五〇	（四、八一〇）	二四六、一七二（三〇二、七三六）
同　九年	三、八六四	（四、三九〇）	二三五、〇九九（二七六、二四六）

同　十年	三、四四四（四、〇二一）	二〇三、四五四（二四二、四三三）	
同　十一年	三、四四九（三、九一五）	二〇三、五五〇（二三九、二〇九）	
同　十二年	三、四七一（三、八七九）	二〇七、二二八（二三六、九一九）	
同　十三年	三、〇三九（三、六四三）	一八三、四一五（二二七、八八三）	
同　十四年	二、七五六（　　）	一七一、六六九（　　）	

〔備考〕―大正十年は内務省警保局、同十二年以降は内務省社會局昭和十四年は厚生省勞働局の六月末現在の調査である。但し括弧内は農林省農務局の調査。

次に昭和十四年末における小作人組合の分布狀況をみるに一萬人以上の組合員を有するのは新潟、山梨、愛知、靜岡の四縣である。而してこれを前年に比較すれば大部分の府縣においては減少を示してゐるが、特に著しいのは千葉、岐阜、群馬、島根の諸縣で、千葉縣の如きは四千名以上の激減であつた。これに反し埼玉、靜岡、京都、山形、三重の府縣においては幾分の增加を示した。なほ組織の僅少なる府縣は岩手山口、香川、熊本、大分、鹿兒島の諸縣で、長崎、沖繩の兩縣には全然組織をみない。

今、多數の組合員を有する府縣をみるに次の如くである。

	組合數		組合員數	
	昭和十四年	同十三年	昭和十四年	同十三年
新潟	四七八	四九七	二三、一三一	二四、四八六
山梨	三三一	三三一	一四、三五九	一四、二六六
愛知	一三六	一三一	一三、三八七	一四、〇三一
靜岡	一一〇	八八	一〇、六六二	九、九三六
埼玉	八一	八八	八、六〇五	七、一三〇
長野	一〇三	一一	八、四四八	八、八八二
岐阜	一四九	一七三	七、八五〇	一〇、六三五
福岡	一九一	九三	七、二八八	七、三六六
富山	一一九	一三一	五、七〇二	六、〇二六
岡山	五七	六九	五、三五一	五、八〇二
群馬	六四	七四	四、七二一	七、一五七
兵庫	四九	五三	四、七一五	四、九一二
京都	六一	五〇	四、一九七	三、八二二
德島	六一	六四	四、一二〇	四、三五〇
福島	六一	八〇	三、九一二	四、八六八
大阪	一〇四	一〇七	三、五三九	三、四三〇
山形	四四	四八	三、三五四	二、九三一
秋田	六二	六二	三、三五〇	三、三五八
三重	五六	五六	三、〇六六	二、〇三三
茨城	三四	四〇	二、九一七	三、二八六

次に小作人組合の情勢をみるに、小作人組合が社會情勢の變遷に應じて盛衰を共にしてきたことは前述の如くであるが支那事變の勃發を契機とする日本主義的もしくは全體主義的運動の發展と共に、農民組合運動においても從來の階級鬪爭主義を一擲して、指導精神の畫期的轉換をなすに至り、昭和十三年においては農民關係の組織分野は一大動搖を來たし、

その離合集散は複雜を極めた。併し昭和十四年においては前年の如く組合組織における動搖は見なかつたが、七月頃より大日本農民組合、日本農民組合總同盟、日本農民組合、日本農民聯盟の幹部有志は土地制度改革問題を研究協議し、その結果、現下の我國における農村問題の解決は土地制度の根本的改革に在りとなし、十一月二十九日農地制度改革同盟を結成するに至つた。

小作人組合の運動は、組合發生の當初においては大體において小作爭議を中心とするものに限られてゐたが、その後組合の組織が擴大せられるに從つて、小作條件の維持改善等の經濟的利益の伸長に關する運動、小作農階級のための政治運動、組織の擴大强化運動等各種の運動を行ふやうになつた。

然るに昭和十二年支那事變勃發以來內外の諸情勢は凡ゆる國民の對立相剋を許さず、國民の悉くが一體となつて事變の終焉目的達成の爲め邁進すべき狀態に立ち至つたので、小作人組合も亦この新事態に卽應して、相剋摩擦を生ぜしめるが如き運動は極力之を避け專ら銃後生產力の維持增進に努むる狀態であつた。而して昭和十四年においても大體この情勢が持續されたのであるが、いま特殊なる運動を概觀すれば次の如くである。

昭和十四年中においては府縣會議員の總選擧が行はれた結果　選擧戰を通じて各組合とも自己の勢力擴大を圖るため夫夫支持政黨と協力して相當活潑なる運動を展開したのであるが、その成績は概して前回よりも不良であつた。

排英運動もまた昭和十四年中における主要運動の一として擧げることができる。皇國農民同盟にあつては天津租界問題を中心として起つた全國的排英運動に參加し、各所に排英演說會を開催したる外、日英東京會談に當つては我國の正當なる主張を貫徹せねばならぬとて二回に亘り大阪府四條畷神社に祈願した。又大阪農民聯盟にあつては七月二十日本部役員會において東方會、皇國農民同盟と共同し、排英演說會の開催、市町村排英大會への積極的參加、各支部における排英演說會の開催に關し指令を發することを決定し、尙、同月二十二日在阪英國總領事と會見、排英決議文を手交し、本國に打電方を要請する一方「英國を東亞より驅逐せよ」と記した印刷物を各支部宛發送した。尙、大日本農民組合、愛國勞働農民同志會等においても亦これと類似の運動を行つてゐる。

又これも昭和十四年中における特殊運動ともみるべきであるが、北陸地方においては政府の標準米價維持の聲明を信賴し、當局の勸奬に應して積極的に手持米の縣外移出をなしたところ、その後政府において玄米標準價格の大巾引上を行つた結果、農民は旣に販賣米の八割を手離したる後であつたので、かゝる政策は國策に協力した善意の生產者に損失を負はすものなりとして、大日本農民組合代表者十名は十一月十四

日内務、農林兩省を訪問して、損失の補償、肥料その他の生産資材の圓滑なる配給等に關して要請した。

第二節　主要農民組合の動靜

我國における主要農民組合は、歐洲大戰以降階級的思想の擡頭と共に發生をみ、爾來社會狀勢の變化に照應して發展消長をみてきたが、昭和十二年支那事變の勃發を契機としてこれら農民組合の指導精神に急角度の轉換をみるに至つた。而して昨昭和十三年はかゝる指導精神の轉換を契機に組合戰線に異常な動搖をみた年として特記さるべきものであつた。

昭和十四年においては、前年度組合戰線に大動搖のあつたことゝて、局部的に多少の動搖のあつた外は概して動搖はみられなかつた。しかし他方において組合の指導精神が國民主義的に略々同一基調に置かれるに至つた結果、從來の組合間の對立的事情はこれがために著しく緩和をみるに至り、こゝにかゝる事情を背景として農民改革同盟が創立されるに至つたのである。これ本年度農民組合運動中において特記さるべき唯一のものである。

農地制度改革同盟の創立　事變發生以來農民組合は全般的に愈々萎靡的傾向を辿るに至つたが、かゝる傾向に鑑み各組合幹部は組合の勢力挽回策につき腐心しつゝあつたところ、偶々前年度における組合の全面的思想轉換は舊來の組合間における思想的對立を著しく緩和せしめるに至り、ここに豫てより新運動の展開を企圖してゐた大日本農民組合(社大系)、日本農民組合(皇道會系)、日本農民組合總同盟(社大系)、日本農民聯盟(東方會)の幹部有志はこれを機會に今夏以來土地制度改革同盟準備會を結成し、爾來會を重ねること數回、研究の結果小作地を國有となし、小作料の適正化を圖り、土地の國家統制を强化し、土地と農民を家産制自作農創設維持制度の確立によつて結合せしめるところの新たなる農村秩序の再建を目下の急務なりとして、「農地制度改革同盟」を結成することに意見の一致をみた。而して十一月十四日これ等農民團體の全國代表者會議を新橋驛前藏前二業會館において開催する豫定なりしところ、內部的事情により延期となり、同月二十日前記場所において大日本農民組合より三輪壽壯、三宅正一、杉山元治郎、角田藤三郎、日本農民組合總同盟より片山哲、日本農民組合より平野力三、恒次東洋雄、日本農民聯盟より杉浦武雄、田中養達、由谷義治、大石大氏等參集、協議の結果により二十九日午後一時より同會館において「農民制度改革同盟」の結成大會が開催された。

今、その概況を記すれば次の如くである。

出席者は前記農民團體の各本部員及地方聯合會の代表者等百餘名であつた。

先づ宮城遙拜の後、出征將士の武運長久並に戰病死者に對

する敬弔の默禱を捧げ、議長に杉山元治郎、副議長に片山哲、杉浦武雄氏が推されて大會の進行を計つた。

議事

一、同盟結成に關する件

一、農地制度改革方針に關する件　（一）農地の不安を除去するために「耕作しない者は農地を所有すべからず」との原則を樹立すること　（一）地主の土地思惑と土地の投機性をなくし、工業の犧牲に農業がならぬやうに、農地利用に對する國家統制を行ふために土地管理制度を樹立すること　（一）全農耕者を自作農化するために、小作地國有を斷行し、小作料の適正化を計ること　（一）農家に完全な農業利潤を得さしむるために、家産制適正規模自作農創設の實現を計ること

一、緊急動議　肥料專賣制實施に關する件

一、綱領に關する件

農地制度改革同盟綱領

一、本同盟は、農業生産の擴充及農村生活の向上の爲、農業政策の根幹たる農地制度の合理的改革を期す

一、宣言に關する件

農地制度改革同盟創立宣言

全國三千萬の農民諸君よ。

愈々我等は、農地制度改革に邁進しなければならぬ秋が來た。小作農たると自作農たると、將亦、地主たるとを問はず、その倚つて立つところの本分を明らかにして、渾然一體、我が農村の重大使命たる食糧生産　確保と原料農産品輸出向農産品の增産を、完遂しけなればならぬ秋が來たのだ。

然かり、手に鍬を持つ我等は、戰時下の農民として、或る時は一身を捧げて、戰線にあつて盡忠報國の洵を致し、或る時は、銃後にあつて、あらゆる生産條件の障害を克服し農業報國に精勵してきた。然るに、事變の進展に伴ひ土地の思惑と投機的對象の傾向が增大し小作料は昂騰した。地價は昂騰した。而も、この農業政策に對する無統制は遂に耕地の減少をさへ見るに至つた。

農業生産の根幹たる農地の斯くの如き傾向は、國力進展の見地より斷じて看過し能はざる所である。茲に於て、我等は、食糧生産確保のためと、農業生産力擴充のために農地制度を合理的に改革すべく、農地制度改革同盟を結成す。

全國の農民諸君よ、我が同盟に集結せよ。而して、農村に課せられたる國家的重大使命を完遂すべく、農地制度改革の大旆を翳し、土地管理制度の樹立、家産制自作農創設維持の創設、それへの前提たる小作地國有、この三大目的の達成に向つて、村から村へ、町から町へ、農地制度改革の聖火を點じ、これが實現に邁進せよ。

右宣言す。

昭和十四年十一月二十九日　農地制度改革同盟創立大會

一、規約に關する件　（省略）

一、役員選擧に關する件　顧問　大石大、杉山元治郎、鈴木文治

會長　田谷義治　副會長　三宅正一　主事　平野力三　常任理事　杉浦武雄、三輪壽壯、片山哲、須永好　幹事　角田藤三郎、恒次東洋雄　岩田潔、山名正實

以上を異議なく可決し、次いで會長由谷義治氏役員一同を代表して簡單に就任の挨拶を述べ、田中養達氏の發聲により萬歳を奉唱して午後四時閉會した。尙、本部を東京市芝區琴平町二虎ノ門會館三階八號室に設けた。

第二篇　無産政黨

第一章　無産政黨の共通運動

第四回（普選）府縣會選擧　第四回（普選）府縣會選擧は二府三十七縣に亘つて九月二十一日の鳥取縣を筆頭に、同二十二日の栃木、福井、福岡、同二十四日の岩手、石川、同二十五日の京都、大阪、兵庫、其の他の順で十月十四日の靜岡を最後として行はれた。本年度の選擧は事變第三年目に行はれるだけに過去の選擧とは自ら異るものがなければならぬ。即ち、事變處理と新東亞建設に國運を賭け、國民の關心が之に集中してをり、事變の進行が全國各地を一政治指導の下に强力に調整し部分的對立と偏差とが排除されんとする方向にある當面の政局下にあつて行はれるのであつて、今次の府縣會選擧の結果非常に注目すべきものをその中にもつてゐた。

日本無産黨既になく、地方無産黨またあるかなきかの狀態にある今日、社大黨は年來主張せる國內革新斷行の强力なる政治組織「國民の黨」の結束、强化擴大に選擧活動の第一目標をおいてきた。かくて選擧にのぞんだ社大黨の對策、戰績は次の如くである。（尙、次頁社大黨の運動報告參照）

選擧政策　社會大衆黨第二回中央執行委員會は種々選擧對

策を協議したが、中央執行委員會の委託をうけた常任委員會は更に府縣會選擧對策委員會に一切を委任したので、右對策委員會は八月八日、十一日の數回に亘り協議の結果、左記の如きスローガン・選擧政策を決定した。（尙、次章社大黨の項參照）

〔スローガン〕社大黨は一般的スローガン・農漁村地區用スローガン・都會地用スローガンの三つを決定してゐるが、そのうち共通的な「一般的スローガン」を左に掲げておく。

一、國內革新、興亞の建設　一、縣政の刷新　興亞の一石　一、政治と國民を結ぶ一票　一、戰時利得は國家に返せ　一、興亞の聖票は大衆黨へ　一、長期建設は肅正選擧から　一、政治の解放、分任精神の涵養　一、官民一致で聖業達成　一、租稅負擔の均衡化　一、犧牲產業人の徹底的救濟　一、乳幼兒を縣費で保護せよ　一、銃後生活の保證、聖戰目的の貫徹　一、社會大衆黨へ、國民の黨へ

〔選擧政策〕政策に關してもスローガン同樣三つの政策を用意してゐるが、そのうち、「一般政策」は次の如くである。

一、行政　イ選擧肅正の徹底　ロ、選擧の徹底的公營　ハ、地方行政機構の改革（1、府縣經濟會議の創設　2、府縣厚生部の創設　3、學務部經濟部の責任者に府縣公民登用）ニ、產業的區劃による府縣の整理統合　ホ、監督行政の單純化

二、財政　イ、地方的負擔不均衡の徹底的是正（1、財產稅特別稅への特別課徵　2、右財產による調整交付金制の確立　3、家屋稅負擔の不均衡卽時是正）ロ、國家委任事務費の全額國庫支辨　ハ、地方稅制の根本的改革（1、受益者負擔金制度の擴充　2、雜種稅の改廢　3、營業稅の外形標準課稅絕對反對　4、戶數割の卽時廢止　5、人頭稅的住民稅の創設反對　6、脫稅者に對する嚴罰）ニ、戰時負擔の徹底的均衡

三、產業　イ、府縣生產力の計畫的擴充（1、立地經濟開發　2、道路交通計畫の組織化　3、生產指導の科學化　4、輸出產業の振興　5、簡易低利金融機關の改善擴張　6、產業組合、工業、商業、輸出組合の調整　7、配給機構の整備擴充）ロ、公費による犧牲產業の革新的更生　ハ、工場公害防止の徹底と賠償規程の强化　ニ、勞働力の徹底的保護培養

四、社會　イ、銃後生活の保證　ロ、物價騰貴の抑制　ハ、軍事援護事業の强化　二、高利債の整理促進（1、利息制限の强化　2負債條件の緩和　3、長期高利債に對する利息請止禁止規則の制定

選擧結果　九月二十一日の鳥取縣を最初として執行された二府三十七縣の府縣會議員選擧は（十四年春の埼玉、千葉、東京、神奈川の謂ゆる震災地區を除いて）本月十六、十七の兩日に亘つて行はれた靜岡縣を最後として一應の結末を告げた。支那事變に行はれた最初の全國的選擧であるだけに、國民大衆の政治的關心の行方を測る唯一つのバロメーターとして相當に注目されてゐたのであるが、結局この期待は相當に注目すべき結果を現はしてゐる。

いま選擧一般についてみれば、第一に棄權率の增大である

（大阪四割七分五厘、京都四割二分九厘、三十九府縣平均三割四分六厘、前回は二割二分八厘である）。第二には政黨別當選者分布にもみらるる如く（民政今回六一二對前回六二二、政友六四二對六五七、社大三二對二五、中立二〇七對一三九、諸派七六對八二）或ひは其の他の諸派が革新を標榜しをるにも拘らず豫想された程の進出をみせてゐない。尤も中立派の躍進は政、民の二十五名減少と對比して、既成勢力退潮の萠芽ありとされぬこともないが、それよりも既成政黨に對する不信が、謂ゆる政治の中立性以外の形でここに表明されたものと考へられる。

それはともかく、いま社會大衆黨及び之と對立して選擧に臨んだ右派革新團體及東方會（比較の便宜上記載するのであるが）についてみるに、社大黨は前回に比し多少の增加を示してゐるが、むしろ期待に反した形となつてゐる。この社大黨の進出不振の原因の主なるものとしては、先づ今日の時局下において選擧に對する關心の稀薄、言論戰一本建の社大黨には言論戰への動員が少く極めて不利であつた事である。殊に都市における勞働者層が殘業夜業により、農村においては農繁期にあつて動員困難であつたこと、或ひは黨にとつて重要な支持層たる青年分子が戰線にあつたことなどが指摘されるであらう。一方選擧肅正の不徹底があつたこともつたし、言論戰の社大黨としては立候補者の選擧結果に比し應援辯士の不足による言論戰の不充分であつたこと、さらにまた往年の如き戰鬪的言論戰は今日の時局下においては許さるべくもなかつたこと等にもよると考へられる。

また日本革新黨、青年黨、其の他の諸派（明倫會、皇道會、新日本海員組合、立憲養正會、生産黨、愛國政治同志會、土佐農民組合、農村更生聯盟の如き）についてみればむしろ一歩退潮の跡さへみられないでもない。（各候補者の選擧結果については第六篇參照）

いま各派の總括的選擧成績及各候補者に卽しての改選擧結果を揭ぐれば、次の如くなつてゐる。尙、過去三回の普選による府縣會選擧成績を對比すれば相當明確な推移を知りうるであらうが、政黨派間には解消したもの、新たに結成したもの等離合集散はかなり頻繁であつたため、この種の勢力消長については省略することとした。（第三回までのものについては當所年鑑昭和十一年版參照）

總括的選擧結果　總括的選擧結果につき社大黨のほか比較の便宜上其の他の諸派と比較したものを揭ぐれば、次の如くなつてゐる。

	立候補者數	當選者數	次點者數	總得票數	一人當り得票數	當選率%	無投票當選者
社會大衆黨	一三	三	三	二八、四八二	一、六九三	二四	二
東方會	三七	九	五	六一、七九七	一、七一六	二四	一
日本革新黨	四	一	—	六、四五一	一、六一三	二五	—

大日本青年黨	七	一	一	一三、八〇一	一、八二九	四三	—
立憲發正會	三八	四	一	三四、一五一	九二三	一〇	—
皇道會	六	二	一	一〇、九六二	一、八二七	三三	—
愛國政治同志會	七	三	—	一〇、七六七	一、五三八	四三	—
明倫會	一〇	五	—	一四、四六五	一、四四六	五〇	—
大日本生產黨	二	一	—	三、一五四	一、五七七	五〇	—
鄉軍同志會	三	二	一	一一、〇二六	三、六七五	六七	—
皇國農民同盟	五	一	二	八、二三四	一、六四七	二〇	—
農村革新協議會	四	—	—	八、三五七	二、〇八九	〇	—
土佐農民組合	四	二	—	五、六三九	一、四八四	五〇	—
北農民組合	二	—	—	二、〇六二	一、〇三一	〇	—

候補者別選擧結果　社會大衆黨各候補者の府縣別選擧地區得票數、當落は次の如くである。尚、比較の便宜上東方會のものについても附載しておいたが、其の他諸派のものは第二篇及第六篇に記述した。

〔社會大衆黨〕

村尾重雄（大阪市北區・前・三、三七〇・當）△河野男（大阪市此花區・前・二、三三七・當）△若佐健次（同上・前・一、九三〇・當）△山口昌一（大阪市港區・前・三五七七・當）△松浦洵一（同上・前二、五一七・次點）△押谷平七（大阪市大正區・前・一、九〇〇・當）△髙橋善美（大阪市天王寺區・新・六六五・落）△中田政三（大阪市南區・前・一、三九四・次點）△田中寅松（大阪市浪速區・新・一、三七二・落）△山本捨三（大阪市西淀川區・新・二、一六一・次點）△落東久太郎（同上・新・八二四・落）△稻葉房藏（大阪市東淀川區・前・二、七九七・當）△米澤正實（同上・新・九〇五・落）△窪田鶴松（大阪市東成區・前・三〇一六・當）△石原信二（大阪市旭區・三、二四九・落）△岩氣守夫（大阪市住吉區・新・一、三九八・落）△居川喜太郎（大阪市西成區・前・二、六二四・當）△岩田嘉重郎（大阪府堺市・新・一、八三九・落）◇松澤兼人（神戸市灘區・新・三、五一四・當）△前田平一（神戸市葺合區・新・二、三四二・當）△中川光太郎（神戸市兵庫區・新・一、五二七・落）△中之瀨幸吉（神戸市林田區・新・二、二七二・落）△酒井一雄（神戸市須磨區・新・一、三八四・落）△北島武夫（兵庫縣加古郡・前・三、九五二・當）△山下榮二（兵庫縣尼崎市・前・三、二九四・當）△今津菊松（兵庫縣西宮市・新・二、一六八・次點）△行政長藏（兵庫縣武庫郡・新・一、五四〇・落）△增田喜代治（兵庫縣印南郡・新・二、六七五・落）◇辻井民之助（京都市上京區・前・一、七八二・當）△津同市太郎（同上・前・六四二・落）△渡邊淸一（京都市中京區・前・一、二四五・當）△生水德松（京都市東山區・新・六三四・落）△木村忠一（京都市下京區・前・一、三七五・當）△國島泰太郎（同上・新・五三七・落）◇宮向國平（岡山縣赤磐郡・新・一、五六〇・落）◇前田榮之助（廣島縣吳市・前・四、九四五・當）△細田伊太郎（同上・新・一、六三一・落）△保田庄一（廣島市・新・一、六八〇・落）◇三木又吉（香川縣髙松市・新・一、四二五・次點）△山神種一（香川縣仲多度郡・新・一、四三九・次點）△溝淵松太郎（香川縣木田郡・前・三、二九八・當）△大林千太郎（香川縣綾歌郡・前・二、七五五・當）△平野市太郎（香川縣香川郡・前・三、八三五・最髙當）

◇石原類藏（愛媛縣松山市・一、〇八三・落）△林田哲雄（愛媛縣新居郡・新・一、九六四・落）◇山中松月（福岡市・新・三、九九九・最高當）△堀口專正（福岡縣小倉市・新・一、九五五・落）△園本作太郎（福岡縣門司市・新・一、〇九四・落）△江崎房雄（福岡縣大牟田市・新・二、六〇四・落）△黑木本造（福岡縣戸畑 新・一、三三三・落）△森村勇（福岡縣田川郡・新・一、六九〇・落）△宮崎太郎（福岡縣嘉穗郡・新・一、五一五・落）△多田熊吉（福岡縣鞍手郡・四三〇・落）△吉塚謙吉（福岡縣三井郡・一、〇〇三・落）△原廣次（福岡縣遠賀郡・新・一、二六〇・落）△奥村光夫（福岡縣八幡市・無投票當選）◇甲斐重喜（大分市・新・一、三七九・次點）◇江藤隆明（鹿兒島市・新・七六三・落）△池田三熊（鹿兒島縣日置郡・新・九三六・落）△末原龍夫（鹿兒島縣肝屬郡・新・一、七四七・落）△石原省三（鹿兒島縣大島郡・六七三・落）◇杉並秀七（弘前市・新・三七八・落）△西村菊次郎（青森縣八戸市・新・一、五〇〇・次點）△柴田久次郎（青森縣南津輕郡・新・一、八五四・落）◇大川修造（仙臺市・前・一、四三八・次點）△袖井開（宮城縣遠田郡・新・九〇六・落）△日野吉夫（宮城縣桃生郡・新・一、四九〇・次點）◇横田忠夫（盛岡市・新・一、四一二・次點）△今野哲夫（岩手縣西盤井郡・新・二、一五四・次點）△伊藤勇雄（岩手縣東盤井郡・新・二、六一五・次點）◇田中健吉（秋田縣平鹿郡・新・二、四四四・當）△宮腰庄太郎（秋田縣山本郡・新・五七二・落）△川村純一（秋田縣北秋田郡・新・三〇八・落）△佐藤清吉（秋田縣仙北郡・新・五五九・落）△關山繁之助（秋田縣秋田郡・新・九一八・落）△小島小一郎（秋田縣飽海郡・新・二、六九四、最高當）◇遠藤一（福島市・新・三二〇・落）△山内彦二（福島縣東白川郡・新・五二一・落）△八百板正（福島縣伊達郡・新・二、六〇八・次點）◇鴇見米三郎（栃木縣河内郡・新・一、一三九・落）△金子益太郎（栃木縣下都賀郡・新・二、四一四・次點）△加瀨一（栃木縣那須郡・新・一、〇七九・落）△中津竹造（栃木縣上都賀郡・新・一、六三九・次點）◇石井繁丸（群馬縣前橋市・新・一、一七一・落）△佐藤欣治（桐生市・新・一、三五七・次點）△關口實（群馬縣新田郡・新・一、五六六・落）△新井久太郎（群馬縣山田郡・新・九六六・落）△金谷高三郎（群馬縣利根郡・新・三七一・落）△谷津兵作（群馬縣邑樂郡・新・四六六・落）◇井伊誠一（新潟縣北蒲原郡・無投票當選）△井上乙吉（新潟市・前・二、二九三・次點）△清澤俊英（新潟縣三島郡・新・二、五一六・落）△雲尾東岳 新潟縣南魚沼郡・新・二、六九二・落）△沼田政治（新潟縣中頸城郡・二、二三七・落）△伊藤治一（新潟縣佐渡郡・新・一、六二六・落）◇清瀨辰雄（富山縣東礪波郡・四八一・落）◇岡良一（金澤市・新・二、二九五・當）◇齊木重一（福井市・一、七五二・最高當）△重田耕造（福井縣遠敷郡・一、一七八・落）△谷野巧（福井縣坂井郡・一、〇〇二・落）◇鷲見兼五郎（岐阜市・新・二、一〇八・當）△清水良治（岐阜縣土岐郡・新・三、二二四・當）△平工喜市（岐阜縣稻葉郡・新・二、〇四九・次點）◇田中福松（名古屋市西區・新・五六五・落）△伊藤泰治郎（瀨戸市・新・八九一・落）◇足鹿覺（鳥取縣米子市・元・一、三八二・落）△松本積善（鳥取縣西伯郡・前・一、〇一〇・落）◇朝倉重吉（長野縣北佐久郡・新・五四三・落）△林虎雄（長野縣諏訪郡・前・二、三三二・落）△加藤五郎（長野縣上伊那郡新・一、四五七・落）△高地貞雄（長野縣上水内郡

新・五二三・落）△福島國雄（長野縣下伊那郡・新・二、一四八・落）◇松坂榮二郎（和歌山縣・新・四八七・落）◇田村定一（山口縣宇部市・新・二、〇二〇・落）△河村梅次（山口縣厚狹郡・六九二・落）◇宮村又八（熊本市・新・一、七三一・落）△松本正喜　同上・九二落）◇氏原一郎（高知市・前・二、九五八・當）△長尾忠觀（高知縣高岡郡・一、〇一六・落）△濱田政美（高知縣吾川郡・一、五六九・落）△尾崎治一（高知縣幡多郡・一、九〇五・當）△田中喜代馬（高知縣安藝郡・新・二、七八六・最高當）△小松賴正（高知縣香美郡・一、九五三・次點）◇成瀨喜五郎　德島縣那賀郡・一、七九三・落）◇中村初（靜岡市・新・一、八〇五・落）△福島義一（靜岡縣富士郡・新・一、三二六・落）△大野篁二（靜岡縣濱名郡・新・二、一一一・落）◇大鷹貴祐（山梨縣東八代郡・前・二、三七四・次點）△臼井次郎（山梨縣中巨摩郡・元・一、九八三・當）△熊谷和三郎（山梨縣東山梨郡・新・四二一・落）

〔其の他、無產系中立〕

園田繁茂（濱松市・社大系・一、七四一・落）△諏訪健次郎（靜岡縣駿東郡・社大系・一、五二八・落）◇岡五郎（大阪市此花區・新・一、三一六・落）△二神覺市（同上・新・六二五・落）△種田鐵馬（大阪府堺市・新・六六三・落）

尙、參考のため東方會の選績を揭ぐれば、

〔東方會〕

植木義三（大阪市天王寺區・新・七七九・落）△大平丈三（大阪府中河內郡・新・二、八九四・落）◇羽原正一（兵庫縣武庫郡・新・七〇一・落）△中西正一（兵庫縣川邊郡・新・三、〇八五・次點）△行本眞壽夫（兵庫縣津名郡・新・一、一五五・落）△佃一郎（兵庫縣三原郡・五、一二六・落）◇永尾春吉（京都市左京區・新・二一二・落）△岩本健一（京都市中京區・新・二八七・落）△大島巳之太郎（京都市東山區・新・七六〇・落）△澤本勝三（京都市上京區・新・三四四・落）◇三浦愛二（福岡縣八幡市・無投票當選）△小林峯次（福岡市・二、三七〇・當）△吉村光次郎（同上・二、〇〇三・當）△竹若啓次郎（同上・一、九九五・落）△的場恒夫（久留米市・五六一落）△貝島慶一（直方市・二〇七・落）△稻富稜人　福岡縣浮羽郡四、七二八・當）△稻益久豊（福岡縣三井郡・三、一〇三・當）◇新名眞藏（鹿兒島市・前・一、七六六・當）△原田禎藏（鹿兒島縣鹿兒島郡・八五四・落）◇和田喜太郎（青森市・前・二、一九三・當）△秋谷良之助（同上・新・七四五・落）◇小笠原由松（岩手縣和賀郡・新・四八六・落）△阿部四郎（岩手縣下閉伊郡・九七一）◇上川名武雄（仙臺市・新・六四一・落）◇石田宥全（新潟縣中蒲原郡前・三、九四五・當）△佐藤泰助（新潟縣南蒲原郡・新・三、三七九・次點）△野上和一郎（新潟縣南魚沼郡・新・九三三・落）△中村又七新（新潟縣西頸城郡・前・四、六三六・最高當）◇田口織之助（秋田縣仙北郡・新・八〇四・落）◇多勢長兵衞（山形市・新・二、二一三次點）△朝倉七郎（山形縣西村山郡・新・五三〇・落）△本田吉馬（山形縣南置賜郡・新・二、六一一・次點）△平林助（山形縣西置賜郡・新・一、三三一・落）△草野一郎平（滋賀縣大津市・新・一、四〇八・落）◇大川亮太（三重縣宇治山田市・三八五・落）◇結城源一（靜岡縣清水市・新・一、七四八・次點）

第二章　無産政黨各個の運動

第一節　社會大衆黨

運動の概況

社會大衆黨は本年を以て結黨後八ケ年を經たことになる。その生成の沿革についてみるに、社大黨は昭和七年七月全國勞農大衆黨及社會民衆黨の合同によつて生れ、「勞働者農民一般勤勞大衆の生活擁護・資本主義打破と無産階級の解散」を綱領とした。越えて八年には「轉換期建設政策案」の作成乃至「九年度一般工作協力方針書」を決定し、「我等の階級運動は小乘的階級運動ではない。國民の永遠性を無視し、民族と階級を發撥せしめる利己的なる階級利害を意味するものでない」と規定して漸次階級闘爭主義より協調主義的色彩へ、國際主義より國家主義的傾向へ、の轉換をはかりつゝあつた。更に十年度大會においては「まづ國内改革の斷行・民衆富んで國防全し」等のスローガンを掲げ、かくて協調主義より全體主義色彩を益々濃化し來つた。この方向轉換に批判的なる一派は左翼的勞働分野の影響下にあつたため、昭和十一年には遂に除名問題を惹起したが、これらの被除名分子は昭和十一年勞農無産協議會に結集した。勞協は人民戰線運動に即して社大黨にも働きかけ社大黨との合同運動を展開したが、社大黨は十三年度全國大會においてこの問題に關し「日本における無産階級運動當面の問題は人民戰線を論ずる前にその主體的勢力完成のために闘ふべきである。したがつて凡ゆる勞農團體はこのさい社會大衆黨の旗の下に結集すべきである」との方針を樹立し、勞協の出直しを要望した。(勞協は日本無産黨と改稱したが、十二年十二月人民戰線派の檢舉により壞滅し、社大黨も相當の犠牲者を出した)。かくして支那事變の勃發に當面するや社大黨はその國民主義的・全體主義的方針をヨリ明確にするため年度大會において「日本國民の進歩發達・資本主義の改革」に重點をおくべく綱領を改正し、越えて十三年度大會においては新建設大綱を決定し、石の新綱領とこの新建設大綱に即して「革新即ち資本主義の改革は今や國家に課せられたる任務となつた。我黨は過去二十年に亘つて資本主義改革のために戰ひ來つた。……階級闘爭を通じて資本主義を改革せんとする社會運動の指導理論は揚棄され國家は民族の生々發展が資本主義の改革をその中に含まねばならぬといふ全體主義の指導理論がこれにとつて代らねばならぬ」と規定した。更に十三年七月の事變一周年記念日に當つては「舉國一致强化のため全國民の組織化を目標とする一大革新政黨の出現を待望し、之が爲め己を空うして努力せんとす」とも聲明し「國民の黨結成への決意をも披瀝した。これを事變後の日常生活に即してみても、舉國一致參加を表明し

出征兵士の家族救援運動、皇軍慰問團の派遣、國民精神總動員運動への參加或ひは七十一、七十二議會における豫算案「贊成」等積極的舉國一致の態度を示し、事變を契機とする國家發展の方向に黨の存在と發展の途を求め、東亞新秩序建設に呼應して國內革新を强調し來つた。

かやうにして昭和十四年に入るや、國民の黨結成の具體化として東方會との合同を策したが「時機未だ熟せず」遂に挫折した。しかしながらこの合同失敗以來黨內關係は複雜化し舊日勞系（舊全勞系）と舊社民系（舊總同盟系）の對立は愈愈顯著となり、黨の勞働政策をめぐり或ひは「國民の黨」問題をめぐつて、それは黨支持團體の動向を反映しつゝ、何らかのモメントにおいてもはや不可避的な分裂の危機を胎藏してゐるが如き情勢に立至つてゐる。尙本年中における黨の主要運動は概して國內改革の斷行特に國民組織の再編成プログラムの具體化のための運動であつたが、就中東方會・農革協との新黨結成運動・府縣會議員選擧運動或ひは勞働政策をめぐる諸運動が特筆さるべきものであつた。また、本年度大會の如きも事變處理をめぐる各種戰時對策或ひは戰時經濟政策がその重點となつてゐる。以下、黨の大會報告を中心として十四年度における活動の一斑を窺ふこととする。

議會活動——第七回全國大會は一昨年度黨綱領改正に對應して全體主義指導精神を昂揚し、新建設大綱を採用し、更に戰時政策を具體化し前進せしめた。殊に、東亞建設と國內改革斷行を强調し、國民組織の再編成を重要に規定した。第七十四戰時議會に當つては、聖戰遂行の國家目的貫徹の線に沿ひ、また如上の黨方針を生かし全所屬代議士が獻身的活動をなした。殊に議會再開劈頭政府の一般施政方針に對し安部委員長を立てゝ、長期建設に對處する國內改革の緊要なるを衝き資本主義改革の必然性を闡明し、更に財政、經濟、轉業等の問題を論じ政府を鞭撻し、國民の輿望に答へた。全會期を通じ、平沼內閣成立以來兎角低調に流れんとする國策樹立に對し政府を激勵し積極的なる活動を爲した。

新黨結成運動——國內改革の原動力たるものは國民の黨の組織である。革新政治勢力の結集により國民的黨への發展即ち政治改革が先行する事が國內革新の基本問題である。我黨は年度大會方針書において國民の黨の結成につき重要な規定をした。今年二月初め我黨及東方會、日本農村革新協議會を中心とする新黨結成運動が展開されたが、時期未だ熟せずして遂に結成をみるに至らなかつた。我黨はこの新黨運動に對し、全力的に努力し國民の黨への第一步を、更に之を通じ我國政治改革への巨步を踏み出さんとしたのである。然しこの運動は結實をみずして終つた。我等はこの革新新黨結成の不成功を甚だ殘念とするものであるが、我等はこれによつて幾多の經驗を得た。この經驗を生かし、黨の方針に從ひあくまで國民の黨組織に向つて邁進せんとするものである。

全國遊說及地方協議會——黨の新活動方針を全黨員に徹底し、新黨結成運動後の黨組織再强化を計るため、四月中各地方協議會を招集しこれが徹底化を計つた。更に第七十四戰時議會活動報告のため議會終

了後、全員各府縣重要都市を中心に一齊に遊説を行ひ國民運動を展開した。この全國遊説は東亞新秩序の建設・國内改革の斷行・全體主義經濟機構の確立・革新的國民の黨結集をスローガンとし各地とも成功的に行はれた。

外交、内政、産業勞働、選擧方策——東亞建設に積極的協力するため、黨は事變以來多くの黨幹部及黨員を大陸に派し皇軍慰問と共に更に政治經濟文化の各方面に亘り調査研究を行ひ具體的なる方策を提示しつつあつたが、今年度においては尙百尺竿頭一歩を進め議會終了後の黨員の積極的なる大陸行を計畫し、之を實行せしめた。今回の大陸行は從來の如く團體的に行はなかつたが、その調査見聞研究の結果を本部に集中統合し之が活用を計畫した。長期建設に對する國際體制として、日獨伊の防共協定を强化し我國の國際的地位の前進を計らんとしたが、第二次歐洲大戰の勃發によつて新なる態勢への發展をみるに至つた。また天津租界問題を契機として排英運動起るや東亞建設の最大障害たる英國の勢力を極東より排擊するため、一つは政府及軍當局を激勵鞭撻すると共に、全國的排英運動を展開し國策の貫徹に有力なる協力を捧げた。また國内政治に對しても各種の戰時國策遂行に關し各方面に積極的に協力した。

戰時推進政策の採用——黨は今年度上半期活動を集結し下半期活動を整備するため、七月、第二回中央執行委員會を開催した。本委員會においては「戰時推進政策」を採用し、一、事變處理に關する方策、二、綜合物價政策並に貿易政策、三、戰時農業生産力擴充對策、四、戰時社會政策、五、中小商工業對策並に産業再編成對策を決定し、戰時下日本の諸方策に對し具體的なる方針を與へた。我等は昨年度大會において建設大綱及政策の全面的改編を行つたが、本戰時推進政策はその後の情勢の發展に應じそれを具體化したものである。

府縣會選擧戰——下半期活動の最も重要なるものを占むるものは普選第四回府縣會選擧戰である。我黨は(別項選擧報告に記載の如く)二府三十一縣一二九區の選擧區に一三二人の公認候補を立て全國戰野に積極的に逐鹿戰を進めた。選擧戰の結果當選者三十二名、次點者二十八名、總得票二二四、四七三票を獲得した。これを前回に比較すれば前回は立候補地區五二、公認候補五三人、當選者二四名、次點者一一名、總得票一三九、〇六九票、立候補地、立候補者數、總得票數において倍加の情勢を示した。當選者數においては躍進が期待されてゐただけやや寂寥を感ずるものがあつた。しかし戰時下幾多の選擧運動における不便と制約とに拘らず、以上の成績をえたことは全國黨員の全力的努力の賜である。

府縣會議員團會議——今回の選擧戰によつて當選した我黨新府縣會議員を中心として、明年度豫算府縣會に對してとるべき方針及行動について協議のため十一月十一、十二兩日に亘り本部に府縣會議員團會議を招集した。約五十名參集をみ、府縣會對策、地方稅制改革、産米檢査改正、小作料統制會實施、商工組合對策等本部の方針指示に從つて附議し、黨所屬議員活動の統一を計ると共に、陣容の整備を確立した。また十月三十日大阪、京都、神戸の三都市市會議員團會議を大阪に開催市町村民稅及小學校教育費等の問題を研究し成果を擧げた。

對政府活動——阿部内閣が平沼内閣に代つて第三次戰時内閣を組織してより我黨は時局の重大なるに鑑み、時局突破の積極的にして具體的なる方策を提示してこれが達成を要望し來つた。歐洲大戰勃發後

の我國の方針に對しては、臨時議會を招集して帝國不動の方針を國民に徹底せしむ可きことを要求し、また行政機構改革、貿易省問題等に對してもこれが解決につき强硬意見を陳述するところがあつた。更に米價の引上問題、西日本及朝鮮旱害對策等不斷に黨は國民大衆の總意を體して活動した。

旱害對策――今年は九州、四國、中國、近畿に亘り未曾有なる旱害の襲來をみた。我黨は直ちに之が對策につき協議すると共に旱害地の實狀視察を爲しその救濟對策につき政府に要請するところがあつた。朝鮮旱害に對しても農村關係代議士を派し、詳細なる調査を遂ぐると共にその救濟策を政府に要望した。

尙黨の元老にしてその全生涯を我が國革新運動に捧げ來つた同志安藤國松君の逝去に對し深甚なる敬弔の意を表するものである。君は二十數年の革新運動戰線の活動において終始下積の犧牲的努力を爲しその功績は長く我等の歷史に輝く。

一般方針――我が黨は、日本民族の使命遂行を擔ふべき革新的政黨として支那事變處理に對して積極的に參劃し、東亞新秩序の建設に努力せんとするものである。黨は既に昨年度大會の方針においてこの點を明確にし、別に大陸政策において具體的なる方策を示顯した。然しながらその後、東方會との合同による革新的政黨結成に失敗したる苦き經驗を有ち、客觀的狀勢また數回轉したるを以て自ら新たなる方針を明示せざるを得ない。最近我が黨に對する國民大衆の關心は著しく增大し、世の革新を口にするものまた我黨の存在を無視し得ざる狀勢にある。殊に黨の內外より强く要望せらるるのは立黨の革新的精神を振作して、果敢なる活動を展開せんことである。我黨に對する各種の聲ある時、かかる根本方針を明示するは本大會における重要なる使命なりと信ずる。我等は諸般の客觀的狀勢の分析に依つて、我黨はあらゆる角度より國內の革新を斷行すべき使命を有する革新政黨なりと言ふに吝でない。然らば我黨の革新的目標とは何か。外にあつては東亞諸民族の結合による東亞協同體の結成、內にあつては國民總意を代表し國民の總力を發揮し國民の總福を顧念する國民協同體の實現――言ひ換へれば、外にあつては東亞諸民族の間に爭ひなく、內にあつては國民相互の間に和衷協力の體制を建設せんとするのである。政治も之に從つて革新せらるべく、經濟も之に從つて再編せらるべきものである。我黨はすでに協同體の理念に立つ。從つてその方針は眞實の國民主義である。しかしながら今日の社會經濟情勢は全て大多數勞大衆のより多き犧牲の上に立つてゐる。社會の壓力は政治的に經濟的に無力なるこれ等階層の上に沈澱するの實情である。從つてこれが革新を先づ實現することが國家の政治の革新を求むる我黨の足がこれら階層の上にあり、我黨の眼がこれら階層の現實的利害の上に注がるるのはこの故である。しからばこの革新的イデオロギーの上に立つて我黨の要求せんとする具體的の方策は何であるか。全てのものが犧牲を均しくし、全てのものが國家の慶福を平等に分つところの國家體制の樹立である。一君の下萬民がその慶福を樂しみ、和衷協力國難に殉ずるの體制を確立することである。自由主義的經濟體制は國家的に改編されなければならない。營利的な生產、配給機構は公益優先の機構に發展せしめなければならない。生產力の擴充が營利計算によつて阻まれ、戰時利得が個人的射倖の目的とせらるるが如きことは斷じて許さるべきではない。政治は國民の總意を反映しうるやう根本的に革

新されなければならぬ。國民のある階層の利害を代表し、ある階層を殊更に無視するが如きは排除せぬばならぬ。從つて現下の議會政治も革新を要すべく、職能的代表の體制を考究すべきである。（中略）我等はすでに狹隘なる舊殼を打破し國家民族のために、最善の理論と運動を展開せんことを誓つた。足は常に現實を離れないが、眼は已に日本國民の理想を凝視してゐる。この意味において、國民大衆のために闘ひ國民大衆と共に歩み 國民大衆の熱情に依つて 鍛えられた我が黨が現下時局においてはたすべき役割は大きい。常に新しき知識に依つて武裝し、日々に新たなる情勢に對應して一死殉國の決意を胸に祕むることこそ我黨々員の覺悟でなければならぬ。茲に我黨本年度運動の一般方針を要約すれば、

一、東亞協同體、國民協同體の理念に徹し國家民人に對して嚮ふところの指針を與ふること

一、資本主義修正の陣營を强化し、國内の革新を斷行し戰時政治經濟體制を根本的に改編すること

一、既成政黨の政治勢力とは明確に一線を劃し、之を革新的政黨の視野外におくこと

一、政府提唱の各種國民組織運動に對してはこれを批判すると共に之に協力し、以て眞實の國民組織の出現に拍車すること

一、黨の統制を確立し規律を峻嚴にし實踐的なる力を以て國民各層を指導すること

黨組織及日常活動方針（一、三及四、省略）

（二、工場 鑛山、職場における組織）此の部面には、主として産業報國會に對する及び産業報國會の内部における黨員の活動をとりあげねばならない。昨年度大會においては「黨はもとより此運動を無批判に受け容れようとするものでは決してないが消極的にそして批判的以之を見る物では決してない。此の運動の産業部面における國民的協力組織への發展性を重視し、支持勞働組合と協力して此運動に積極的に參加し、我等の努力によりて之をよりよきものに育て上げ、國民的組織の確立に邁進せんとするものである」と規定し、また本年六月三十日の常任中央執行委員會に採用された勞働國策は、その具體策大綱の中に「産業報國會の内容を擴充しその活用を計ることを擧げ」具體政策として産業報國會に對し イ、國家機關たらしむるやう法制化すること ロ、指導機關を設くること ハ、下意上達の機關を設くること ニ、資本の御用機關化を防止すること ホ、中央組織を作ること ヘ、中央地方とも産業勞働團體代表者、民間專門家等を參加協力せしむること、を要望すること」を決定した。本年度の黨方針は大たいにおいてむろんこれと相違するものではないが、すでに今日産業報國會が全國各地に百數十萬の勞働者を組織し、多くの府縣に聯合會を設置した今日、黨員は何處に力點をおいてこの部面で組織活動を行ふべきかが新に問題となる。周知の如く産業報國會も亦精動と同樣官僚の指導によつて組織されただけ、各工場に組織をつくり、また聯合會を結成するといふ實質的活動の段階には甚だ活潑であるが、その組織の運用と實質的活動の段階に入ると行詰つてしまふ。産業報國會の眼目たる懇談會が圓滑に運用されてゐる場合は稀れであり、多くの場合は面倒をおそれて事業主がその開催を忌避し、かくて産業報國會は冬眠に入る。黨員の活動はまづこの懇談會を再々なるべく定期開催せしむるやう努力することに向けられねばならぬ。次にはこの懇談會その

他において、從業員の意見と意志を最もよく反映せしむるやう努力することである。その前提として考ふべきことは從業員側委員の公選制度の確立と從業員側の意見を取纒めうる組織をつくることである。政府は從業員側委員の公選を指示してはゐるが、これは事業主側の極力回避するところであり、公選を主張したがために解散の脅威に當面することさへ尠くない。一方從業員側の意見を取纒めるために各職場別の集會を組織すること、これに立脚して各工場の從業員側委員によつて産業報國會の從業員部會をつくること、更に進んで地域聯合會及府縣聯合會における從業員側委員の連絡をはかること、これまた決して安易に實現を期することはできないのであるが、しかし最近における勞資紛爭の漸增の傾向に鑑みるとき、これを放置するならば、産業勞働部面における協力體制に重大なる缺陷を生ずる虞れがあり、産業報國會設置の眞意義をも沒却するものであるが故に、黨員は支持勞働組合と協力して日常不斷この目的のために活動しなければならない。

〔大會宣言〕支那事變ここに三年有半。新中央政權の誕生は近きにあり、東亞の秩序は今や完く一新せられんとす。我黨は皇軍將兵の勞苦に深き感謝を捧ぐると共に傷病の將士、護國の英靈に對して聖戰目的の貫遂に邁進せんことを誓ふ。思ふに今次事變の意義は外、國際新秩序の建設と內、國內體制の强化と二者不可分の關係において進行せるに在り。國內の革新なくして東亞の新秩序なく、國際關係の新なる發展は國內新體制の樹立を要求して止まず。一の革新は第二の革新を喚び、現狀維持の理論と方策は漸く無力ならんとしつつあり。第二次歐洲大戰の勃發により、我國を繞る國際關係も亦顯著なる變化を遂げたり。英佛の勢力は極東より退潮せりと雖も獨ソの接近は防共協定を空文と化し、米國の擡頭は事變の處理を複雜化せんとす。新なる事態に對しては須く新なる構想を要すべく、我外交政策も國內經濟力の要求と相俟つて一大革正を要すべきや必せり。しかるに現實の對策は極めて低調にして確乎たる指針と毅然たる態度あるをみず。徒に右顧左眄、頗る信念なきに似たり。我等は率直に事態を直視して斷乎たる國際關係の調整を要望し速に時局收拾に向つて邁進せんことを要求す。國內物資の不足は漸く顯著にしてインフレーションまたその速度を加へたり。官僚の統制政策は極めて短見、一時の彌縫に寧日なし。生産力擴充は豫定の計畫に沿ふことなく、物動の前途危惧に堪へざるものあり。時局は愈々重大を加へつつあるに、內閣は既に三新して益々弱體を加ふ。閣臣は事毎に機宜を失し、政治家は猫額大の私利に膠着す。愛國の士の相率ゐて起つべき秋にあらずして何ぞや。我黨はもと革新を以て立黨の精神とす、國民生活を安固ならしめて民心を指導し愛國の至情を傾けて國家百年の興隆を期するは、あげて我黨の責務なり。皇紀二千六百年の光榮ある年を前にし皇恩の鴻大に感泣し、皇謨翼賛の念慮愈々切なり。ここに我等の衷情を披瀝して一世を警策せんとす。策に曰く

國內體制の强化、革新の斷行。汪政權の支持、東亞協同體の建設、外交の調整、聖戰目的の貫遂。重要産業の國營、資本主義の修正。生活力の擴充、日滿支一體經濟の確立。物價政策の徹底、國民生活の保障。土地問題の解決、食糧政策の樹立。勞働力の保護培養、轉失業の國家救濟。

右宣言す。

主なる活動

運動の一般については前節までに述べられてゐるが、特に重要なる活動の經過及黨各部及諸委員會の活動のうち、その主なるものを左に掲げる。

新黨結成運動經過　本年二月の社大黨及東方會、日本農村革新協議會を中心とする新黨結成運動については黨は當時の黨機關紙、通達等によつて報告してゐるが、いま大會報告書に發表した經過の概要をそれによつてみれば次の如くである。

結成經過――本運動について黨は「急速に結黨準備會を持つに至つたため結成經過にやや徹底を缺く憾み」があつたといふが、その大様は左の如くである。

黨は昨年七月支那事變滿一周年記念日に際し「擧國一致强化のため全國民の組織化を目標とする眞の一大革新政黨の出現を待望しこれがため己を空うして努力せんとす」と、即ちかの歴史的聲明を發したのである。更に第七回全國大會は新東亞の建設、國内改革斷行のために「國民の黨」の組織を强調しこれが結成に積極的努力を開始すべきことを規定した。黨は如斯、既に度々その運動方針において擧國的革新政黨結成のことを決定し、問題は如何にしてこの方針を具體化するかにあつた。

昨年近衞内閣は謂ゆる「四相會議」及「八相會議」を通じ「國民再編成案」を作製し、内閣自ら指導的地位に立つて官僚的「國民再編成」を行はんとした。然るにこの問題は近衞内閣の辭職と共に消滅し、また平沼内閣の成立と共に「國民再編成」及「國民の黨」問題は全然遺棄さるるに至つたのである。今日國内改革問題は恰も後退せるかの如き感を抱かせつつある。然し支那事變の處理聖戰目的達成のためには新東亞の建設と國内革新は不可分不可避であつて、從つてこれが推進力たるべき革新的政治勢力の擧國的統一は絶對に必要なのである。しかも大陸の建設及び戰時體制の强化は焦眉の急であつて、革新的政治勢力の結集もまた當面の問題といはざるをえないのである。

東方會及我黨の新黨結成問題は、一月の中旬頃より兩黨幹部の間に話が進められつつあつたが、革新新黨の結成は、（イ）なるべく二黨に限定せず廣く全革新分子結合を目標とするも、その勸説に混亂を避くること　（ロ）最初革新新黨結成の樞軸を國民同盟を加へたる三黨におくこととし、「國同」に向つて參加を勸説しつつあつたこと（ハ）實際政局の情勢は複雜微妙にして問題を直ちに大衆の討議に移しえなかつたこと、等の理由によりいかにも唐突の感を與へた。しかしそれは今日の極めて困難なる政治情勢の中にあつてなほ且つ「三黨中心の新黨結成」を必ず成立せしめんとする、即ち萬全を期したからに外ならない。しかも革新的新黨の結成は上述の如き我が現下政治情勢の必然的要求であつて單に兩黨幹部一部の意志ではないのである。

今回の新黨結成は從來の無産政黨の統一運動と異り、範疇を異にする構成團體が合同するものであつて、政治的技術の上にも本來と相違する點があつた。殊に今日政治革新の時代において政治勢力の上のバランスが破らるる事になれば、劣勢化する方向より猛烈な妨害工作の爲さるることは當然である。この事情が「革新新黨を結成しようといふ決意を固むるに至るまで」交渉が祕密にされたわけである。革新新黨結成に對する妨害運動は豫想外に猛烈なものであつて、問題は表面化して以來各黨に對し深刻な反對の魔手が延ばされつつある。我黨に對しても前内閣の某有力閣僚より東方會との今回の擧を取り止めら

れたいとの申入れがあつたほどである。

我黨と東方會との新黨結成が決定後、更に日本革新農村協議會に對し參加を勸說し、二月十四日正式に參加のことに決定した。今回の新黨結成は「國民の黨」組織の出發點をなすものであつて、その構成要素は廣く全國民階層に亘つて糾合されなければならない。「農革協」の參加はこの點より誠に喜ばしきことである。

今回の新黨結成は來るべき統一的革新政黨の基本を爲すものであつてこれを出發點として「國民の黨」組織に邁進せんとするものである。我黨はその方針において既に全國民を對象とした「國民の黨」的方針を持つてゐるが、その構成分子は二十年の傳統と歷史によつて固定化しつつある。合同はこれを通じ新しき國民階層を抱擁することとなり、より廣き國民的基礎の上に黨を立たせる事となる。それは黨の躍進である。しかるにこの新黨準備は遂に結實をみるにいたらず不成立に終つた。

革新黨運動と結成大會中止經緯――二月二十六日、黨は中央執行委員會、臨時大會を開催し黨解散の手續を取つて二月二十日日比谷公會堂において革新新黨結成大會を擧行すべく一切の準備を集中し來つたのであるが、二月二十日における東方會との最後的折衝並に同日の革新新黨結成準備會において遂に「機未だ熟せず」との共同聲明によつて、その結成大會並に黨中央委員會臨時大會は取り止めのやむなきに至つた。革新新黨に於ては其後東方、農革協、我黨を以て構成せる準備會において綱領政策特別委員會、組織（規約）特別委員會、大會準備委員會等を設置して協議を進め、綱領並に組織大綱においては大體意見の一致をみたのであるが、革新新黨の役員構成問題について我黨內部に安部總裁、中野副總裁、麻生幹事長とすべしとの意見が擡頭し來つたので、二月二十日開かれた我黨常任中央執行委員會において は非公式に東方會に意見をただす事とし、三輪壽壯氏をして內交渉せしめたところ二十一日に至り東方會より安部名譽總裁、中野正總裁、麻生幹事長案を內示し來つた。

此の東方會よりの回答について、二十一日夜常任中央執行委員會を開催したところ、片山常任委員より安部委員長からの傳言が發表された。常任委員會は安部委員長よりの傳言を重大なりとして麻生書記長片山、河上、三輪常任委員が安部委員長宅を訪ね委員長を慰留すると共に協議を進め、

一、安部委員長は合同は是非やつて貫ひたいと云はれてゐるのであるから安部委員長を慰留しつつ一路革新新黨結成に邁進すること

二、役員については安部最高顧問、麻生、中野、一體總委員制、麻生幹事長制を以て進むこと

を全會一致決定し、更に代議士會に諮つて滿場一致の承認を求めて一路革新新黨結成に邁進する事になり、代表者を以て安部委員長を慰留すると共に、二十二日麻生書記長、三輪、淺沼常任をして東方會を訪問せしめて我黨の決定を以て最後的交渉をなす事となつたのである。

麻生書記長、三輪、淺沼常任は中野邸において東方會幹部、中野、杉浦、由谷、大石、田中の諸氏と數時間に亘つて懇談したが、遺憾ながら「機未だ熟せず」として左の如き申合せをなして引上げた。

〔社大黨東方會兩黨申合せ〕　麻生、三輪、淺沼三氏から社大黨の決定事項を齎らしたが意見交換の結果機未だ熟せざる處ありとして此の際新黨結成を見合はす事に決定した。

尙今後は友好精神を持續しながら他日の機會を待つことになつた。

右の申合せを二十二日夜の常任委員會において承認を得、同夜八時半より革新新黨結成準備會を開き次の如き共同聲明書を發表し、一旦準備會を解消する事になつたのである。斯くて自然、黨臨時大會、中央執行委員會、新黨結成大會は中止のやむなきに至つたのである。

〔共同聲明〕 社大、東方、農革協を樞軸とする革新新黨準備委員會は社大、東方兩黨首聲明を基礎とし諸般の準備を進めて來たが、問題を具體化するについて機未だ熟せざる處あり、此の際新黨の結成を見合せ友好の精神を持續しながら他日の機會を待つことに決定した。

二月二十三日

社會大衆黨・東方會・日本農村革新協議會

右の如き事情で東方會、農革協、我黨を樞軸とする革新新黨結成運動は「機未だ熟せず」となして、遂に見合せるの止むなきに至つたのであるが、之は何としても革新日本の爲に甚だ遺憾に堪えざる所である。我等は之に失望する事なく更に大會の方針に基き國民の黨結成の爲に邁進する事を常任中央委員會において決議し（別項の如く）、今回革新新黨結成運動に就ては、一切を白紙に還元して黨內結束を强化し、人心を一新する事も併せ決定し、黨本部は黨內整備を行つて新なる活動に邁進する事となつた。革新新黨結成運動は今回不首尾に終つたとはいへ興亞、革新は必ずや國內の派閥的、對立的傾向を一掃して全國民を打つて一丸とする國民的政治推進力の擡頭を要求するであらう。之の要求に應へることこそ我等に與へられた任務なりと考へる。全黨員は失望する事なく、黨常任中央執行委員會と協力し益々結束を强固にして新なる活動を用意すべきである。

更に之が善後處置につき、三月二十六日の常任中央執行委員會は次の如く聲明し新黨問題に對する終結をつげた。

〔聲明書〕 我等は茲に第七十四議會を終了し更に新なる活動に入らんとするものである。我等はさきに我黨々東方會を中心とする革新的新黨の結成を企圖したが、不幸にして機未だ熟せず遂にその成立をみるに到らなかつた。革新新黨の結成を通じ國內改革運動を前進せしめえなかつたことは甚だ遺憾とするところである。然し我等は今次の聖戰目的を貫徹し新東亞の建設を達成せしむるの途は國內諸般の體制を革新し、眞に長期戰體系を確立することを愈々痛感するものである。我等は新黨結成運動後の黨內陣容を結集强化して再整備すると共に時局益々重大の折柄、新なる意氣を以て國民大衆の支持と協力の下にあくまで「國民の黨」の結集を遂げて、興亞、國內革新に努力を捧げんとするものである。

社大の勞働國策 社大黨の勞働政策は日常活動方針書において廣汎に宣明されてゐるが、五月六日の常任執行委員會において生產力擴充に伴ふ當面の勞務調整に關し黨獨自案作成のため臨時機關として「勞働國策特別委員會」の設置を決定し、三輪壽壯氏外八名を選任、更に二十二日の常任執行委員會において十八名の委員を追加した。かくて第一回勞働國策特別委員會は五月八日の委員會において、勞働國策基本要綱の立案を申合せ、第二回委員會を五月二十七日より三日間に亘り開き、產業報國運動に參加協力するといふ基本的建前において意見の一致をみ、委員會の意見を基調として政策大綱原案を小委員によつて作成することとなつた。即ち小委員たる鈴木文治、三輪壽壯、菊川

忠雄、河野密、龜井貫一郎、淺沼稻次郎の六氏は二十八日の小委員會において將來の勞働組織並に勞働政策に關聯して産業報國運動に對する黨の態度に付懇談の上河野、龜井兩者提出の私案に基き協議の上原案を作成し、二十九日の全體委員會においては、小委員會作成の勞働國策原案を總同盟系委員の反對的修正意見を容れて一部訂正の上、左記の勞働國策を決定した。

かくして黨の勞働國策は、六月二十四日の常任執行委員會に附議されたが決定に至らず、結局三輪、河野、西尾、上條の四氏を擧げて協議の結果、基本原則第四項目に在る「部分的階級的組織より」の字句を削除、原案を決定した。

一、基本原則　(一)現下の内外情勢に鑑み國家總動員體制强化の見地より勞働國策を樹立すること。(二)「公益優先」の原則に從つて産業報國の實を擧ぐること。(三)賃銀、勞働時間、工場施設等全て國家的見地に立つて規制すること。(四)産業勞働の組織を部分的階段的組織より國家的全體的の見地に立つ組織に發展せしむること。(五)勞働に對する保護助長政策を確立し、人的資源を培養すること。

二、具體策大綱　(一)勞働行政機關の統一强化を圖ること。(二)勞働統計を統一完備すること。(三)政府による産業報國運動を積極的に支援協力すること。(四)産業報國會の内容を擴充し、其の活用を計ること。(五)勞働需給機關を完備すること。(六)職業再訓練機關を擴充すること。(七)廣く民間專門家を動員せる諮問委員會を作り産業勞働行政に參劃せしむること。

三、具體的政策　(一)産業報國會に對し左の要望をなすこと(イ、國家機關たらしむる樣法制化すること。ロ、指導機關を設くること。ハ、下意上達の機關を設くること。ニ、資本の御用機關化を防止すること。ホ、中央組織を作ること。)(二)中央地方とも産業勞働團體の代表民間專門家等を參加協力せしむること。(三)各省に散在せる勞働監督組織を一元化すること。(四)勞働管理官制度を設くること。(五)勞働裁判所を設くること。(六)會社法を改正し、企業の資本隷屬を排除すること。(七)全國を九區に分ち勞働局を設くること(八)賃銀統計局を設くること。(九)勞働情態の調査を急速に行ふこと。(十)勞務調整基金制を設くること。(十一)國民勤勞保險制度を確立すること。

四、實行方法　(一)黨支持勞働團體と相協力して此の方針の具體化に努力すること。(二)政府に要請して之が實現を計ること。

組織部の活動　昨年度大會において黨本部機構の改變に伴ひ組織部青年部、選擧部を組織、常任にて管掌することになつたが第三回常任中央執行委員會の決定をうけ、組織常任、組織部、青年部、選擧部、勞働部、農村部、商工部、地方議會部、遊説部を以て組織會議を構成して數次に亘り會議を開くと共に昭和十四年度の執行方針を決定、黨本部並に各支部聯の展開する國民運動の組織指導を行ひ、東方會との合同問題後における黨統制の强化、組織の擴充については遊説部と協力して地方協議會を開催し、合同運動の經緯を報告した。更に各地に行はれた選擧戰には積極的に黨公認を應援した。又岡山、大分等において黨勢の躍進を期した。更に九月十月の府縣會議員選擧に際しては地方選擧對策委員會統制の下に選擧、遊説、農村、勞働、商工各部協力して全力を擧げた。

組織會議委員左の如し。

淺沼稻次郎、渡邊潛（組織部長、青年部長）渡邊年之助（選擧部長）、喜入虎太郎（勞働部長、遊說部長）、角田藤三郎（農村部長）、織本侃（地方議會部長）

尙、十四年度における主なる人事次の如し。

〔復黨〕 辻井民之助（中央委員・京都府市會議員）△椿繁夫（全國委員、大阪市會議員）△山口清次郎（東京足立區議）△渡部弘（東京大森區議）

〔除名〕 小田榮（代議士）△伊藤松太郎、岡五郎、種田鐵馬、岩田襄、西原貞。

〔脫（離）黨〕 岩部石男（福山支部長）△坂本時三（全國委員、京都市會議員）△死亡 安藤國松（十一月二十五日）

選擧部の活動 本年執行された選擧中二府三十七縣の府縣會選擧を除く各地の選擧次の如し。

〔衆議院再補缺選擧〕 水野實郎（愛知縣第一區・五、二四執行・二、二八五票・落）△木下源吾（北海道第二區・五、三〇執行・九、四七七票・落）△西尾末廣（大阪第四區・六、一三執行・二〇、九六四票・當選）△川 保太郎（同上・同・一〇、五二七票・落）

〔縣會補缺選擧〕 笹原武重（高知縣幡多郡・三、七執行・無投票當選）△朝倉重吉（長野縣・四月執行・落）△蓮沼德太郎（横濱市・五月執行・落）

〔市會改選〕 岡本與一（福岡縣直方市・一月執行・一八〇票・當）△吉田茂太（同上・七七票・落）△足鹿覺（米子市・六月執行・二八八票・最高當）△石坂益三（同上・一七〇票・當）△川口爲三郎（沼津市・九月執行・當）

〔市會再選〕 伊藤新藏（川崎市・十二月執行・落）△渡邊年之助（東京牛込區・六月執行・一、三五四票・落）△菊川忠雄（東京中野區・六月執行・三、〇八三票・落）

農村部の活動 本年度における活動の主なるものは、上半期における增産計畫の積極的協力運動を中心として行はれ、下半期においては日本並に朝鮮における旱害對策運動及收穫品種による米穀增產運動米穀檢査制度改正運動並に小作料適正化運動に對する指示等を中心に展開された。尙、黨支持團體である大日本農民組合及日本農民組合總同盟の兩團體が日本農民組合並に日本農民聯盟有志の四團體が聯合して「土地制度改革同盟」の結成による運動計畫を進め來つたのに對しこれが實現化に協力した。

代議士會の活動 黨の議會活動については既述の如くであるが、第七十四議會に提出せる建議案、法律案、質問主意書は左の如くである。（括弧内は提出者を示す）

〔建議案〕

一、戰傷病死者遺族のラヂオ無料聽取に關する建議案（田原春次、前川正一）

一、厚生省に勞働統計局設置に關する建議案（三輪壽壯、河野密、米窪滿亮）

一、結核豫防並に撲滅に關する建議案（河合義一、井上良二、山崎劍二）

一、農業團體統制に關する建議案（川俣清音、三宅正一）

一、齒科用合金配給に關する建議案（杉山元治郎）

一、下級官吏優遇に關する建議案（松本治一郎）

一、船舶職員法改正に關する法律案（米窪滿亮、岡崎憲）
一、國立義肢檢査所設置に關する建議案（河合義一、片山哲）
一、小學校兒童の齒科診療に關する建議案（杉山元治郎）
一、府縣會議員選擧に無料郵便許可に關する建議案（須永好、田原春次、前川正一）
一、九州工業地帶に省線高架線敷設促進に關する建議案（田原春次）
一、興信所法制定に關する建議案
一、伊豆七島に町村制施行に關する建議案（淺沼稻次郎、中村高一、三輪壽壯、麻生久）
一、官幣中社英彦山神社昇格に關する建議案（田原春次）
一、石炭配給國營に關する建議案（加藤鐐造、井上良二）
一、國語ローマ字綴に關する建議案（河野密）
一、博多港の第一種重要港灣指定に關する建議案（松本治一郎、田原春次）
一、軍事扶助徹底に關する建議案（松本治一郎）
一、水上生活者アパート建設に關する建議案（河野密）
一、戰時又は事變に際し召集せられたる者及其の家族の戸籍上優遇に關する建議案（井上良二、塚本重藏、前川正一）

〔法律案〕
一、恩給法中改正法律案（片山哲、松本治一郎、菊地養之輔）
一、所得稅法中改正法律案（塚本重藏）
一、健康保險法中改正法律案（三輪壽壯、河野密、塚本重藏）
一、刑事訴訟法中改正法律案（中村高一、田萬清臣）

〔質問〕
一、鋼材配給統制に關する質問主意書（中村高一）

尙、政府關係各種委員は次の如し。

（イ）本年度新設委員會委員

國民精神總動員委員會（三輪壽壯）△中央賃金委員會（河野密、河上丈太郎）△滿洲開拓審議會（杉山元治郎）△中小產業調査會（片山哲）△國民體力審議會（龜井貫一郎）△軍人援護對策審議會（安部磯雄）△勞働局參與（三輪壽壯）△勞務管理委員會（菊川忠雄）△農林計畫委員會（三宅正一）

（ロ）前年度より繼續の委員會委員

中央物價委員會（河上丈太郎）△電力審議會（麻生久）△議會制度審議會（田萬清臣）同臨時委員（三輪壽壯）△國家總動員審議會（淺沼稻次郎）△司法制度調査會（片山哲）△國民貯蓄奬勵委員會（松永義雄）△中央社會事業委員會（鈴木文治）△中央職業紹介委員會（淺沼稻次郎）△醫藥制度調査會（三宅正一）△教育審議會（安部磯雄）△臨時資金調整委員會（河上丈太郎）△交通事業調整委員會（安部磯雄）△中央失業對策委員會（龜井貫一郎）△稅制調査會（河野密）△百貨店委員會（片山哲）△關稅委員會（龜井貫一郎）△地方制度調査會（淺沼稻次郎）△防空委員會（阿部茂夫）△農業災害保險共濟制度調査會（杉山元治郎）△米穀配給調整中央委員會（三輪壽壯）

府縣會選擧對策特別委員會の活動　黨は七月二十五日の常任委員會に於て特別委員會（委員會委員長片山哲）を設置した。黨の選擧對策立候補者の選擧結果等については既に前章において既述したので、ここでは省略するが、黨の選擧結果に對する觀察は次の如くである。

〔一般的原因〕（一）戰時下選擧戰の低調化　黨敗戰の第一原因は選擧戰の一般的低調化である。即ち戰時下國民の最大關心は事變處理に集中され選擧戰に興味を失つた事である。（二）青年層の出征　更に現下支那事變の進行過程においては革新的なる青年層の大部分が聖戰に參加し、その支援を受くることができなかつたことである。黨員にあると非ざるとを問はず青年層の革新政策に對する支援は從來我黨の發展の基礎であつた。（三）既成政黨との對比不鮮明　事變下國民の目標は聖戰目的の完遂といふ一點に集中されてゐる。これは國民最大の目標であるが、既成政黨は現狀維持的方策を以て之が遂行を期せんとするに對し、黨は國内政治の革新を通じて事變有終の成果をあげうるとする點で、これは一般選擧民に對し　目標が同一であつて方法論の相違が、大なる注意を喚起しえなかつたのである。（四）日常活動の不徹底　戰時下の日常活動は銃後活動に集中され、また超黨派的に集中さるべきである。そのため黨及個人の特殊活動が著しく制約され、そのため黨及個人の選擧民に對する印象が必然的に鮮明を缺いだ。（五）肅選の退潮　今回の選擧戰においては肅選は甚だしく退潮し再び從前の買收、因緣情實選擧に還元した。戰時下總親和、相剋摩擦の排除は誤れる肅正選擧の後退となつた。

〔技術的原因〕　黨の不成績なりし技術的原因は相當多岐に分れるが、その特徴的なものは（イ）樂觀的氣分、言論戰、挨拶狀の不徹底。（ロ）選擧簡易化により特に新人候補の出馬を不利にした。（ハ）既成政黨の策戰巧妙。（ホ）言論戰其他における組織的、計畫的、作戰計畫の不徹底。不確立、等々であつた。

大會・中央委員會、其の他

昭和十四年度における主なる會合は次の如くである。

社會大衆黨第八回全國大會　十二月九・十日於東京芝協調會館。

〔スローガン〕祝皇軍戰勝、祈武運長久・國内改革斷行・東亞新秩序建設・重要産業國營・營利主義打破・土地國家管理・食糧計畫確立・國民生活確保・國民精神昂揚・國民的政治力結集・擧國體制强化・興亞外交確立・世界秩序再建。〔出席代議員、本部員〕四六七名。

〔議長〕安部磯雄。（缺席）〔副議長〕河上丈太郎、片山哲。〔議事〕本部活動報告　一、皇軍將士に對する感謝決議　二、傷病將士に對する感謝決議　三、昭和十五年度一般活動方針の件　四、黨組織並日常活動に關する方針の件。（1、産業報國運動强化の件　2、黨本部に聯合會巡回常任設置の件以上二つの地方聯合會提出議案を一括上提）《以上第一日》五、戰時統制經濟下における國民生活確保に關する決議案　六、行政機構改革に關する決議案　七、重要産業國營化要求に關する決議案　八、綜合的物價政策に關する決議案（地方提出議案たる　1、經濟肅正に關する件　2、物價並に物價統制に現れたる官僚獨善排擊に關する件を一括上提）九、戰時食糧政策に關する件（地方提出議案　1、肥料配給に關し政府鞭撻の件　2、米專賣制度實施の件を一括上提）一〇、農村土地制度改革に關する決議案　一一、税制改革に關する決議案（地方提出議案税制改革に伴ふ軍港所在地市町村財政危機匡救に關する件を一括上提）　一二、大陸建設に關する決議案　一三、各地方聯合會提出議案　（イ、水利國營、旱害對策に關する件　ロ、森林國家管理に關する件　ハ、工場鑛山災害防止並に補償に關する件　二　六大

都市の產業擴充　特別都制促進決議案　ホ、東京地方の交通統制に關する決議案）　一四、豫算決算に關する件　一五、次期大會日時、規約改正に關する件　一六、役員選擧に關する件　一七、大會宣言　緊急動議（一）我黨關係物故者の追悼　（二）歸還傷痍軍人の救護保護（三）支那における新政權樹立激勵使節派遣（以上全部可決）

社大黨東京府支部聯合會第八回大會　十二月八日於芝協調會館。〔出席代議員〕二八二名。〔議長〕阿部茂夫。〔議事〕一、皇軍將士並戰傷病將士に對する感謝決議　二、交通統制に關する決議案　三、地方稅制改革に關する件　四、戰時社會事業擴充に關する件　五、府市會豫算對策に關する件　六、都制案實施促進に關する件　七、地代家賃騰貴抑制並に住宅政策に關する件　八、勞働政策並產業報國會法制化に關する件、其他八件（以上全部可決）

右のうち、勞働政策に關する決議次の如し。

〔勞働政策に關する件〕

一、勞働行政の統一强化

在する勞働行政機關を厚生省に統一すること。（ロ）地方ブロック每に勞働局を設置し勞働管理官制度を樹立すること。（ハ）工場監督の强化、特に勞働團體の任務を强調すること。（ニ）勞働動員を强化すると共に其計畫化を計り、國營職業紹介所の機能を徹底せしむること。（ホ）勞働統計局を設置し勞力統制の基礎資料を整備すること。（ヘ）勞働裁判所の設置。（ト）產業報國會の官僚的指導並に資本家的運營を是正し勞働者の意思反映組織を確立し、その自發協力を促進すること。

二、勞働者保護の徹底　（イ）工場就業時間制限令の適用範圍擴張（ロ）週休制確立。（ハ）賃銀統制令の適用範圍擴大・賃銀標準額決定に當り生計費指數の變動に伴ふスライディングスケール制採用原則の樹立。（ニ）股賑產業における利潤の强制積立、賃銀プール制の樹立。（ホ）臨時工制度人夫制度、中間雇傭制の廢止、賃銀支拂形式の簡明化。（ヘ）災害防止施設の徹底。（ト）保護職工の年齡十八歳に引上、保護範圍の擴充

三、軍事援護傷兵保護の徹底

四、失業保險の創設

五、勞働者住宅の擴充

六、勞働條件の改正工場衞生の徹底

七、大衆スポーツ施設の完備

〔中央執行委員會〕

第一回―昭和十三年十一月二十一日於東京芝協調會館。〔議事〕常任中央執行委員選任の件（淺沼稻次郎、阿部茂夫、河野密、河上丈太郎、三輪壽壯、平野學、松永義雄、龜井貫一郎、片山哲、中村高一、田萬清臣、水谷長三郎、菊川忠雄、山川宗彬、三宅正一）

第二回―二月二十三日於協調會館。〔議事〕一、排英問題に關する件　二、府縣會選擧對策に關する件　三、戰時推進政策（以上全部可決）

〔常任中央執行委員會〕　主なるもの次の如し。

緊急（第八回）―二月九日於黨本部。〔議事〕一、東方會との合同に關する件

〔聲明書〕（要旨）

一、新東亞建設國內改革斷行の基本は革新的政治勢力の速なる結集

である。

一、「空己聲明」に即し先づ東方會と共に新政黨「國民の黨」組織の巨歩を踏み出さんとす。

一、今回の革新新黨の結成は來るべき統一的革新の黨の基本をなすものである。

緊急（第九回）—二月十五日於黨本部。〔議事〕 一、中央執行委員會招集の件 二、合同準備經過報告通達の件 三、結黨圓滑を期するため黨各機關並に支持團體と充分連絡をとるの件 四、結黨後の下部合同に關する件 其他。

第十回—二月二十日於黨本部。〔議事〕 一、役員、名稱黨名に關する件 二、合同資金に關する件

緊急（第十一回）—二月二十一日於黨本部。〔報告〕 一、新黨結成準備會報告（三輪氏より合同交渉經過報告、片山氏より安部委員長よりの書面を朗讀、龜井氏より片山氏報告の安部委員長書面報告の眞意につき片山、三輪、河上、麻生の四氏に安部委員長につき直接會談を求めその上に常任會議の態度決定を提議し、一同これに贊同） 二、（午後十一時再開）安部委員長との會見内容を三輪、片山氏より報告（イ、安部委員長は黨の決定には贊成である。しかし新黨結成後自分は參加しない。それは合同に反對し又は困難に陥入れんとするものではない。ロ、書記長 安部委員長の問題は別として合同問題は既定方針に從つてやつて行きたい。ハ、三宅氏は事態ここに到ては合同交渉を公にし役員問題は紳士協定に基き中野、麻生二者一體の總務制の下に書記長を麻生氏とすること。黨名其他は公然と信義を以て進め、常任委員一致して行く事を提案）

緊急（第十二回）—二月二十二日於黨本部。〔議事〕 一、東方會首腦部と面會の件 二、革農協に關する件 三、中央執行委員會、大會に關する件

第十三回—三月二十六日於黨本部。〔議事〕 一、合同問題善後處置に關する件（イ、二月二十二日の常任委員會決定を更に確認して合同運動の經過並に結果を責任を以て全黨員に徹底せしむること ロ、將來黨本部機關運用に就ては更に研究すること ハ、黨役員の他黨との關係に就ては必ず常任中央執行委員の報告承認を求むること ニ、聲明書 ホ、臨時大會を開催せざること ヘ、新黨結成方針に關する諒解事項（A、昭和十三年度大會の方針は根本方針として不變のこと B、根本方針運用に關しては次期大會まで黨内終結に主力を傾注すること C、一般的形勢の動向に對處する中心は常任中央執行委員會たること D、府縣會選擧戰を目標として黨内集結を計ること）其他）

第十八回—五月六日於黨本部。〔議事〕 一、府縣會選擧對策 二、軍事同盟に對する態度決定 三、勞働國策委員任命

第二十四回—六月三十日於黨本部。〔議事〕 一、勞働國策に關する件（別項參照）

第二十八回—八月五日於黨本部。〔議事〕 一、府縣會選擧對策の件 二、排英運動擴大强化の件 三、黨代表現地派遣の件 四、日獨伊軍事同盟促進要請書の件、其他。

第三十六回—十月七日於黨本部。〔議事〕 一、選擧中における各種問題の處理、大阪府聯より府會選擧に對する統制違反の除名申請

の件（伊藤松太郎、岡五郎、種田鐵馬、岩田襄）二、朝鮮旱害視察員派遣の件、其他。

第三十七回—十月十六日於黨本部。〔議事〕一、府縣會議員團會議の件二、府縣會選擧戰績の件　三、本年度全國大會の件、其他。

〔地方協議會〕

近畿—四月九日於大阪府聯事務所。出席者三十九名。

東海—四月十二日於名古屋市愛知縣聯事務所。出席者三十餘名。

關東—四月十三日於黨本部。

北信越—四月十三日於金澤市公會堂。出席者約五十名。

東北—四月十五日於福島市福島ビル。出席者約五十名。

九州—四月十六日於鹿兒島市公會堂。出席者約百名。

〔支部聯合會大會〕

石川縣聯（昭和十三年十一月六日於金澤市貯蓄ホール）▲大阪府聯（同二十七日於土佐堀青年會館）▲新潟縣聯（十二月二日於新潟市公會堂）▲東京府聯（同於芝協調會館）▲兵庫縣聯（同於神戸湊川勸業館）▲神奈川縣聯（同横須賀隣保館）▲鹿兒島縣聯（同九日於鹿兒島市大正會館）▲山形縣聯（同十日於酒田市外本楯村小學校）▲長野縣聯（同十一日於長野市圖書館）▲山梨縣聯（同於甲府商工會議所）▲岐阜縣聯（同十五日於妻木町小學校）▲群馬縣聯（同於前橋市勢多會館）▲福岡縣聯（同於小倉製鋼勞働會館）▲山口縣聯（同十六日於宇部公會堂）▲高知縣聯（同十七日於高知市聯合會事務所）▲秋田縣聯（同十八日於能代町能代劇場）▲愛知縣聯（昭和十四年一月十二日於名古屋市公會堂）▲京都府聯（同十四日於京都市公會堂）▲宮城縣聯（同十五日於仙臺）▲愛媛縣聯（十六日於今治市今治座）▲栃木縣聯（三月五日於宇都宮市教育會館）▲和歌山縣聯（五月十四日於和歌山市多賀會館）▲山形縣聯（十一月十五日於酒田市）▲福岡縣聯（十一月十九日於福岡市）▲秋田縣聯（十一月二十五日於横手町）▲石川縣聯（十一月二十六日於金澤）▲東京府聯（十二月三日於協調會館）▲新潟縣聯（十二月四日於新潟市）

會計

昭和十四年度（十四年度大會報告）の黨收支は次の如し。

收入之部

	圓
前期繰越	九五・八九
本部費	四、五二八・八九
個人負擔金	一、五八七・八五
代議士歲費醵金	九、七五〇・〇〇
兼職歲費醵金	三五五・〇〇
團體醵金	一二〇・〇〇
寄附及雜收	二、二五七・三九
會館收入	二八八・〇〇
借入金	六、二四一・〇八
合計	二五、二三四・一〇

支出之部

	圓
經常費	九八六四・二九
新聞費	四〇六六・五四
會館費	一五六七・〇〇
臨時費	七六八八・六一
大會費	六六四・〇三
合計	二三、八五〇・四七
繰越金	一、三七三・六三

役員

年度大會の決定せる十五年度新役員は次の如くである。

〔中央委員長〕安部磯雄〔書記長〕麻生久〔顧問〕高野岩三郎、杉山元治郎、鈴木文治、松岡駒吉、賀川豊彦、堀内長榮

〔中央執行委員〕　河上丈太郎、片山哲、三輪壽壯、淺沼稻次郎、松永義雄、河野密、平野學、龜井貫一郎、阿部茂夫、中村高一、三宅正一、西尾末廣、菊川忠雄、米窪滿亮、喜入虎太郎、渡邊潛、渡邊年之助、高橋長太郎、角田藤三郎、河野平次、松浦清一、幸義知、原虎一、鈴木悅次郎、上條愛一、山崎廣、松本淳三、織本侃、藤野光弘、酒井清一、小山壽夫、井堀繁夫、（保留四名）

西村菊次郎（青森）、横田忠夫（岩手）、菊地養之輔（宮城）、川俣　音（秋田）、小島小一郎（山形）、田中利勝（福島）、細田綱吉（茨城）、金子益太郎（栃木）、須永好、石井繁丸（群馬）、小岩井相助（埼玉）、石橋源四郎（千葉）、林武一、佐伯健、遠藤忠治、渡邊文政、高梨二男、飯田五平、藤卷多一、西田秀雄、白石盛一、熊本虎藏、森居展、高橋涉（以上東京）、石河京市、平山伊三雄、土井直作、笹口晃（以上神奈川）、清瀨辰雄（富山）、岡良一（石川）、堂森芳夫（福井）、秋山要（山梨）、棚橋小虎、野溝勝（長野）、加藤鐐造（岐阜）、山崎劍二、大野篁二（靜岡）、水野實郎（愛知）、水谷長三郎、渡邊清一、永井健（京都）、田萬清臣、塚本重藏、井上良二、川村保太郎、濱田昌尾、金正米吉、庄健一（以上大阪）、永江一夫、鈴木倉吉（兵庫）、松坂榮二郎（和歌山）、前田榮之助（廣島）、前川正一（香川）、石原類藏（愛媛）、佐竹晴記（高知）、田原春次、伊藤卯四郎（福岡）、富吉榮二（鹿兒島）、島清（沖繩）、其他北海道、新潟、鳥取、山口、德島、熊本、大分（保留八名）

第三篇　國家主義的運動

第一章　國家主義的團體の共通運動

國家主義的團體の共通運動といへば、嘗ては大同團結運動の如きがその主なるものであつた。しかし最近においてはさやうな運動は一應終止したともいへる。事變の處理を繞つて國內革新・新政治體制の問題がこゝでもとりあげられ、一方に中核的勢力の確立を唱へるものもあれば或ひは一國一黨論を唱へるものもある、本年においてはそれ〴〵の立場においてゞはあつたが、日獨伊軍事同盟或ひは排英運動の如きが壓倒的・支配的にこの派の一般によつて極めて頻繁にとげられた。いまそれらの重なるものを左に記す。

國家主義的團體の共通的運動としては對思想運動、對外運

動がその最重なものとなつてゐる。本年においてもそれらの問題は既成政黨の解黨要求、防共樞軸の强化、「討英擊ソ」等等の形において展開されたのであるが、事變の處理とともにこれらの諸問題は既に「國策」の遂行しつゝあるところであり、此の種の團體によつて取上げられた右の如き問題が特別の指導力を以て一般の注意を喚起したとは考へられない。此の種の團體に「共通」する運動は現在にあつては既に日本に「共通」した問題となつてゐるとも考へられる。

尙、九月の地方選擧に對し此の種團體も夫々の立場において對處するところがあつた。

新政治情勢に對する各派の動向　國內にあつては平沼內閣の桂冠・阿部內閣の成立、これと前後しつゝ國際的には獨ソ不侵略條約の締結、これに續いて獨軍の佛蘭西侵入を契機とする英國の對獨宣戰布告といふ極めて「複雜怪奇」なる歐洲新情勢に當面し、八月前後迄排英と日獨伊軍事同盟締結の目標を與へられ來つたこの派の陣營にあつても、日本の對歐策と睨み合せ何らかの靜觀を必要としたやうである。しかしこゝでは右の如き事態の變化する以前たる八月頃迄における運動の大體を記述することとした。

かくの如き局面に當面して陣營內各派に多少の混亂は免れえなかつたやうである。卽ち、何れも事變處理を一線として はゐるが、對外的には獨逸敬遠、討英擊ソ、日獨伊の對英結盟とソ聯への自主的應對の自由乃至打英、日ソ不可侵等の如き種々の見解が主張せられた觀があつた。

日本革新黨の方針　日本革新黨では八月二十四日緊急總務委員會を開催して當面の對處方針を決定した。その新方針を左に揭げる。

〔新國際情勢に對する見解並に態度方針〕（拔萃）……我等は獨ソ不可侵條約の締結を遺憾とするも……戰略上やむなくソ聯と不可侵條約を結び……かくて獨伊の決心が英國との決戰にあることが今や明瞭となつた。今次事變の聖業遂行を阻害する最惡の敵が英國であり、東亞新秩序建設の癌が英國であり、……英國打倒は今や何者の權勢を以てしても抑へることのできぬ國論となつた。……對英一戰不可避の立場に立つ我が日本としては……ソ聯側より全面的日ソ戰をしかけて來ない限り、侵さず侵させずの方針を堅持し北邊防備强化策を執るべきものと我黨は確信する……。」

大日本青年黨の方針　大日本青年黨は討英を以て當面の主張としてゐる（機關紙九・一及一〇）が、九月五日新事態に對する方針を全國的に指令した。

〔指示〕（拔萃）　△對時局方針　時局は我國の飛躍的發展と世界指導權確保絕好の機會なり。仍て英國擘攘事變解決より進んで亞細亞民族解放の大方針に向ひて全黨を擧げて國論を統一指導すべし。

（一）支那事變の卽時解決　A・B（略）C、英國の敵性の全面的放棄を行はしむ。その證左として全租界を英米佛等の諸國をして直ちに返還せしむ。我國は率先して全租界を支那政權に返還す。D・E（略）

（二）東亞自給自足經濟圈の擴大充實（略）（三）亞細亞諸民族を解放し、亞細亞聯邦の樹立を期す（略）（四）本政策に必要なる絕對的軍

備の確立　(五)本政策に必要なる制海權の保持　(六)日ソの國交調整　A、支那における援蔣抗日の抗戰的行爲の放棄をなさしむ。B、東亞自給自足圏内の確保を基礎とし、ソ聯に對し主張すべきものは主張す……。(七)歐洲諸國に對しては指導的立場を堅持しこの國策に順應せんとする國家に對して好意的協力を吝まず。(八)本國策を遂行するに足る國内の戰時國防國家體制の即時實現を期す。

愛國政治同志會の聲明　本同盟の獨ソ條約に對する態度は大體において獨逸　立場を理解し「裏切行爲と恨むことは甚だしき心得違ひ」であるとしてゐる。しかして阿部大將が組閣の大命を拜受したに當つては聲明を發するところがあつた。

〔獨ソ不侵略條約〕(愛國勞働農民同志會機關紙「新政新聞」に掲載・拔萃)……今次の獨ソ接近は直ちにソ聯の東方攻勢の强化　なり、それに續く英の反噬と米の排日とは蔣政權に對するホルモン注射となつて事變處理を益々困難ならしめ皇國の危機は愈々重大化するのみである……。」

大日本生産黨の要請・指令　大日本生産黨では八月二十九日要請書を阿部新組閣本部に提出し、同時に各地支部に指令を發した。

〔要請書〕(拔萃)……閣下が大命を拜受し組閣されるに當り以上の三要件即ち維新思想の確把、内閣の生命的統一、責任政治の徹底を根本　態度として飛躍的維新戰時體制の完整に猛進し以て外變轉極りなき國際政局に對處し、内對支處理方針の一元を計り、而して上陛下の御聖慮に應へ奉るべきである。」

〔指令〕(拔萃)　獨ソ不侵略條約が投じた一石は世界的波紋を描き平沼内閣は遂にそれによつて退陣するの止なきに至つた。……獨逸の行爲は防共協定國たる日本への一大背信行爲であり、ソ聯と皇國日本とは絶對相容れない不俱戴天の仇敵である。……日ソ不可侵條約を締結し……英國を擊ち以て支那事變の解決を望むが如き傾向は親英的態度と共に斷乎粉碎すべきである。攘英擊ソの本黨の態度は確固不動であつて本黨が從來執り來りし自主的外交の確立は現在最も必要緊急のものとなつた……。」

更に、九月二十二日には歐洲狀勢並に事變處理に關する聲明を以て同黨の態度を發表した。この聲明書は、對歐策は擊ソ討英にして日獨伊防共協定を否定し、事變處理は三民主義の全的否定と皇軍占領區の軍政を要望、日滿支の合邦を最高目標とせよ、といふにある。

排英運動　租界問題を中心とする日英東京會談は七月東京において開かれたが、この陣營における排英運動は演說會の開催、決議文の當局への手交、立看板の林立、聲明の發表等全國的に著しく展開され來つた。いまそれらの運動のうち、主なる團體の代表的諸活動を左に列記する。

日本革新黨の活動　日本革新黨にあつては六月三日本部に緊急總務委員會を開き、左記聲明書を可決、これを政府及現地當局其の他に送つた。尙、七月六日より二十日に至り、關東・北海道・九州の各地に演說會を開き反英運動を展開した。

〔聲明書〕(拔萃)……日英東京會談に臨むに當り、帝國　府は今次聖戰の歷史的使命と、この聖業を阻止妨害せんとする最惡の敵がソ聯と英國なることを確認し、斷乎たる決意と毅然たる態度を以て英國の敵性淸算を基幹とする帝國不動の所信貫徹に一歩も讓るとこ

ろあるべからず。

さらに七月七日北支派遣軍及天津防衛司令部より武藤少將其の他の現地軍代表が東京會談に出席のため上京するや、同日驛頭において代表者は「要望書」を手交した。また七月十六日には擴大中央委員會を開き、十七日には英國打倒全國代表者會議及演說會を東京本所公會堂に開催した。この全國代表者會議において、日英東京會談に關しては全國聯合會支部等を動員、本部の方針に即して要請書・決議・一般排英反英運動への參加等英國打倒・東亞新秩序建設運動を一大國民運動として展開すべく指示すると共に、黨本部は十七日政府當路者及英國大使に對し「決議文」を手交した。また日獨伊軍事同盟の問題についても、「英國打倒運動の過程を通じて日獨伊軍事同盟即時締結を全國的國論にまで發展せしめこれが實現のため」の運動を展開する事とし、また代表者會議の名を以て政府當局にこれに關する決議を手交した。さらに日英東京會談・三國軍事同盟の締結及國內革新、國家體制の創建によつて、對ソ對英戰爭に備へよ、とする宣言を發表してゐる。

大日本青年黨の主張　大日本青年黨では橋本統領の歸還以來執拗に排英運動を續け來つたが、七月十一日には東京日比谷公會堂に「攘英演說會」を開催した。同黨は「勤皇攘英」を當面のスローガンとしてゐるが、同黨機關紙（「太陽大日本」七・一）における統領の所說々同黨の代表的主張として參考のため左に揭げる。

〔攘英一本で聖戰二周年を迎へよ〕（拔萃）……現在では親英の一團と排英の一團とが多少の爭覇戰に向はんとしつつある。それにしても併行の狀態にある。しかしこの狀態は永續を許されなくなる。即ち今後いくばくかの時日ののちにはどうしても支那問題を解決せねばならぬ。その必要に迫られたときが即ち親英派と排英派の併立が破れる時だ、その時兩派は交叉する。……その時我々國民が妖雲的勢力に勝つことは革新を爲し遂げることにある。故に我々は國家本位の團結を一段と强化して一路攘英に向ふことは支那事變解決と國家革新の二つを同時に成就する道だ。幸にして攘英の端緒は既に天津から始つてゐる。この時聖戰第二周年記念日を迎へる我々は徹底的攘英へ不退轉の決心で國民と手を握つて立たう。

生産黨の反英國民大會　大日本生産黨關西黨務局では、反英國民運動を生溫るしとし、七月三十日大阪天王寺公園音樂堂に「日英斷交要求國民大會」を開催し、「國交斷絕」要求に關する決議文を可決した。

國粹大衆黨の決議　國粹大衆黨では六月二十一日大阪中央公會堂に緊急近畿支部長會議を開き、笹川良一（總裁）氏以下三十數名出席、「天津租界の回收は勿論上海租界をも武力回收し以て在支英權益を掃蕩せよ」との決議を可決し、政府及現地司令官に發送した。

尙、六月二十七日には大阪中之島公會堂に「對外强硬援蔣抹殺演說會」及「國民大會」を開催した。

更に、七月五日幹部會を開き天津租界問題について決議を行つた。また、翌七月十五日には同黨主催の下に「爆英擊ソ國民大會」を大天王寺公園に開き、對英宣言・決議を可決した。

府縣會議員選擧と國家主義的團體　此の種の團體は選擧に對しては各々特異の見解をもつてゐるが、何れにしても國民に對して各黨各派の政策、主張を打込む重要な政治鬪爭であり、夫々相當の努力を拂つたやうである。各派の政策、スローガン及選擧結果は次の如くである。

日本革新黨の選擧對策　八月三十一日の黨總務委員會は府縣會議員選擧對策を決定した。黨の公認せる候補者及スローガン次の如し。

〔公認候補者〕　菊地勇（福岡縣）△邊見爲男（京都市）△玉井幸八郎（岐阜市）△露久保賢治（豊橋市）△古川文平（新潟縣）

〔スローガン〕　革新的府縣會の建設・府縣會より現狀維持勢力一掃・府縣會より利權政治根絶・府縣會より社會主義勢力撲滅・地方長官の短期更迭反對・官僚獨善絶對反對・銃後諸團體の統一整備・總協力總犠牲戰爭成金不許・國內戰時體制の完璧强化・東亞新秩序建設國內革新斷行・時局の分る議員を選べ。

大日本青年黨の選擧對策　青年黨の選擧方策は九月一日指示されたが、そのうち「方針」は次の如し。

〔選擧に對する方針〕　（イ）選擧黨に非ざる我黨に在りては選擧も黨の組織擴大、黨の宣傳並に黨員の訓練の一方法として利用すべきものにして議會內に議員を送りて黨の張の實現を期するを目的とするものに非ず。……要は黨勢の飛躍的擴大　爲めの一方法として利用すべく徹底的理想選擧を行ふべし。（ロ）選擧に當つて掲ぐべき綱領は從つて黨　擴大充實の見地より黨の主張政策を以て根幹と爲すべし。その第一は事變解決を目的とする擴英を選擧民に徹底すること、その第二は自治體の戰時體制化。（ハ）地區に我黨の立候補者なき場合には中立又は我黨の主張に近きものを選擧するやう指導せられたし。

愛國政治同志會の選擧對策　愛國政治同志會は八月十五日「選擧運動は大衆への迎合に非ずして大衆の指導的原理（日本主義）に依據したものでなければならぬ。地方選擧と雖も此の際は地方問題に拘泥することなく……援蔣勢力の排擊、日獨伊軍事同盟の即時締結による軍事體制の强化、國內經濟財政機構の根本的改變による經濟戰線の完備、國體明徵による思想戰の强化」其の他について一般的な方針を各支部に通達した。尙、愛同のスローガンは次の如くである。

〔スローガン〕　1選擧の徹底的粛正　2地方稅制の根本的改革による負擔　3地方自治制の改善と地方行政の刷新　4農村負擔の根本的整理及農村振興根本策の實施　5國民生活の安定向上並福利事業の强化　6犠牲産業人の有效的救濟　7軍事援護施設の充實　8勞働者保護の徹底と勞働行政の統一化　9物價の徹底的調節と生活費騰貴の抑止

日本生産黨の選擧對策　生産黨はこれが對策のため特別委員會を設置したが、その政策、スローガン次の如し。

〔政策〕　行政—各府縣の職業組合、産業組合の公平なる統制。財政—統制の整理特に戰時負擔の均衡、官公營事業の民業化奬勵擴充。社會—犠牲産業人の救濟、軍事援護事業の强化、醫療機關の公營。

〔スローガン〕　國內革新は翼賛自治體の活動より・犠牲産業人の徹底的救濟を急げ・聖戰の目的貫遂は國內維新の斷行にあり・府縣會の刷新は吾等の手で・既成政黨の撲滅、人民戰線の擊退・英靈に奉ずる途は選擧より。

選擧結果　國家主義團體の各候補者の得票數を黨派別に示せば次の如くである。

〔日本革新黨〕

邊見爲男（京都市上京區・落・一七九・新）△金成龍（京都市中京區・新・二七九・落）△菊地勇（福岡縣田川郡・二、一〇三・落）

△露久保賢治（豐橋市・再・一、一三五・落）△丸茂義藏（甲府市・前・二、七五五・最高當）

〔大日本青年黨〕

伊藤松太郎（大阪市西區・新・二、三〇四・當）△大橋治房（大阪市旭區・前・二、四四二・當）△籔內和十郎（京都市下京區・新・三、五八・落）△木村順一（福岡縣田川郡・七七九・落）△增田義一（新潟市・新・九四〇・落）△松本政（長野縣上水內郡・新・一三七・落）△渡邊定信（靜岡縣富士郡・新・四、四五二・當）△林貞夫（甲府市・新・一、四二五・次點）

〔立憲養正會〕（千票以上の獲得者のみ掲載）

久保春三（廣島縣沼隈郡・新・二、四四八・落）△藤野正藏（福岡縣嘉穗郡・一、〇三四・落）△間庭信一（八幡市・無投票・當）△菊地淸太郎（仙臺市・一、九九三・最高當）△高頭憲次郎（新潟市・新・一、二四六・落）△金作之助（秋田縣北秋田郡・前・二、二八〇・當）△長村淸之助△新井仲作（群馬縣邑樂郡・新・一、三三二・落）△井上熊藏（群馬縣佐波郡・新・一、一一八・落）△町田正喜（群馬縣勢多郡・前・三、三九九・當）△新井得次郎（群馬縣多野郡・新・一、〇四五・落）△野邊豐治（群馬縣群馬郡・新・一、〇二五・落）△吉村丈男（福井縣今立郡・一、五三〇・落）△久保田熊榮（長野縣東筑摩郡・新・一、三五一・落）△山本右內（長野縣南安曇郡・新・一、一八六・落）△生田九穗（長野縣北安曇郡・新・一、〇五八・次點）△齋藤井（山梨縣石城郡・新・一、三二一・落）

〔皇道會〕

大津藤久治（山形縣東田川郡・新・二、一〇四・次點）△增田淺吉（栃木縣足利郡・新・二二四・落）△北畑義治（和歌山縣有田郡・新・四六五・落）△小野永雄（山梨縣中巨摩郡・前・四、二五八・最高當）△松澤一（山梨縣東山梨郡・新・三、六二三・最高當）△森島濱次郎（山梨縣南都留郡・新・二八八・落）

〔愛國政治同志會〕

大年利一（福岡縣直方市・一、〇一六・落）△今村等（長崎市・前・二、〇九一・當）△萩原貞一（富山縣高岡市・四七七・落）△矢尾喜三郎（滋賀縣大津市・前・一、七三三・最高當）△中村末男（滋賀縣栗太郡・新・一、二二四・落）△池野茂（滋賀縣蒲生郡・新・三、八二七・最高當）△岩內隆平（愛知縣西春日井郡・新・三三九・落）

〔明倫會〕

山村治郎吉（京都府上京區・新・一、六七三・當）△橫田大助（同上・一、四六七・落）△山田吉太郎（京都市左京區・新・一、一六六落）△內藤廣吉（京都市中京區・元・二、〇一七・當）△長村淸之助（同上・前・九四〇・落）△廣田長三郎（同上・元・八八四・落）△安田治（京都市下京區・新・一、二五〇・當）△北尾半兵衛（京都市右京區・前・二、四五三・最高當）△太田嘉兵衛（同上・元・一、八二二・當）△平木吉治郎（大津市・新・七九三・落）

〔鄕軍同志會〕

和田信（長野縣飯田市・新・二、〇三三・次點）▲小野祐之（長野縣東筑摩郡・新・三、五八八・當）△市瀨繁　長野縣下伊那郡・前・五、四〇五・最高當）

〔大日本生產黨〕

手島剛毅（大阪市住吉區・新・一、九〇九・當）△住田德市（西宮

市・新・一、二四五・落）

第二章　國家主義的團體

各個の運動

日本革新黨　日本革新黨は國家主義陣營の統一を目標として昭和十二年七月十八日新日本國民同盟、國民協會、愛國政治同盟、愛國革新聯盟、日本產業報國聯盟の五團體を解體一丸として日本勞働組合總聯合、中部港灣勞働組合、皇國農民自治聯盟等約二十團體の支持の下に結成され、爾來一國體の本義に基く眞日本の顯現を期し」謂ゆる「革新政治」を主張して、比較的活潑なる運動を展開してきたのであるが、支那事變後、革新黨內にあつては一部幹部は新黨問題について畫策し、この一派の既成政黨との接觸關係をめぐつて黨內に感情的對立をも生ずるに至つた。すなはち、赤松克麿（國民協會）、小池四郎（愛國政治同盟）の兩氏を中心とするいはゞ「解黨派」と佐々井一晁氏（新日本國民同盟系）らの一派との間に見解の相違が萌しつゝあり、これは國內政治體制の新展開とともに何らかの形において表面化せらるゝ運命にある。革新黨本年における運動を概觀すれば、各種の問題に對して相當に活動してきてはゐるが、その組織的勢力は未だ幼弱といふほかなく（第二回大會は現有勢力、六聯合會・四五支部と發表した）、この組織勢力に應じて運動自身も亦展開されたのである。いま本年における主要活動を揭ぐれば次の如し。（尙別項における革新黨の運動參照）

產業勞働委員會の設置　革新黨では八月の總務委員會において表記委員會の設置を決定した。本委員會設立の趣旨は「階級鬪爭に立脚した勞働運動を排擊し、併せて現在官僚の產業報國運動の無力を批判檢討し、國策として不動の產業勞働政策を確立」するのであるといふ。本委員會は十二月「產業勞働政策要綱」なるものを決定した。

江藤委員長の辭任　革新黨結成に際し委員長に就任した江藤源九郎氏は昨年七月病氣のため一時その職を辭し同十月再び委員長に就任したが、平沼內閣の成立に際して黨議に反して參與官に就任し、委員長を辭任した。右に關し革新黨は本年一月二十日次の如き聲明書を發表した。

〔聲明書〕　今回參與官就任に關し江藤源九郎氏の執りたる行動は全く獨斷に出でたるものにして全黨員の意外に感ずる所なり。之に對し黨內部に異論續出の折柄江藤氏より委員長辭任の申出ありたるに依り總務委員會は右辭任を承認せり。

山崎代議士の失格　昭和十二年四月の總選擧に愛知縣第一區（名古屋市）から立候補當選した日本革新黨所屬山崎常吉氏の選擧違反事件は本年五月三日の大審院上告審で上告棄却となり、前審刑が確定して失格した。

日本革新黨第二回全國大會　一月十四、十五日於東京赤坂三會堂。〔出席者〕約四百名。〔議長〕江藤源九郎。〔スローガン〕聖戰貫徹・一路邁進せよ・新東亞協同體建設・國家革新國防國家體制確立・自由、社會、共產主義撲滅・負擔公平戰爭成金絕滅・英蘇米佛の妄動を

粉碎せよ〔議事〕一、革新國策大綱に關する件　二、黨則改正の件　一、戰時經濟對策の件　一、運動方針に關する件　一、宣言、其の他。（以上全部可決）〔役員〕總務委員長江藤源九郎。黨務長　赤松克麿。總務委員佐々井一晃、小池四郎、山崎常吉、高山久藏、石橋彌、神田兵三、久留弘三。顧問　建川美次。

擴大中央委員會（全國代表者會議）　革新黨では府縣會選擧對策を中心に八月六日大阪に中央委員會を開く豫定であつたらしいが、對英問題の急迫に鑑み、排英運動對策擴大中央委員會を開催した。（別項參照）

七月十六日於東京麹町公會堂。〔出席者〕一七一名。議長小池四郎〔スローガン〕東亞新秩序の癌租界撤廢・日英會談問答無用・東亞の敵英國打倒・日獨伊軍事同盟即時締結。〔議事〕一、日英東京會談に關する件　二、日獨伊軍事同盟即時締結要請に關する件　三、汪兆銘支持激勵に關する件四、宣言（以上全部可決）

神奈川縣聯合會の結成　一月十二日於横濱市中區勞働文化會館。〔出席者〕約四十名。〔議長〕森榮一。〔議事〕一、規約　一、黨全國大會提出議案　一、宣言其の他。（以上全部可決）〔役員〕會長森榮一。書記長鶴島三郎。

北海道聯合會の結成　八月十三日於札幌市公會堂。〔出席者〕約五十名。〔議長〕赤松克麿。〔議事〕一、規約決定の件　二、本部指令第二號（日獨伊軍事同盟）に關する件　三、宣言　四、決議（以上全部可決）〔役員〕會長赤松克麿　理事佐藤一雄、菅舜英、其他七名。

新潟縣聯合會の結成　八月二十七日於三條市三條座。〔出席者〕約一五〇名。〔議事〕一、聯合會運動方針の件　二、決議　其の他（以上全部可決）〔役員〕會長古川文平。書記長丸山曾吉。

京都聯合會第二回大會　四月十五日於京都三條青年會館。〔出席者〕約五十名。〔議長〕菱野貞次。〔議事〕運動方針、其の他七件（以上全部可決）〔役員〕副會長　菱野貞次。幹事長　邊見爲男。

東京聯合會第二回大會　三月十九日於東京麹町公會堂。〔出席代議員〕二百數十名。〔議長〕栗山力。〔議事〕一、運動方針決定の件　一、皇軍將兵に關する感謝表示の件　一、東京都制實施要請の件　一、宣言、其の他。（以上全部可決）〔役員〕會長　栗山力。副會長　小笠原靜雄、福田兵次。書記長　森本耕。

時局同志會への參加　衆議院内小會派（國民同盟　東方會、第二控室及革新黨）の「時局認識を同じうする議員」は「革新的イデオロギーを基調とした同志」として表記の團體を結成した（一一・二五）が、革新黨系からも江藤源九郎、赤松克麿、小池四郎、北浦圭太郎の諸氏が參加してゐる。

尙、この團體は十二月二十日次の如き決議を發表してゐるので參考までに掲げておく。

〔決議〕　阿部内閣成立してより茲に四ケ月其の間の施政を觀るに國家未曾有の重大時局に際しその行ふ所時宜に當らず朝令暮改め信を天下に失す。内外の時艱迫るの秋斯くの如き結果を見たるは眞に國家の爲め遺憾に堪えず。我等は現時局下においては出來得べくんば政變を回避し朝野協力して國策の遂行に邁進すべきを衷心希ふものなり、唯だ事茲に至つては局面の一新を圖るの外に方途なしと信ず。第七十五議會開かれ政論紛々の樣相を呈するに至らんか、事變處理の上に不利の影響を及ぼすことなきを保せず。首相は宜し

く深刻なる時代の動向を明察し其の進展に關し善處し以て臣節を全うすべし。

運動方針及綱領　革新黨は本年の大會、擴大中央委員會或ひは新設の産業勞働委員會等において、當面する諸問題に關し各種の政策方針を決定してきたが、こゝに掲げるのは、それらのうち、年度大會において十四年度運動方針として大會の決定せるものである。（産業勞働政策に關するものは別項、産業報國運動の項參照、尙、黨の綱領については前年版を參照されたい）

〔運動方針〕（拔萃）

思想運動　黨の最も重大な使命の一つは尖鋭な思想戰を展開して自由主義、共産主義を撲滅し、これに代ふるに我國體の本義に立脚した全體主義、皇道精神によつて全國民の思想を統一武裝することである。これがため黨の採用する當面對策方針は左の如くである。

一、今次事變以來社會民主主義、共産主義は完全に影を潛め聲息を絶つたかの觀があるが、之は表面だけの現象で、彼等は今日何等組織的な活動こそはしてゐないが、マルクス主義の亞流を汲む學生や知識階級勞働者等は今尙ほ相當な數に上つてゐるのである。彼等は時局の壓力の下に今は啞の如く沈默を守り、時には時局の動向に合流してゐるやうな態度をとつてゐるが、心の中では將來必ず彼等の活躍する時代の到來するのを信じて現在は戰略的な沈默を守つてゐる分子が相當居るのである。吾等はこの認識の下に寸分の油斷なく對策を講じなければならぬ。

二、對策の根本は革新の斷行である。……新らしき國家體制を確立することが民主主義、共産主義を徹底的に撲滅する根本義である。

三、その第一歩として黨は……革新斷行の急務なることをできるだけ强く理解せしめ、さうした運動を通じて國民の間へ革新勢力を擴大强化してゆく活動に全力を傾注しなければならぬ。

四、かくの如き思想戰の立場より黨は犧牲負擔の衡平化をあらゆる機會に叫ばなければならぬ。……國民の一部に戰爭成金が續出することは斷じて許されざるところである。

選擧運動　黨は議員中心、選擧中心の黨ではない。これは立黨以來一貫不變の根本精神である。しかしながら黨は憲法を奉戴し、議會制度を認め從つて選擧も亦これを肯定するものである。

一、黨は日常不斷の活動を通じて國民大衆と結合し、その活動過程において絶へず國民の精鋭自覺分子を吸收してゆく組織第一、組織中心の黨である。

二、從つて黨の選擧は候補者を嚴選して國民大衆の前に責任を以て推薦し、黨の活動と不斷に結びついてゐる國民は黨を信賴して公認候補に投票するといふ形態で行はれなければならぬ。これが黨選擧方針の基本原則である。

三、かくの如く黨の選擧は……實質的には黨が國民審判を受ける戰である。從つて黨選擧に際しては……全黨員が手辨當で積極的に參加協力すべきものである。

四、黨の選擧には日常……黨活動の展開とそれを通じて黨が國民大衆と密接に結合してゐることゝ、絶對的前提條件である。

五、黨の公認候補者は黨の候補としても國民の代表としても恥かしからぬ人格、信念、識見の所有者でなければならぬ。

組織運動　組織は黨活動の根幹である。……かくして黨がその全

力を傾注すべき當面の中心目標は組織の擴大强化であるといつても過言ではない。

一、組織の對象　黨の組織對象は廣く國民全般の中に置かねばならぬ。黨は階級政黨ではなくして國民の黨なるが故に勞働階級とか農民階級とかいふ如く特定の階級を組織せんとするものではない。

二、組織の擴大　（略）

三、組織の强化　（略）

〔産業勞働政策〕革新黨は一月全國大會、其他において自己の勞働對策方針を宣明し來つたが、左に掲げるものは本年黨の特別委員會が「産業勞働政策要綱」として發表したものの一部分である。

「勞働者をして、國防と産業とは結合されて國民の二大任務であり、勞働者が工場、事業場で勞働するのは單なる賃銀を得ることばかりが目的でなく、それは正に全體的な國家社會への協同、奉仕であり、我我國民が外敵に對して敢然武裝してそれと戰ふ、國防的任務と並行する産業勞働と云ふ一大任務を擔當してゐるのだと云ふ、深い自覺と自負の念を持たせしめ、かゝる旺盛なる精神力の下に於て勞働者をして積極的に産業擴充國策に參加協力せしめるがために、産業報國會運動が現在暴露してゐる致命的缺陷は一日も速かに是正克服されなければならぬのである。之がために、勞働者の積極的なる自主自律的活動を産業報國會の組織機構の上に於て確保されると共に、進んでそれは一工場單位の報國會内の活動に止らず、府縣を單位とする産業報國會地方聯合會の中にも確約せられ、更にその全國的統合體たる中央組織の中にまで具現されなければならぬのである。かゝる機構體制を具備して、産業報國會は法制化されることが絶對に必要である。最後に、現在のまゝで進めば、産業報國會は官僚の獨占物と化する危險性を多分に持つてゐると云ふ點である。……もし産業報國會がかゝる官僚の支配下に置かれんか、それは産業報國會が官僚の意のまゝに動く機械と化せられ、勤勞産業人の政治的、社會的、文化的活動が骨拔きにされ去勢されることは火を見るよりも明かであり、勤勞産業人は常に强制感と壓迫感に苦しまねばならぬ。……勤勞産業人がかゝる狀態に縛られることは勤勞産業人の最大の不幸であり、將來全國の工場、事業場を共産主義の溫床たらしめることであり、更にもつと重大なことは日本民族の生命を去勢し壓殺することである。かくて現下の客觀條件に制約されて産業報國會の組織、指導が當面官僚イニシャチーブの下に行はれるのは止むを得ないとしても、これが將來官僚の獨占物化せんとする傾向に對しては、我等は最後まで戰はなければならぬのである。右の如き方針に基いて、吾等は現在産業報國會運動の持つ缺陷弱點を是正改革し、以て本運動の擴大强化を期し、これをして名實伴ふ我が産業國策機關たらしめなければならぬ。黨は從來産業報國會運動に對しては、第三者的立場より批判と監視の態度を執つて來たのであるが、今やかゝる消極的態度は速かに清算し、黨員及び黨支持勞働組合員は進んでその工場、職場を中心とする産業報國會に加盟し、又は産業報國會組織の先頭に立ち、誠心誠意積極的に活動協力し、以て運動の内部より産業報國會の革新强化擴大に努力し、我が國の産業史上に一時代を劃して生れたる この産業報國會をして 將來名實伴ふ我が産業勞働政策遂行の國策機關たらしめなければならぬのである。」

大日本青年黨　大日本青年黨は昭和十一年十月橋本欣五郎大佐を統領とし結成された。黨は結黨一年を經ずして支那事

變の勃發をみ續いて橋本統領は出征し、顧問建川美次中將の下に「橋本宣言」に卽して運動を繼續し來つたのであるが、橋本大佐が本年三月戰地より歸還し、こゝに再び橋本統領の下に青年黨の「天皇歸一、八紘一宇の大理想、大使命を遂行すべく革新陣營の指導權を把握し、天業翼賛奉公の推進力となり、飛躍的國家體制の確立」に向つての運動が展かれた。いま青年黨本年における活動についてみるに、統領歸還後先づ採上げられた問題は黨內肅正工作であつたが、黨は立黨以來組織の擴充に大部分の力を注ぎつゝあり、このことは本年においても種々の命令指示等によつても窺へるが、黨自身の報告によれば前年に比較して黨の現有勢力は既に倍加したといふ。其の他當面の問題についても獨自の方針を樹立して活動してをり、青年黨の存在は相當に注目されてきてゐる。大會の報告にもとづいて主なる運動を記述すれば左の如し。

（尙、前項、共通の運動參照）

黨內肅正工作　統領橋本欣五郎氏は歸還後かねて黨內（本年一月の大川本部員除名當時より）一部に紛爭があり、これを解決して黨の再出發を圖るであらうことが考へられてゐたが、同黨では四月三十日「統領命令」を以て東京府支部聯合會準備會以下數個の下部組織を解散すると共に黨の幹部七氏を除名した。これは一月の大川兼一氏除名前後黨內に反建川（顧問）運動が起つたが、これに關聯し統制を紊るものとしての處斷であつて、殊に上海事務局云々は反建川派が勝手に上海事務局の名稱の下に活躍したからであるといはれてゐる。尙、大川事件發生當時本部員は全部辭任したのであつたが、其の後復活した者は雨谷、五島、橋本、今牧、來間、黑沼の諸氏であつて、松延、木崎兩氏が除籍されたのである。このほか筱本、陶山兩氏が前本部員であつたが、兩氏は單なる黨員として殘存してゐる。而して重謹慎及譴責に處せられたものは五十名に達してゐるといはれる。

組織活動　青年黨は橋本統領の歸還後黨內肅正を斷行、組織の再確立を圖るため、五月東京に「東京附近聯絡會議」を開き、黨勢擴充に關する要綱を指示した。この新方針によつて、全黨は今後指導者たるべき黨員の獲得を第一とし、次いで青年勤勞層、歸還將兵の獲得に努める方針を示したが、從來の嚴選主義を尊重し、かつての運動分野における因緣分子の混入を避ける方針であり、更に黨支持團體たりし大日本產業勞働團を解消改編して黨組織に吸收し、黨一本建の方針を決定した。

尙、右の組織方針に卽して十一月の第三回大會は當面の組織方針を決定し、同時に黨の現有勢力についても發表した。以下にその大體を揭げる。

〔組織に關する指示〕（拔萃）

△方針（一）一國一黨を期し國民の指導的中核勢力たるを目標とす。（二）我黨は國民運動を展開して國家革新を行ふを主とし、從つて選擧に依つて目的の遂行をなさんとする選擧黨に非ず。（三）從つて組織力の强化は黨活動の主たる目標なり。組織力の强化は質量兩面における黨員の充實擴大を必要とす。

△組織對象　（一）第一對象—青年勤勞層（二）第二對象—青年知識

層（三）第三對象—歸還將兵（四）第四對象—各種革新團體所屬者及一般有力者。

△訓練方針　（イ）思想訓練によつて宣言を信仰的に把握せしめ併せて主張、政策を體得せしむ。（ロ）行動訓練に依つて統制と團結の實際を會得實踐せしむ。（ハ）生活訓練によつて共同生活に徹底せしめ同志を救ふに當つては水火をも辭せざる相信互助の精神を强固ならしむ。又之に依つて同志相敬し長上を尊び後輩を育成するの精神を涵養せしむ。（二）本訓練は黨員に及ぶは勿論、特に各組織の青年分子を以て構成せらるる赤誠團に對しては徹底的に行ふものとす。（ホ）正規の訓練組織として農村訓練所及勞働訓練所を設置し實務に卽しつつ將來の黨の中堅分子の訓練養成を行ふ。

△十五年度の組織目標　（一）黨員十萬人の獲得（二）各府縣に一箇以上の支部を建設（三）府縣聯支部（準備會を含む）は各郡市に全般的に支部結成を行ふべく指導する（五）分會は黨員の增加に努力し又班組織を充實活用する（六）黨指導下に赤誠男兒團、同婦人團、學生團等の教化團體を組織。

尙、本年十月末における黨員數は正黨員及候補者を合せ約一萬三千八百名（內正黨員約一萬）であると發表されてゐるが、これらのうち三百以上の黨員を有する府縣は次の如し。（括弧內は黨員數）

東京（三、一四三）△神奈川（三九二）△千葉（五二〇）△新潟（三二二）△長野（三二〇）△靜岡（一、八五三）△愛知（六六二）△岐阜（三八七）△京都（六六三）△大阪（一、二八一）△兵庫（八一〇）△福岡（九七五）

政策　年度大會は黨當面の政策に關し各部面に亘る方針大綱を決定したが、これら諸政策の基本方策は次の如くである。

〔基本國策〕

（一）目標　速に飛躍的大日本國家體制の確立を期し之を基準として亞細亞諸邦を會合する大亞細亞の生命的統合體制建設を目標とす。

（二）國防　本體制內における國防は優に是等諸邦を外敵より防護し直ちに全亞細亞の解放、白人帝國主義の掃滅を爲す爲めに必要且充分なる軍備の充實を期す。

（三）經濟　本體制內における軍備の充實並に諸邦、民族生活の安定向上に必要且充分なる自給自足體制の建設を目指す。

（四）政治　我國を中樞指導國家とし、本體制內における諸民族諸國家を單位とする統合國家體制の樹立を期す。

（五）外政　本統合體制樹立の障害たる英國勢力の一掃を主眼とし併せて英國を中心とする歐米諸國の爲に壓迫せられつつある諸民族諸國家の解放を圖る。

（六）思想　皇道を淵源中核とする亞細亞文化の擴大的再生產發展を圖り之を以て本統合體制の思想的精神的中樞となす。

大日本青年黨第三回大會　十一月十九日於東京日比谷公會堂大會。〔スローガン〕天皇歸一八紘一宇・東亞協同體制樹立・飛躍的國家體制の確立。〔出席者〕二千名。主なる大會議事は橋本統領、建川顧問の訓示のち、政策・組織に關する指示、統領歸還・金融國營運動・日獨伊軍事同盟締結・英靈及戰傷將兵への感謝徹底化・本部機構の改新・組織活動・訓練活動等に關する報告であつた。尙、黨狀報告の中、本部

機構の改新については「統領歸還後躍進する黨勢に卽應するため本部機構が改正され、人事移動もあつた」と說明し、謂ゆる黨內肅正の問題については何等述べる所がなかつた。

其の他の團體　こゝでは上揭二團體のほか思想團體として運動を繼續しつゝある諸團體のうち、その主要なるものについて記述する。尙、前年は此の種運動の分野によつて二三の新團體が結成されたが、本年新たに結成されたものとしては「日獨伊軍事同盟要請全國青年聯盟」があるが、これも七月新方針を聲明して遂に解體した。

尙、本年十二月新たなる發足を約束して準備會をもつに至つた東亞建設國民聯盟（略稱東建聯）についてもその一斑を記しておいた。

日獨伊軍事同盟要請全國青年盟聯の結成・解散　四月二十二日於東京赤坂三會堂。〔參加團體〕時局協議會、鶴鳴莊、神兵隊、其の他。本運動は四月十六日の日比谷松本樓における有志の會合を出發點とするものであるが、最近における愛國陣營における廣汎且つ有力なる運動であるといはれてゐる。尙、本聯盟に二派に分立する神兵隊關係者が參加してゐることは注目に値する。

本運動の世話人、相談役及大會宣言は次の如し。

〔世話人〕　板倉彌三郎、飯島與志雄、丹羽五郎、其の他三十九名。

〔相談役〕　池田弘、入江種矩、岩田富美夫、其の他三十六名。

〔宣言〕　（前略）　吾等は玆に純乎たる日本主義靑年運動の本質に準據し、日獨伊軍事同盟締結要請の全國的運動を展開し不屈不撓目的達成に精進せんことを期す。

かやうにして結成以來排英の運動を行ひ來つたが、七月七日解散大會を開き、一應その組織を解體して新方針の下に新團體を結成する聲明書を殘して解散した。

〔聲明書〕　（拔萃）……天津租界問題及滿ソ國境紛爭を巡る日本對英ソの對立抗爭は日支戰爭の本格的段階に入れることを物語る。今こそ聖戰の眞義を中外に明徵にする宣戰の布告を奏請すると共に日獨伊軍事同盟を締結し擧國總動員戰時體制を確立して必戰必勝の態勢を整へなければならぬ。我等憂國靑年の任務、いやが上にも重且つ大である。而してこの秋敢て「日獨伊軍事同盟締結要請全國靑年聯盟」を解散することは斷じて我等の敗北や後退や妥協を意味するものに非ずしてより强固なる戰鬪部隊結成のための積極的意義を有するものなることを天下に宣言するものである。」

時局協議會の政黨解消運動　時協系の日本勤勞報公聯盟、生產黨、鶴鳴莊、國體擁護聯合會、皇道自治會、天明義團、愛國勞働農民同志會、純正日本主義靑年運動全國協議會の諸團體では五月、政友會の內紛を機會に政友會、民政黨及社會大衆黨の解消勸告書を各代議士に送ると共に、政府に對しても同樣の要請書を提出した。その要請書は次の如し。

〔要請書〕　（拔萃）政府は宜しく機を逸せず旣成政黨領袖を招致して……此際振つて自發的に各政黨を解消せしめ多年來國內に蟠れる大なる禍根を玆に一掃して苟も政治を通じて臣道實踐を志す者悉くを一先づ輔翼の大義に復歸せしめ、然る後政府として當然持つべ

き戰時國內體制建設の成案を以て改めて皇道に卽したる萬邦無比の力强き政治體制を整備確立せられん事を要請す。

愛國政治同志會の結成　五月二十日の愛國勞働農民同志會全國理事會はその「政治部を獨立せしめ……他の日本主義政治結社と相協力して時局指導の中心たるべき一般政界の日本主義化のため」愛國政治同志會を結成するに至つた。この理事會において聲明、綱領、規約、政策、役員が決定された。そのうち役員、綱領は次の如し。

〔役員〕　理事長　今村等。主事　近藤榮藏。

〔綱領〕　一、皇國臣民たるの本分を闡明にし皇政翼賛の至誠を捧げ以て皇道政治の確立を期す。二、資本主義社會主義經濟思想及機構を排し皇道經濟思想の普及徹底と之に卽せる機構の確立を期す。三、皇道日本の世界史的大使命遂行の目的に卽應する維新體制の速かなる確立を期す。

大日本生産黨大會　大日本生産黨では六月二十八日東京赤坂三會堂に本年度全國代表者會議を開催した。出席者約三百名、議長八幡博堂氏。議事に入り日獨伊軍事同盟要請、租界撤收運動、對ソ主戰運動、政・民・社大解散運動、金權奉還運動、農村負債整理等六件の本部議案のほか支部提出二十案件を可決した。〔役員〕總務委員長　吉田益三。顧問　頭山滿、葛生能久、小林順一郎。筆頭總務　八幡博堂。

尙、翌二十九日には日比谷公會堂において「非常時突破演說會」を開催した。

國粹大衆黨の反共協會への加盟　ローマに本部を有する國際反共運動團體「世界反共協同協會」(C・A・U・R)は國粹大衆黨に對して加盟方を勸請してきた(八月)、これに對し同黨は協議の結果、之に加盟した。

大日本正義團の解散　大日本正義團では本年九月四日主盟たる酒井榮藏氏(六〇)が死去したためその後任の銓衡を行つてゐたが、適任者なきため、主盟の忌日を期して明十四年正式に解散することを決定した。

東亞建設國民聯盟準備會の結成　新東亞建設のため外交刷新と諸政策革新を共同目標として末次信正、松井石根兩大將を始め安達謙藏、中野正剛、橋本欣五郎の諸氏は國內における推進勢力の提携のため、本年十二月七日東京丸ノ內東京會館にて表記聯盟の創立準備委員會を開催した。聯盟の發會式は十五年に入つて行はれることとなつてゐるが、大亞細亞協會(松井石根)、東方會(會長中野正剛)、大日本青年黨(統領橋本欣五郎)、國民同盟(總裁安達謙藏)の各團體が、大同團結によつて新東亞建設の礎石となる決意を示したことは注目すべきである。

當日發表された趣意書、主張及委員は次の如くである。

〔趣意書〕(拔萃)……此の世界的大變局に直面し自ら中軸となりて人類史の轉回を決定すべき千載一遇の好機を前にしつつ我國內情勢の現實は餘りにもその歷史的立場と背馳すること大なるものがある。政治の低調、外交の不振固より視るに堪えざるものあり。經濟統制の緩急當を得ざることは社會施設の倒行逆施と相俟つて銃後民心の安定を今後に保し難き實情に在る。殊に所謂國交調整に急なるの餘り、東亞の新事態とは本來兩立せざる敵性國家群に對し姑息なる妥協と屈從を敢てし、事變の解決を一時的に糊塗するが如き事あらば、十萬將兵の忠死と銃後國民の犧牲とを一空に歸せしむる虞な

しとしないのである。乃ち知る、事變の徹底的解決と東亞建設の大業は一に國民各層の支持を背景とする高度强力なる政治指導と國民忠誠の總和を一點に結集する國家體制の確立にあることを。（下略）

〔主張〕

一、吾人は新東亞の建設を妨害する現狀維持國家群との提携强化による世界新秩序體制の樹立を期す。

一、吾人は支那に於ける植民地的機構を清掃し日滿支及南洋を打つて一丸とする自給經濟體制の獨立を期す。

一、吾人は事變解決の前提が國內革新に依る擧國體制の强化にあることを確信し、行き詰れる現狀の打開により世界的變局に對應すべき國家總力戰の充實を期す。

〔創立準備委員〕（△は常任委員）

△安達謙藏　今井嘉幸、石原幸一郎、稻垣幸照、大竹貫一、小島精一、清水芳太郎、△下中彌三郎、△末次信正、杉森孝次郎、關根群平、高木陸郎、建川美次、德富猪一郎、△中野正剛、中谷武世、中山優、△橋本欣五郎、藤澤親雄、松井石根、松本德明、三宅雪嶺、武藤貞一、村川堅固、三宅驥一。

第三章　特殊事件

この種運動に關聯する事件にして本年刑の確定をみた事件ではなかつたやうであるが、一昨年の初公判以來繼續され來つた神兵隊事件特別裁判は、中途幾多の波瀾を生じつゝなほ刑の確定をみるに至らずして越年したが、その公判の經過は次の如くである。

神兵隊事件公判　大審院特別裁判部宇野裁判長係りで繫續中の天野辰夫氏ら五十四名（うち五名應召公訴棄却）に係る神兵隊事件公判は十三年十月十一日第三十七回公判以來休止となつてゐたが、本年一月十四日三ヶ月ぶりに再開された。爾來前田虎雄、小野義德、雨宮信、鈴木善一、黑江直光、正木昌之、梅山滿男、森本幸一、本木恒雄、西山五郎、芥川治郎、板垣操、增澤毅、片岡駿、村岡清藏　白井爲雄、小野義德、橋爪宗治、小松崎重、太田覺、椿良雄、影山正治、安田銕之助、中島勝治郎、阿部克巳の諸氏に對する事實審理及片岡、影山の兩氏より申請した證人（合計五十一名）のうち、許可された證人として井上日召、本間憲一郎、三上卓、築紫熊七、本田熊太郎、井田磐楠の諸氏の訊問が行はれた。かくて八月十日、證人の却下から裁判官の忌避問題が惹起され（これに對する棄却判決については第三部第五篇參照）、公判を停止してゐたが、十一月三十日前回に引續いて證人調べが行はれた。

主要國家主義的及國粹團體一覽（昭和十四年九月、本研究所調）

（團體名）	（本部所在地、括弧內ハ創立年月）	（主張・目的）	（機關紙）	（幹部氏名）	（備考、括弧內ハ當該團體發表ノ會員數）
大日本黨	東京四谷區簞笥町五五（昭一五・七・七）	維新中核黨ノ結成	「維新大日本」	主席佐々井一晃、常任神田兵三、杉田省吾、其の他七名	日本革新黨解消反對派
東亞建設國民聯盟	東京赤坂區表町四ノ一（昭和一四・一二・七）	國防國家體制確立、萬民翼賛政治ノ實現其の他	「東亞建設」	常任安達謙藏、下中彌三郎、末次信正、中野正剛、橋本欣五郎	
聖風社	東京麻布區材木町七五（昭和一四・八・三一）	尊皇絶對臣道實踐	「聖風」	持尾利久、他	
青年日本運動本部	東京小石川區水道端町二ノ六四（昭和一三・九・三〇）	維新運動の中核結成	「大義」	兒玉譽士夫、太田勇	飯島譽志雄（二千）
聖戰貫徹同盟	東京赤坂區青山南町三ノ二四（昭和一三・九・五）	聖戰貫徹國體明徵		中央世話人片岡駿、他	奥戸百足（約千）十一名
日本革新黨	東京麹町區永田町一ノ三一（昭和一三・七・一八）	全體主義政治體制確立、國家計畫經濟樹立、他	「日本革新新聞」	顧問陸軍中將建川美次、黨務長赤松克麿	（約七萬）昭一五・七解散
時局協議會	東京麹町區內幸町二ノ二二商興ビル二號館（昭和一一・三・一五）	團體間ノ連繫協調		世話人入江種矩、吉田三寅、赤崎藏松、松永材、千家尊建、江藤源九郎、橋本欣五郎、小林順一郎、松本勇平、高山久藏、佐々井一晃、前田虎雄、其の他	（四百）「精動」加盟
純正日本主義青年運動全國協議會	京都左京區田中大堰町一八（昭和一一・二・三）	皇道世界宣布純正維新斷行	「純協」	代表者中川裕	（幹部三百）「精動」加盟

大日本青年黨	東京澁谷區穩田一ノ一二五（昭和一一・一〇・一七）	八紘一宇ノ國是顯現	「太陽大日本」	顧問陸軍中將 統領陸軍大佐	建川義次 橋本欣五郎（約一萬三千）
日本經綸學盟	東京中野區江古田一ノ二二七〇石川方（昭和一三・一）	國家社會主義ノ研究普及	「國社」（休刊）		石川準十郎（約百）
大日本防共同志會	東京芝區高輪南町二八（昭和一一・二・三）	共產主義掃蕩	「維新新聞」	理事長	松本德明（二萬四千）「精動」加盟
勤勞日本黨	東京神田區元岩井町一五（昭和九・四）	皇室中心主義			杉本參太郎
日本興國同盟	東京四谷區三光町一九（昭和八・一）	國民精神作興		理事長陸軍中將 主事	井上一次 山下政次（五十）
新日本同志會	東京丸ノ内日清ビル六二一（昭和八・一二）	既成政黨打破	「新日本」	理事長	高廣三郎（約二萬）
皇道會	東京芝區琴平町二虎ノ門會館（昭和八・四・四）	皇道政治ノ確立	「皇道」	會長陸軍少將 幹事長海軍中將	黑澤主一郎 山下巍八郎 平野力三（五萬）
皇道發揚會	東京小石川區駕籠町二三七（昭和八・一〇）	皇道原理ノ究明發揚	「皇道發揚」	會長	今泉定助（二千）
國體擁護聯合會	東京芝區田村町二櫻田館（昭和七・一二）	國體ノ擁護開顯		入江種矩 前田芳藏	下澤秀夫 山根謙一 七六團體加盟「精動」加盟
愛國青年聯盟	東京麹町區有樂町二ノ四（昭和七・三・一五）	天皇政治確立	「愛國新聞」		松本良勝（三千五百）
信州鄉軍同志會	長野縣飯田市江戶町猶興社（昭和七・一一・三）	國防國家の建設	「信州鄉軍」	顧問中將 理事長	原謹司 小野裕之（五千）
大亞細亞協會	東京麹町區內幸町一大阪ビル（昭和八・三）	アジア聯盟結成	「大亞細亞主義」	會頭陸軍大將	松井石根（二千五百）
東大朱光會	東京本鄉區東京帝大內（昭和八・二・一一）	質實剛健ナル學風ノ振作	「朱光」	會長教授 幹事	平泉澄 原正（八十）
明倫會	東京丸ノ內海上ビル（昭和七・四・一五）	天皇政治確立	「明倫」「明倫新報」	總裁陸軍大將	田中國重（約三百萬）

自治農民協議會	東京目黑區中根町一八四一（昭和六・四）	自治ノ復活農村ノ建設	「農村新聞」	長野朗	
大日本生產黨	東京麴町區內幸町二ノ二 大阪東區今橋一ノ一（昭和六・六）	日本主義國家經綸	「黨報」	顧問 山頭小林順一 委員長 吉田益三郎滿	（十五萬）
辛未同志會	東京芝區田村町二榮和ビル（昭和六）	國體觀念ノ徹底 道義心振興		理事長 清浦奎吾	（約二百五十）
洛北青年同盟	京都左京區田中大堰町一八（昭和四・一一）	純正維新斷行	「ニュース」	中川裕	（三百八十）
新東方協會	東京世田ケ谷區上北澤二ノ五一〇（昭和三・九）	日本精神主義宣揚	「民族精神」	會長 高須芳次郎	（八百）
祖國會	東京杉並區井荻三ノ一（昭和三・九）	世界進運順應 祖國發展	「祖國」	北昤吉	（三千五百）
錦旗會	東京澁谷區美竹町一三（昭和二・五・八）	皇政徹底、昭和維新	「日本思想」	會長 遠藤友四郎	
天地會	東京芝區田村町櫻田館（昭和二・四・二九）	人生ノ維新化、皇國發揚	「皇國新聞」	大和茂樹	（十一萬）
建國會	東京荒川區三河島六ノ七五（大正一五・二）	國體宣揚世界皇化	「日本精神」	會長 赤尾敏	（三千）
金鷄學院	東京小石川區原町一二（大正一三・四）	王道主義、東洋思想研究	「東洋思想研究」	理事長 酒井忠安 岡正篤	
恢弘會	東京麴町區九段偕行社內（大正一三・四）	忠君愛國	「恢弘」	會長陸軍大將 大井成元	（千五百）
紫雲莊	東京麴町區內幸町二ノ二二（大正一三）	國家社會、改善進步	「紫雲」	橋本徹馬	
勤王聯盟	東京四谷區南寺町四二（大正一三・一）	天皇中心主義	「勤王事報」	會長陸軍中將 菊池武夫	（六千五百）
大日本護國會	東京本所區吾妻橋二ノ二一（大正一三・二）	尊皇愛國 敎化事業	「護國」	總裁公爵 一條實孝 會長 片岡君惠	（一萬五千）

愛國同志會	東京麹町區丸ノ内昭和ビル（大正一二・二・二）	道義立憲政治ノ確立	「愛國」	會長公爵一條實孝 理事長大島精高	高精	（五千）
立憲養正會	東京澁谷區代々木深町一、六〇一（大正一二・三）	天皇政治確立	「養正時評」	總務部長 田村益喜	益喜	（約十三萬）
洋洋會	東京麻布區霞町二二宇佐川方（大正一二・六）	海軍諸問題研究		幹事長 海軍中將 竹内重利	重利	（二百八十）
奉仕會	東京麹町區富士見町二ノ一〇（大正一〇・二・三）	敬神崇祖實踐	「奉仕の友」	會長陸軍中將 佐藤鐵太郎	鐵太郎	（約十三萬）
新日本協會	東京世田ヶ谷區代田一ノ七三二（大正一〇・五・一〇）	思想善導	「共存」	理事長 今井龍三郎	三郎	（一萬二千）
大和民勞會	東京目黑區上目黑八ノ五七一（大正一〇・一・二〇）	皇室中心主義	「民勞、法律世界」	總裁 藤代蕃山	蕃山	（二十萬）
大日本國粹會	東京牛込區市谷仲之町四九（大正八・一一）	皇室中心主義	「會報」	會長海軍中將 森山慶三郎 理事長陸軍中將等々 力森藏	力森藏	（十三萬）
關東國粹會	東京麹町區内幸町二ノ二二商興ビル本館（大正八・一二）	皇室中心主義	「國粹」	顧問子爵 渡邊千冬 會長陸軍中將 高山公通 理事長 金井米吉		
皇道義會	東京澁谷區千駄ヶ谷四ノ六五八（大正七・七・一）	皇道精神ノ國民的實踐		總裁陸軍大將 荒木貞夫 會長 石井三郎	三郎	（十九萬）
大日本正義團	大阪東淀川區豐崎西通一（大正六・一一・一）	皇室中心主義	「正義時報」	酒井榮藏	榮藏	（十五萬）
一心會	東京目黑區向原町二六一（大正六・一・一一）	皇室中心主義	「一心會」	會長 伊豆凡夫 常任理事 廣原龜之助	夫	（二萬五千）
海軍有終會	東京芝區榮町一三水交社内（大正三・一〇・二六）	海防、思想、兩問題ノ研究	「有終」	理事長海軍大將 竹下勇	勇	（三千）

修養團	東京澁谷區千駄ヶ谷四ノ六六八（明治三九・二）	流汗鍛錬、同胞相愛	「向上、愛と汗、白ゆり」	顧問 平沼騏一郎 主幹 森村市左衛門 蓮沼門三（百五十萬）
中央報德會	東京麹町區霞ヶ關一ノ二（內務省內）（明治三八・一一・二六）	思想善導	「斯民」	理事長 一木喜德郎（八千）
黑龍會	東京麹町區永田町二ノ八六（明治三四・二）	對外、國體、兩問題ノ實行運動		主幹 葛生能久 關西支部長 吉田益三
玄洋社	福岡市西職人町五三（明治二二・一〇）	國民思想ノ淨化統制	「玄洋」	顧問 山縣有朋 理事長 美作次郎滿（一七〇）

（附）國策的思想團體（この種團體は直接間接社會運動團體との關聯があると思はれるので便宜上こゝに採錄した）

國民精神總動員中央聯盟	東京麹町霞關三舊衆議院內（昭和一二・一〇・二二）	國民精神總動員運動	「國民精神總動員」其他臨時刊行物	理事長 筑紫熊七
日本文化中央聯盟	東京麹町區內幸町二ノ一 大阪ビル新館（昭和一二・九）	新日本文化ノ建設	「文化日本」「カルチュラル ニッポン」（英文）	會長公爵 島津忠重 理事長 小山松吉
國民思想研究所	東京澁谷區代々木大山町一〇七四（昭和一〇・八）	轉向者ノ思想輔導國策的國民思想ノ建設	「國民思想」	主事 小岩井淨 顧問 昭德會 森山武市郎 更新會 戸澤重雄 大孝塾 皆川治廣 其の他四名（千）
日本文化協會	東京日比谷公園市政會館內（昭和九・二・一一）	日本精神ノ普及徹底	「日本文化時報」	常務理事 安井章一 松谷元三（三萬）

附篇　産業報國會

一　運動の概況

支那事變を契機として生産政策としての勞働政策の樹立が必要とされ、之に對應すべき勞働組織も（一）生産力擴充のための勞働力の確保（二）勞働力の保全・訓練並に技能者の養成（三）東亞新秩序建設を目標とする産業從業者の國民的同志的組織（四）かゝる目的達成の基礎たる産業擔當者の待遇地位確保、の主體的組織たる事が要請されるに至つた。尤

もかゝる形態での勞働組織が現在確定されてゐるのではないこと勿論であるが、産業報國の運動は從來の勞資對立を排棄し、資本家も勞働者も夫々の職分において相互に一體となり舉國主義的精神を强調してゐることは、産報運動がいまだ精神運動の埒内にあるものとして、一應の批判の餘地が殘されてきたにもせよ、革新的運動として注目さるべき勞働組織上の劃期的改革であつた。

産報運動は昨十三年九月創建以來本年末に至る僅か一年有半にして、全國二萬五千餘の經營において三百萬に垂んとする大衆を組織し、二十數個の聯合會を結集しえてゐるのであるが、かやうなことはかつての勞働組合運動においては斷じてみることのできない一大國民運動であつた。産報運動がかくの如く驚くべき展開を遂げたのは一方において企業家と勞務者の相互の理解によつたであらうことも考へられるが、何よりも決定的な要因が厚生省を主體とする官僚的統制によつてゐることはいふまでもないであらう。このことは現在の獨逸・伊太利のそれと日本の勞働政策が方向を定めてゐるにも拘らず、それらにおける如き全勞働者を網羅したる機關乃至指導的媒介體を缺く勤勞者組織率の極めて低位な日本において「官僚統制」による指導のほか方途のありえなかつたことは蓋し當然であつたらう。

しかし産報運動は天降り的乃至慈惠的・御用團體的組織體であつてならないことは既に産報運動の精神中にも明記されてゐるが如く、あくまで企業家及勞務者の自覺的發展による自主的方向への前進でなくてはならないものであるやうだ。このことは冒頭に掲げた如き諸條件を充たすところの、謂はば全體主義的指導精神それ自體の中に勞働者乃至勞働力の一切が含まれてゐるのであつて、かゝる國策の遂行こそ、産業當事者の自覺と自主が決定的要因であり、こゝに産報運動發生の客觀性があるのであつて、官僚的統制は漸次揚棄さるべき根據をもつてゐるのである。産報運動の統制化といひ、中央指導機關の自主的性格の强化といふが如き問題も必然にこれと關聯をもつものと考へられる。

以上によつてもわかる如く現在の産報運動にかゝる方向への發展を求めることには多少の困難があることは事實であらう。したがつて現在の産報運動における限度乃至は形態をめぐつて批判的な見解の介在したことはやむをえなかつた。それらの中、勞働者の自主的組織の確立を强調する人々、即ち産報と勞働組合の二本建を堅持する勞働團體、例へば總同盟の如き「産報會の組織内で雇主が指導者となり從業員が從屬者となつて經營内の各種の問題が論議される場合は、結局雇主だけの立場から問題が解決されてしまふだらう」との意見をもつてゐる(これ自體が批判の對象となつてゐるとはいへ)が、この種の見解も産報會機構の本質と我國勞働者の現狀と

に對して、重要な問題を指摘した點で一應注目さるべきであつた。かくしてこゝに産報と勞働組合との關係如何といふ問題が提起されるが、この問題をめぐつては既存勞働組織の各方面に注目すべき多くの波紋を投じてゐるかに考へられる。即ち昨年産報運動を直接厚生省が指導するに際して「産業報國會若くは之に準ずる機關の設置のみを理由として勞働組合の解散を強ふるが如きことなきやう努むること」としたが、最近における當局の底意は「戰時體制下においては可及的速かに産業報國運動の徹底を期し諸種の勞働組合の解體を期待してゐることは、自明のことであつて、當局の方針が産報一本建にあることは、本年中における政府の對策を通じてみても明かにしうるところである。このことは産報運動が新たなる段階に突入したものとして注目すべき點である。

要之、本年における産報運動の形態は昨年産報聯盟の指導下にあつて勞資調整方策の樹立、産報精神の普及徹底及政府の勞働行政と産報運動との關係が未だ確立されてゐなかつたものが、本年に入つて「事變後並に事變下を通ずる勞働行政の基調」、「國體の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し其の普及徹底を圖ると共に、之に即する新産業體制を樹立して其の全機能の振興發揮を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動」として産報運動が政府の指導下に構成され、勞資調整方策が附隨的な目標とされるに至つたことである

斯様にして今春政府の責任と指導によつて改組をみて以來、産報運動は急速に整備し、例へば個々の事業場における産報會結成數の増大、地方的・地域的聯合體の編成、地域的産業別部會の設置方針等の如く相當の成功を以て前進しつゝ、注目すべき國民運動に入り來つた本年にあつては必然に産報運動は當面の現實的問題、とりわけ勞働紛爭議の漸増しつゝある事實に對して、これをどう處理してゆくかが注目されてゐるやうである。たとへば産報聯盟の如きも「今迄は精神運動と報國會結成、講習會開催等が中心事業であり、之に忙殺されたが、十五年度からは中央機構の擴充に俟ち、産業界における現實問題をとりあげ、大地に根を張つた運動を展開する」といつてゐるが、かゝる抱負を現段階が必然とする新勞働組織への一里塚として如何に遂行してゆくかは勞働組合今後の動向と併せて注目される。

以上は本年における産報運動の概況を記述したのであるが尚、政府の方策・既存勞働組織の態度については第三部第五篇及第二部のそれぞれの項を參照されたい。

尚産報會・聯の本年における結成狀況は次の如くである。

二　産報會及産報聯の結成狀況

産報運動の第一年度たる十三年の運動は當所年鑑前年版に

おいてもその大體を述べたが、産報運動の實踐組織たる各事業場の産報會は昨年末一、一五八であつた。しかして本年六月末においては産報會數四、五六七、會員一、六九一、四四六名に達してゐる。本年末現在における狀況については後に掲げる表によつて分明するところであるが、いま上半期における概況を、勞働局の調査にもとづいて左に述べることとする。（上半期は産報運動の再出發の時期であり、下半期はこれの延長としての具體化積極的實踐化の時期であつたと考へられる。）

上半期における産報運動の概況 本運動は其の當初において勞資關係調整方策として發足した關係上、勞資關係調整即ち勞働爭議防止にあるかの如き色彩が濃厚であつた。然るに其後社會の客觀狀勢は急激なる轉換を示し之に即應せる國家總動員體制は著々と進行した。茲において、本運動は國家總動員體制の一環として其の擴充强化を計ると共に、之を國民精神總動員運動の産業勞働部面における有力なる一翼とし、又本運動と其の實踐組織たる産報會並に聯合會を戰時下勞働行政の中核として運用し、諸般の勞働統制の圓滑な遂行を期し國家當面の要務たる軍需の充足、生産力の擴充、非常時國策への協力に産業勞働機構の全能力を總動員し、以て聖戰目的完遂に向つて本運動の使命を發展せしむるの方針を決定した。かくて本年四月本運動については、政府が中心となり其の責任において之を指導すると共に必要なる指導上の地方組織は政府が考究實施することとし、産報聯盟は其の組織を擴充强化すると共に、全國的組織母體たるの態度を改め官廳の指導に協力し、官廳又は其の地方組織を通じて政府の一貫せる方針の下に事業を遂行することとして新活動方針を決定した。

次に産報會の指導に當つては右の方針の下に産報會の設置勸奬、組織の充實を圖ると共に、相當多數の産報會の設置をみたる道府縣においては、地方長官を中心に産業報國聯合會を設置して其の萬全を期することとなつた。（各種通牒に關しては第三部第五篇參照）更に政府は産報聯盟の協力をえて講習會を開催し（第三部第五篇參照）指導者の養成に努力した。

更に其後本運動に對する各方面の意嚮について一言すれば、其の實踐組織たる産報會の組織の運營については、必ずしも其の歸を一にしなかつた。其後社會情勢の急變と本運動に對する政府の積極方針との結果、各方面における理解と協力的態度は益々倍化された。之を事業經營者の側についてみれば、本運動の趣旨の誤解により或は從業員の企業干與の誘致を虞れ、或は懇談事項中にある待遇なる字句に拘泥し、或は從來の因習に捉はれて産報運動に對し日和見的態度を持するが如きものも皆無ではなかつた。又組合方面についてみれば、日本主義系組合は當初より本運動の指導精神には原則的に贊成しつつ産報聯盟の機構及び其の參加團體の思想的不統一に對して批判的立場にあつて、其の御用團體化乃至惡質思想團體化する事を防止する爲、産報運動の體制化を主張した。更に組合主義系組合にあつては、現存勞働組織を基調とする團體協約の締結を以て眞に勞資協力の目的に合致するとの見解に立ち、産報運動に對しては反對ではないが、現資本主義段階の下においては勞働者の自主的組織は必要であり、國家は速に勞働組合法を制定して其の圓滿なる助長を圖り、かゝる自主的勞働

組合をして國家の勞働統制に參畫せしむべきである、との主張を固持してきた。しかし本年に入つて、政府の指導方針が確立し聯合會組織の通牒が發せられるに至つて、事業經營者は從來の日和見的態度を一擲し、積極的に產報會を設置し、又勞働組合中にあつては從來の批判的態度を一變して產報會の內容整備をみるにおいては既存の組織を解消するに吝かでないといひ、組合主義系組合中にも、依然として二元的考へを固持するものもあるが、大部分は勞働組合を解消して產報運動に合流すべしとの見解をもつてをり、現に發展的解消を遂げつゝあるものもみうけられる現狀にある。

更に生活刷新運動と產報運動とは極めて有機的な關聯をもつて、即ち本運動が產報運動の一環として進められつゝある事が注目される。

本年結成をみた產業報國會及產業報國聯合會中の代表的と思はれるものを左に掲げる。尙、前年全國に魁けて結成された東京市電產報會本年の業績をも併せ收錄した。

八幡製鐵所產業報國會の結成　四月三日於八幡市高見神社神前。（出席者）三二〇名。結成大會においては渡邊製鐵所長の宣誓文朗讀、中井日鐵社長の告辭があつた。而して結成大會の可決せる綱領・規約は次の如し。

（綱領）　一、我等は國體の本義に則り產業の國家的使命を體し全員一致協力に依り產業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせんことを期す。一、我等は產業は資本、經營、勤勞の三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し、至誠各々其の職分を盡し、事業一家の實を擧げ以て產業の健全なる發展を期す。

（規約）（拔萃）

第一條　本會は八幡製鐵所產業報國會と稱す。

第二條　本會は八幡製鐵所の所長以下全員を以て之を組織す。

第三條　本會に本部、部會、支部及分會を置く。

第四條　本會は社是を體し綱領に則り協心戮力當所事業の發展を圖り製鐵報國の使命の達成を期するを以て目的とす。

第五條　本會は前條の目的を達成する爲左の事業を行ふ。一、製鐵報國精神の涵養に關し必要なる事項　一、能率增進、災害防止、工場衞生に關し本會に於て行ふを適當とする事項　一、待遇其の他の問題に付相互間の意思疏通の實を擧ぐる爲必要なる事項　一、生活刷新、修養、體育、慰安、趣味、娛樂等福利施設に關し本會に於て行ふを適當とする事項　一、高見神社奉讚に關する事項　一、其の他本會の目的達成上協力の必要なる事項

第十四條　本會則は昭和十四年三月二十四日より之を施行す。

大阪市事業報國會の結成　大阪市においては本年五月大阪市事業報國會規程を定め、その後これに依つて土木部（六・一六）、港灣・水道・保健の各部（六・一七）、電氣局（六・一九）は夫々事業報國會を設置し、かくて六月二十日大阪中之島公會堂に大阪市事業報國會を結成した。右規程、報國會設置要綱、事業報國懇談會數及委員數は次の如し。

（大阪市事業報國會規程）

第一條　本市は左の局部に事業報國會を設置し局部長以下職員及從業員全員を以て之を組織す。

電氣局、港灣部、水道部、土木部、保健部。

第二條　本會は國體の本義に則り公共事業の國家的使命を體し會員相互の意思疏通と福祉增進を圖り、以て上下一體本市事業の發展に努むると共に事業報國の實を擧げ、皇運扶翼の誠を致さんことを目的とす。

第三條　本會の組織事業其他必要なる事項は市長別に之を定む。

〔大阪市事業報國會設置要綱〕

(一) 綱領　一、我等は國體の本義に則り事業報國の實を擧げ、皇運扶翼の誠を致さんことを期す。一、我等は公共事業の國家的使命を體し上下一體業務に精勵せんことを期す。

(二) 名稱　大阪市〇〇局事業報國會とす。

(三) 組織　局部長以下職員及從業員全員を以て組織す。

(四) 目的　綱領の本旨に基き會員相互の意思疏通其の福祉增進を圖り上下一體事業の發展に努め以て事業報國の實を擧ぐるを目的とす。

(五) 事業　本會は前號の目的を達成するため左の事業を行ふものとす。

一、國民精神總動員運動に關する事項。二、事業報國精神の涵養に關する事項。三、教養能率增進、待遇、福利、共濟、保健、慰安其他の問題につき、意思疏通の實を擧ぐる爲の懇談會の開催。四、教養、福利、共濟、保健、慰安等に關し本會において行ふを適當とする事項。五、其他本會の目的を達成する爲必要なる事項

(六) 役員及其職務權限　會長局部長を以て之に充つ。副會長　庶務課長を以て之に充つ。參事　各課長又は之に準ずる者を以て之に充つ。幹事　勞働主任を以て之に充つ。

會長は會務を總理し本會を代表す。副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理す。參事は會務に參劃す。幹事は會長の命を承け會務を掌理す。會長事業上必要ありと認むる場合においては事業委員を置き會員中より之を命ず。事業委員は事業の實施に當る。

(七) 懇談會

一、懇談會の種類左の如し。但し會長實情に應じその一部を省略することを得。1現場懇談會（設置區分は會長之を定む）2係懇談會　3課懇談會　4部懇談會　5局懇談會。

二、組織　座長　現場懇談會にありては會長之を指名し、係、課部及局懇談會にありては夫々係長、課長、部長、局長を以て之に充つ。參與課長、係長及勞務主任を以て之に充つ。委員　1資格職員及常傭從業員並一年以上繼續使用の臨時從業員にして委員たるに適するもの。2任免　イ、單位懇談會にありては其の半數は會員の推薦せる者より、其他は會長の適當と認むる者より會長之を指名す。ロ、其他の懇談會にありては各次位懇談會の委員たる者より會長之を指名す。但しその半數は會員の推薦せるものたることを要す。ハ、委員にして綱領の精神に違背し其他委員として不適當と認むるとき又は勤務所屬に異動ありたるときは會長之を免ずることを得。3定員　二十名以内とす。4任期　一年とす。補缺委員の任期は前任者の殘任期間とす。

三、開催回數　現場及係懇談會　兩者を通じ年六回。課懇談會　年三回。局部懇談會　年二回。

（八）費用　會長必要ありと認むるときは會員をして費用の一部を分擔せしむることを得。

（九）運用　一、局部長は本要綱に基き其の事業報國會規約を制定すべし。二、事業計畫、懇談會の狀況並實施事項につき必要なる事項は之を市長に報告すべし。三、事業報國會に關する連絡統制は人事課長之に當る。

（十）第六及第七號の事項にして電氣局事業報國會において之に依り難きものは本要綱に準じ市長の承認を經て局長之を定む。

（附）事業報國懇談會數及委員數

	各懇談會數	單位懇談會委員數	會員數 職員	從業員	計
港灣部	三〇	三七二	四四	八九七	一、三七一
水道部	三四	四八八	一、五八八	二、一〇〇	三、六八八
土木部	四三	四九六	一、〇七九	三、三六七	四、四四六
保健部	三五	五四〇	六三〇	一、四五五	二、〇八五
計	一四二	一、八九六	三、七七一	七、八一九	一二、五九〇
電氣局	六一	八四六	二、三二七	一、二二一	一三、五三八
合計	二〇三	二、七四二	六、〇九八	一九、〇三〇	二五、一二八

東京市電氣局産業報國會の活動概況　東京市電氣局においては昨十三年八月東京市電氣局産業報國會を結成したが、本年八月二十六日には創立一周年記念の催しを擧行した。この産報會を結成する從業員側の組合「東交」は本年はなほ一定の基準に據つて勞働組合組織の解消を行つてゐないが、これは産報會の發展と並行すべき事情にあるやうであり、今年中における東交側の活動は既載（第二篇參照）の如く、産報會に對しては極めて積極的に協力し來つてゐる。いま東京市電産報會本年度における活動の大要を擧ぐれば次の如くである。

〔實施事項〕

（一）分會の結成並に結成記念式の擧行　産報會の設置と同時に分會（四一）を結成した。（昭和一三、一〇、三一）

（二）産業報國音樂隊の設置。（昭和一三、一〇、一三）

（三）出動將士後援事業並愛國貯金組合。（昭和一三、一一）

（四）諮問並指示　十三年十月の第二回參事會の協議に基き左記諮問をなすと同時に、（イ）適當と認めらるる集會においては産報會の信條を朗讀すること、（ロ）職場の美化作業、（ハ）産報會に關する指示の徹底方等に關する件を指示した。

△諮問第一號　産業報國會の創立を記念すべき適當なる事業。

△諮問第二號　分會の特殊事情に應じ各分會獨自に行ひうべき事業。

右の諮問第一號に對しては答申中「會館建設」「兵器獻納」「神社建立」の三件を採擇し、第二號諮問に對しては答申三十件であつたが、之亦適宜分會において施行した。

更に十二月各分會宛「年末年始における大運轉を完全に遂行するため缺勤並事故防止の方策如何」（諮問第三號）に對しては、（イ）車間距離の調整、（ロ）精神作興、（ハ）努力週間の實施、（ニ）自肅緊張週間の實施、（ホ）年末年始精勤手當、（ヘ）無事故手當支給等分會より夫々答申あり、運轉部において右の答申を

参考として「年末年始業績競爭」を計畫實施した。

（五）紀元節奉祝式典の擧行。

（六）給與の合理化　是より先昭和十三年十一月第三回參事會を開催、局側より給與の合理化問題を提案審議の上特別委員を擧げ審議すること三回、更に小委員を擧げて審議すること二回、其の結果、特別勤勞手當及臨時手當を豫算に增減を來さざる範圍において本給に繰入れることに決定し、更に本年三月　特別委員會並參事會を開催、その實施細目を決定し以て電氣局における長年の懸案を解決した。

（七）歸還將士歡迎會　三月十四日於電氣倶樂部。

（八）慰問品並慰問文の贈呈　三月二十日發送。

（九）支那事變戰歿者並殉職者慰靈祭　四月廿七日於築地本願寺。

（一〇）戰鬪機東京市電報國號獻納　五月。

（一一）自動車部會開催　五月。

（一二）共濟組合　諮問事項第一號共濟組合制度の產業報國會問題を六月の理事會に附議した。

（一三）產業報國會役員講習會　五月二十九日より七月五日迄、於青山教習所。

（一四）創立一周年記念事業　（イ）會員章の制定、（ロ）產報會旗及分會旗の制定、（八）記念植樹、（ニ）懸賞文募集。

福岡地方鑛業聯合會の結成　福岡鑛山監督局においては、厚生省の產業報國運動に呼應しつゝ鑛業報國運動の擴充を計りつゝあつたが、本年八月五日、九州全縣（八縣）及山口縣の關係管區を以て鑛業報國聯合會を結成した。その會員數は六月末において約十二萬三千人である。而して聯合會綱領、規約並に十四年度事業計畫案は次の如し。

〔綱　領〕

一、吾等鑛業人は光輝ある我國體の本義に則り滅私奉公難局の打開に當り皇運扶翼の大使命を全うせん事を期す。

一、我等鑛業人は鑛業の國防產業としての重大責務を認識し、協心戮力、之が進步發達を圖り以つて鑛業報國の實を擧げん事を期す。

一、我等鑛業人は勞資對立觀念を一掃し勞資一體、鑛山一家の理想を具現し以つて產業道における新秩序の建設を期す。

〔福岡地方鑛業報國聯合會規約〕

第一章　總　則

第一條　本聯合會は福岡地方鑛業報國聯合會と稱し福岡鑛山監督局管下の鑛業報國會及之に準ずる團體を以て組織す。

第二條　本聯合會は本聯合會の綱領に基き全鑛業人に鑛業報國の精神を普及徹底せしめ其の實を擧ぐるを以て目的とす。

第三條　本聯合會は本部を福岡市に置く。

第四條　本聯合會は必要に應じ管內各縣に部會を置くことを得。部會に關する規定は別に之を定む。

第二章　事　業

第五條　本聯合會は第二條の目的を達成する爲左の事業を行ふ。

一、鑛業報國精神を涵養する爲必要なる事項。二、鑛業報國會の設置勸奬並に之が連絡指導に關する事項。三、鑛業人の生活刷新及福利厚生に關する事項。四、作業及勞務管理の改善に必要なる

事項。五、鑛業報國精神に基く諸般の方策確立並に之が實現に關する事項。六、其の他本聯合會の目的達成上必要なる事項。

第三章　役　員

第六條　本聯盟に左の役員を置く。

會長　一名。副會長　二名。顧問　若干名。常務理事　若干名。理事　若干名。常任幹事　若干名。幹事　若干名。

第七條　會長には福岡鑛山監督局長を推戴す。副會長は總會の議を經て會長之を委囑す。顧問は總會の議を經て會長之を委囑す。常務理事は理事會の議を經て會長之を委囑す。理事は總會の議を經て會長之を委囑す。常任幹事は幹事會の議を經て會長之を委囑す。幹事は理事會の議を經て會長之を委囑す。

第八條　會長は本聯合會を代表し會務を統轄す。會長は總會及理事會を招集し總會の議長となる。副會長は會長を補佐し會長事故あるときは其の職務を代理す。顧問は本聯合會の事業に關し會長の諮問に應じ又は意見を述ぶることを得。常務理事は理事會を主宰し本聯合會の常務を掌理す。理事は理事會を組織し其の權限に屬する事項を審議す。常任幹事は幹事會を主宰し常務理事の指揮を受け會務を執行す。幹事は常任幹事の指揮を受け會務を處理す。

第九條　役員の任期は二年とす。但し補缺者の任期は前任者の殘存期間とす。

第十條　本聯合會に職員を置く。

第四章　會　議

第十一條　本聯合會の會議は之を總會（通常總會及臨時總會）、理事會及幹事會とす。

第十二條　通常總會は毎年二月會長之を招集す。但し會長必要ありと認めたるときは臨時總會を招集することを得。

左記事項は總會の決議を經ることを要す。一、聯合會規約の變更に關する事項。二、業務報告及收支豫算に關する事項。三、副會長、顧問及理事の選任及解任に關する事項。四　其の他理事會に於て必要と認めたる事項。

總會の議決は出席會員過半數の同意を經ることを要す。可否同數なるときは議長之を決す。

第十三條　理事會は會長必要と認めたるとき又は理事半數以上の要求ありたるとき會長之を招集す。

左記事項は理事會の決議を經ることを要す。一、第五條の事業の遂行に關する事項。二、總會に附議すべき事項。三、本聯合會諸規約の變更に關する事項。四、本聯合會の豫算決算其の他の經費に關する事項。五、幹事の選任及解任に關する事項。六、其の他重要なる事項。

理事會の議決は出席理事過半數の同意を經ることを要す。可否同數なるときは常務理事之を決す。

第十四條　幹事會は常務理事必要と認めたるとき又は幹事半數以上の要求ありたるとき會長之を招集す。

左記事項は幹事會の決議を經ることを要す。一、會務の執行に關する事項。二、理事會に附議すべき事項。三、其の他必要なる事項。

幹事會の議決は出席幹事過半數の同意を經ることを要す。可否同數なるときは常任幹事之を決す。

第五章　會　計

第十五條　本聯合會の經費は會費、寄附金、其の他の收入を以て之に充つ。

第十六條　本聯合會の會費は前年十二月三十一日現在に於ける在籍鑛夫數に應じ之を算出し毎年三月末日迄に徴收するものとす。

第十七條　本聯合會の歳入歳出は毎年豫算決算を以て總會の承認を受くることを要す。

第十八條　本聯合會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

〔昭和十四年度事業計畫案〕

事業目的（括弧内は實施要綱）

一、鑛業報國精神の涵養に關する事項　イ　福鑛聯會歌を作成すること。ロ　鑛業報國精神を鼓吹せる浪曲及萬歳を作成すること。ハ　福鑛聯の會報を發行すること。ニ　福岡市又は各地方の中心地に於て講演會及講習會を開催すること。ホ　勞務者懇談會を開催すること。ヘ　各鑛山より適任者を選び鑛業報國運動の指導者を養成すること。

二、鑛業報國會の設置勸奬に關する事項　イ　在籍鑛夫五十人以上の未設鑛山に對し報國會の設置を勸奬すること。

三、鑛業報國會の聯絡指導に關する事項　イ　近接鑛山をして合同講演會又は講習會を開催せしむること。ロ　各鑛山をして講師の交換を行はしむること。ハ　本聯會主催の下に對抗競技會を開催すること。

四、生活刷新に關する事項　イ　宿泊講習會を開催すること。ロ　貯蓄奬勵の强化に付研究實施を爲すこと。ハ　生活指導を爲し鑛山生活の合理化を圖ること。

五、福利厚生に關する事項　イ　鑛山の負擔能力に應じ福利施設の標準化を圖ること。ロ　福利施設の共同設置又は共同利用を爲すこと。

六、作業及勞務管理の改善に關する事項　イ　勞働條件の向上刷新を圖る爲め勞務協議會を設置すること。ロ　各種技術の向上刷新を圖る爲め技術協議會を設置すること。ハ　賃金制度其他稼働條件の向上刷新を圖ること。

七、其の他　イ　成績優良なる鑛業報國會を表彰すること。ロ　産業報國聯合會と緊密なる連絡提携を圖ること。

東京地方産業報國聯合會の結成　九月二十一日、於東京日比谷公會堂。〔出席者〕約二、五〇〇名。〔スローガン〕一、皇謨翼賛　二、産業報國　結成式は國家齊唱、宮城遙拜、戰歿將士英靈、及び出征兵士に對する感謝默禱ののち、經過報告、趣意書、規約、役員の發表、會長挨拶、會員代表の宣誓あつて終了。後、平生釟三郎氏（貴族院議員）の講演あり、終つて會長以下常任十八名は宮城前における遙拜、更に明治神宮、靖國神社に結成奉告並に宣誓を行つた。本聯合會の結成趣意書、構成要綱、規約及役員は次の如し。

〔結成趣意書〕（抜萃）……産業報國會の結成狀況は警視廳管下におきましては既に二千を超へ其の會員數は實に四十萬の多きを數ふるに至り、更に之が活動狀況を見まするに産業報國精神の昂揚に或は事業場内の明朗化に或は非常時國策への協力に或は福利厚生施設の充實に又は生産力の增進等各方面に亘り相當の實績を擧げつつあ

るのであります。……警視廳管下の全産業報國關係者にありまして
は政府の方針に基き、東京地方産業報國會聯合會を結成すると共に
併せて其の中間的實踐組織として地域別産業報國聯合會を設置する
方針の下に關係官廳と協力し着々準備を進めて參つたのであります
が、關係方面の積極的熱意に依り地域別聯合會は全部の成立(八四)
を見、且本聯合會の結成準備も亦茲に整ふるに至つた次第であります。

〔規　約〕

第一條　本聯合會は東京地方産業報國聯合會と稱す。
第二條　本聯合會は警視廳管下に於ける全産業報國の實を擧ぐる爲
産業報國會の指導連絡及其の共同目的の達成を期するを以て目的
とす。
第三條　本聯合會の事務所は警視廳内に置く。
第四條　本聯合會は皇國産業の本義に基き産業報國の實を擧ぐる爲
産業報國會の指導連絡及其共同目的の達成を期するを目的とす。
第五條　本聯合會は前條の目的を達成する爲關係官廳其の他と協力
し左の事業を行ふ。
一、産業報國精神の普及徹底に關する事項。
一、産業報國會並に地域別産業報國聯合會の指導連絡に關する事
項。
一、生産力擴充其他國策遂行への協力に關する事項。
一、産業勞働問題調査研究に關する事項。
一、産業報國會の指導者養成に關する事項。
一、講習會、研究會、懇談會等に關する事項。
一、産業報國會及其の他印刷物の刊行に關する事項。
一、其の他本聯合會の目的達成上必要なる事項。
第六條　本聯合會に産業別部會を設置することを得。
第七條　本聯合會に左の役員を置く。
會長　一名。理事　若干名。評議員　若干名。幹事　若干名。顧
問　若干名。
第八條　本聯合會に專門委員及勞務委員を置くことを得。
第九條　會長は警視總監を推す。
理事は産業報國會關係者、關係官廳職員及産業報國運動の實情に
通ぜる者の中より會長之を委囑し内若干名を常任理事とす。
評議員は地域別産業報國聯合會長又は之に代るべき者に對し會長
之を委囑す。
幹事は産業報國會關係者、關係官廳職員及産業報國運動の實情に
通ぜる者の中より會長之を委囑し内若干名を常任幹事とす。
顧問は關係官廳職員、學識經驗者、産業關係者等の中より會長之
を委囑す。
第十條　役員の任期は二年とす、但し官廳側役員に在りては其の在
任期間とす。
第十一條　會長は會務を統理し本聯合會を代表す。
理事は理事會を構成し會長の旨を承け重要會務を掌理す。
評議員は評議員會を構成し重要會務の審議並に地域別聯合會との
連絡に任ず。
幹事は會長の旨を承け企畫其他一般會務を處理す。
顧問は會長の諮問に應ず。

第十二條　本聯合會に主事及書記若干名を置く。

第十三條　會議を分ちて總會評議員會及理事會とす。

總會は毎年一回會長之を招集す、會長必要ありと認めたるときは臨時總會を招集することを得。

評議員會及理事會は會長必要に應じ之を招集す。

第十四條　會議の議長は會長之に當る、會長事故ある場合は會長の指名したる理事之を代理す。

第十五條　總會、評議員會及理事會に附議すべき事項左の如し。

總會　一、豫算の審議並に決算の承認。一、規約の變更。一、評議員會に於て代決せる事項の承認。一、其他會長に於て必要と認めたる事項。

評議員會　一、總會に提案すべき事項。一、總會に附議すべきものにして急施を要する事項の代決。一、其他會長に於て必要と認めたる事項。

理事會　一、事業計畫其他重要會務に關する事項。一、總會並に評議員會に提案すべき事項。一、其他會長に於て必要と認めたる事項。

第十六條　本聯合會の經費は會費、寄附金其他の收入を以て之に充つ。

第十七條　本聯合會の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る。

第十八條　產業別部會及其他本聯合會運營上必要なる事項は會長別に之を定む。

〔聯合會構成要項〕

一、名稱　東京地方產業報國聯合會。

二、組織單位　警視廳管下の全產業報國會を以て組織すること（聯合會結成後組織したる產業報國會も當然會員たること）

三、目的　皇國產業の本義に基き產業報國の實を擧ぐる爲產業報國會の指導連絡及其の共同目的の達成。

四、事業　大凡左の項目を主たる事業目標とすること。

(1) 產業報國精神の普及徹底。(2) 產業報國會並に地域別聯合會の指導連絡。(3) 生產力擴充其他國策遂行への協力に關するもの (4) 產業勞働問題の調査研究。(5) 產業報國會の指導者養成。(6) 產業報國運動に關聯する各種の講習會研究會講習會等の開催。(7) 產業報國會及其の會員の表彰。(8) 會報其他の刊行。

五、役員　（イ）會長　警視總監。（ロ）理事　產業報國會關係者關係官廳職員及產業報國運動の實情に通ぜる者より之を委囑し理事會を構成し審議並に執行機關とすること。（內若干名を常任理事とす）。（ハ）評議員　主として地域別產業報國聯合會長を委囑することとし評議員會を構成し總會に次ぐ審議機關たると共に東京地方聯合會と地域別聯合會の連絡統制に任ずること。（ニ）幹事。（ロ）の範圍に準じ「企畫其の他一般會務を處理する」擔任者を委囑（內若干名を常任幹事とす）（ホ）顧問　關係官廳、學識經驗者、產業關係者等より委囑し最高諮問機關とす。（ヘ）專門委員　各種の專門委員に付て會長の諮問調査機關とし產業勞働事情に通ぜるもの學識經驗者又は官廳關係者等廣く各方面より之を委囑。（ト）勞務委員　主として勞務關係の諮問調査機關とし產業報國會の實情に通ぜる社員職員勞務員等より現在及將來產

業報國會の中堅指導者たるべきものを委囑。

六、産業別部會　將來は各産業別に部會を設置するを豫期せらるるも部初聯合會結成後に於て交通事業關係産業報國會を以て部會員とする「交通部會」を設置すること。

七、地域別産業報國聯合會　數個の産業報國會を會員組織とする東京地方聯合會としては各種の事業の實施に當り其の普及徹底化を期する爲に一般的に中間的組織を必要とす。從て大凡警察署の地區を劃して八十四區の地域別聯合會を設置す。地域別聯合會は東京地方聯合會の指導を受くると共に各種の事業を其の實情に應じ自發的に之を實施すること。從て東京地方聯合會の「支部」的性質を有するも其の組織單位に非ざること。

八、各産業報國會は東京地方産業報國會の會員たると同時に地域別聯合會の會員たること。

〔役　員〕

會長　池田清（警視總監）

顧問　岡田周造（東京府知事）△大河内正敏（貴族院議員）△大倉邦彥（大倉精神文化研究所長）△吉田茂（貴族院議員）△賴母木桂吉（東京市長）△有馬良橘（精動中央會長）△水野錬太郎（産報會長）△平生釟三郎（貴族院議員）

理事（三十名、內左記は常任のみ）

大塚榮吉（大塚鐵工所産報會名譽會長、三田報産聯會長）△岡本茂（警視廳保安部長）△筧正太郎（京王電軌産報會長、四谷産報聯會長）△河野密（産報聯專門委員、衆議院議員）△町田辰次郎（産報聯常務理事）△櫻田壬午郎（櫻田横械製作所産報會長、砂町産報聯會長）△菊地盛登（警視廳特高部長）△關山延（高砂鐵工産報會長）

大崎産報聯會長）

評議員（地域別産報聯八十四會長―省略）

幹事（三十名のうち常任幹事のみ）

石原太藏（産報聯常任幹事）△西山仁三郎（産報聯專門委員）△加納憲治（新潟鐵工所産報會副會長　産報聯專門委員）△田代保雄（警視廳特高部勞働・調停課長）△藤井重雄（警視廳工場課長）△深川正夫（三井鑛山産報會委員長、産報聯盟幹事）△福島松男（千代田製靴産報會長、吾嬬産報聯副會長）△佐山勵一（東京市電氣局、産報會理事）△目谷善次郎（大東紡産報會幹事）△森田良雄（産報聯常任幹事）

愛知縣産業報國聯合會の結成　愛知縣における産報運動は十三年九月産報會の結成に着手以來順調に進展しつゝあつたが、産報會八一〇、會員數十七萬を突破するに至つたので、本年十二月十三日名古屋市公會堂において結成式を擧げた。

當日會長（田中愛知縣知事）外、役員、産報會代表三千五百名出席して開會され、經過報告、趣意書の發表、規約、役員の發表、會員代表（愛知時計青木社長）の宣誓あつて聯合會は結成された。

事務局規程、宣言、役員は次の如し。

〔事務局規程〕（拔萃）

第二條　本事務局に左の各部を設く。但し必要により增減すること

あるべし。

（一）總務部　（二）企畫部　（三）教育訓練部　（四）保健厚生部

（五）職場實踐部。

第三條　本事務局に參與並に專門委員を置くことを得。
第四條　事務局長には愛知縣產業報國聯合會理事長を充て局次長には同常任理事又は常任幹事中より會長之を委囑す。部長及次長は常任理事又は常任幹事中より之を委囑す。
第六條　事務執行の適正圓滑を圖るため局に必要なる會議を設くることを得。

〔宣言〕（前略）皇國臣民たる者其職其業の如何を問はず至誠以て身を此聖戰に奉じ國家總力の發展に貢獻すべき事言を俟たず。是於斷乎我等銃後產業に携る者襄に欣然產業報國運動に參加して產業報國會を結成し更に本日茲に「愛知縣產業報國聯合會」を設立するに至る。惟ふに邦家內外の情勢は極めて重大にして皇國產業の責務亦眞に容易ならず。茲に我等は決意を新にし……官民協力不動の一體を形成し以て赫々たる神意を奉體して日本產業道を確立し昭々たる皇猷を翼賛して臣節を全ふせんことを期す。

〔役員〕（主なるもの）會長　愛知縣知事　田中廣太郎。副會長　愛知時計電機社長　青木鎌太郎。理事長　愛知縣警察部長　田中省吾。

產業報國運動も提唱以來一年有半にして、既に形の上からみれば產報會は今日我國產業勞働界の大勢を支配すべき劃期的大組織となり、今後は專ら質的充實に全力を集注すべき過程にあり、名實ともに產業勞働界の唯一組織として發展すべき段階に到達してゐる。いま厚生省勞働局調査に基き十四年十二月末における產業報國會數、事業場數、會員數並に本年聯合會の結成を完了したものの狀況（概括的ではあるが）を左に掲げる。

東京登錄勞働者聯合勤勞報國團の結成　十三年一月東京市內の登錄勞働者を以て東京市當局が結成した東京市登錄勞働者勤勞報國團は昨年七月一日職業紹介所の國營に伴ひ、本團も府へ移管すべき旨を申出で、府當局において協議中であつたが、この程之を承認することに決定、名稱を變更して東京登錄勞働者聯合勤勞報國團と改稱し、四月改稱結成式を府立商工奬勵會において開催した。これにより府當局では各勞働紹介所長宛に通牒を發し、左記要項に基き各紹介所每に勤勞報國團を改組せしめ、これを以て聯合勤勞報國團の組織單位とすることになつた。要綱並に規約次の如し。

〔要　綱〕

一、各勞働紹介所長は本部規約に準據し速に各團の規約を作成し本部の承認を受くること。
二、團員より會費を徵收せざること。
三、役員並に團員名簿を作製すること。
四、實踐事項、團員數、異動等は其都度本部に報告すること。
五、各團の名稱は左の例に依ること。
　江東橋勤勞報國團　江東橋勤勞報國團大島支部。

〔規　約〕

第一章　名　稱

第一條　本聯合團は東京登錄勞働者聯合勤勞報國團と稱す。

第二章　目　的

第二條　本聯合團は日本精神の昂揚、勤勞報國を以て其の目的とす。

第三條　本聯合團は前條の目的を達するため左の事項の實踐を期す。

一、皇居遙拜、國旗掲揚等に依る國體觀念の明徵。二、産業勞働への進出。三、勤勞奉仕。四、私生活の健全化。五、其他必要事項。

第三章　組織及事務所

第四條　本聯合團は各勞働紹介所における登錄勞働者報國團を以て組織す。

第五條　本聯合團事務所を東京府勞務部職業課内に置く。

第四章　役員及職員

第六條　本聯合團に左の役員を置く。

一、團長一名。二、副團長一名。三、幹事一名。四、評議員若干名。

第七條　團長は東京府知事の職に在る者を以て之に充つ。副團長は東京府勞務部長の職に在る者を以て之に充つ。幹事は東京府職業課長の職に在る者を以て之に充つ。評議員は各勤勞報國團の團長を以て之に充つ。

第八條　團長は本聯合團を代表し團務を統轄す。副團長は團長を輔佐し團長事故あるときは其の職務を代理す。幹事は上司の命を受け庶務を處理す。評議員は評議員會を組織す。評議員會は重要事項に付團長より諮問を受く。

第九條　（省略）

第五章・第六章（省略）

昭和十四年十二月末現在産業報國會設立調

	報國會數	事業場數	會員數	備考（設立月日）
北海道	五五六	一、二六四	一〇二、一五二	
青森	三五	七三	三、五八九	×○（二、七）
岩手	一三九	一三九	二三、四九〇	
宮城	八〇	八〇	一四、八三九	×○（二、四）
秋田	八七	八八	一八、九七一	×○（九、三〇）
山形	八二	八二	一一、五七四	×
福島	七二	八〇	四四、五六四	×○（八、三〇）
茨城	四一	四一	三五、四三八	
栃木	四二五	一、三六九	三四、九六九	○（五、二〇）
群馬	一一四	一一七	五四、二九五	
埼玉	一、〇三七	一、〇三七	五四、一二六	
千葉	七〇	八〇	一四、〇八八	○（九、二七）
東京	六、六六四	六、六六四	五四七、七一五	○（九、二一）
神奈川	一七一	二五七	一三二、八六三	○（八、二五）
新潟	二八九	三一五	四七七、六三〇	
富山	三五一	三五一	四五、三三二	
石川	一八〇	一、二一七	四三、〇四〇	○（一三、一五）
福井	五六	五六	五、二一四	×
山梨	一八七	九六二	一六、八〇六	×○（九、一三）

長野	二一八	二七四	五八、四五九	○（四、一四）
岐阜	一〇三	七五〇	四三、五二一	×
静岡	一四〇	一四〇	五一、三七二	
愛知	八四九	八四九	二〇二、六一八	○（二三、一三）
三重	一一四	一五七	四〇、六七九	
滋賀	一〇三	一〇三	二六、九五六	
京都	一、四四六	一、六〇〇	七八、六二八	
大阪	一、二九四	一、〇二二	二七五、七三四	
兵庫	四七六	四七六	一六二、七九一	○（二一、三）
奈良	七一	七一	七、六六三	
和歌山	七八	七八	一七、五七〇	
鳥取	二三八	四九二	一一、五七六	○（八、二四）
島根	七〇	七〇	一五、八五八	
岡山	八八	八八	三六、三六七	○（六、一五）
廣島	一九三	一九三	三九、六〇九	
山口	一一一	一八三	六一、八〇二	○（一〇、二五）
徳島	五五	五五	一一、五〇八	○（一一、二五）
香川	五九	五九	九、〇一五	
愛媛	二六四	七八六	三七、一四八	
高知	一七〇	一七四	一七、五七八	
福岡	五四三	一、〇九一	二七八、四七五	×○（一、一七）
佐賀	六九	一五四	二一、〇八八	○（二一、一六）
長崎	一二三	四二六	八〇、四九七	○（一〇、二〇）
熊本	二一五	一、〇九七	二一、七八九	×○（二一、一九）
大分	九六	一二〇	一〇、〇二八	
宮崎	二三	四七	二四、五〇二	
鹿児島	一〇九	二三七	一四、〇七三	○（八、二四）
沖縄	一四	一四	一、五八七	
計	一七、九六九	二五、三七九	二、九〇九、九六三	
〔内譯〕				
工業	一六、四九三	二三、三四七	二、三七五、五二五	
鑛業	六二三	六八二	三六五、九二〇	
運輸交通	五七四	七二一	一二一、五一四	
其他	二六九	一、五三九	五七、〇〇四	

備考　(1)○印は府縣聯合會既設のもの、鑛業に在つては福岡、東京、仙臺及大阪地方鑛業報國會が結成。
(2)×印は十四年十一月末現在。
(3)會數、會員數は前年以來の累計。

生活刷新班結成狀況　勞務者銃後生活刷新運動についての厚生、商工兩次官通牒或ひは勞働局長の名を以て本運動の趣旨徹底がはかられてきたが（第三部參照）、當局は本運動をして産報運動の一翼として「銃後生活刷新班」の結成を促してきてゐる。いま本年六月末現在における厚生省調査の結果についてみるに、これが工場、鑛山における結成狀況は別表の示す如くであるが、特に百人以上を占むる工場、鑛山においてはその約半數が結成濟であることは注目に値する。すなはち、いま百人以上の勞務者を使用するものについてみるに

工場にあつては工場概數合計四、一八三の中一、七九四が既に刷新班を結成してをり（同上中、産報會内結成工場數一、一一九、刷新班員數九一〇、一四八）、同様、鑛山概數五三八の中、二六五は刷新班の結成を完了（同上中、産報會内結成鑛山數一〇四、刷新班員數二五一、四五四）といふ成績を示してゐる。

これを工場、鑛山の規模別結成率からみれば工場（概數）にあつては千人以上のもの三七〇中一八四（四九・七%）、五百人以上のもの四七九中二一六（四五・八%）、百人以上のもの三、三三四中一、三九五（四一・八%）、百人未滿一〇四、六六五中七、三一七（七・二%）となつてをり、鑛山（概數）においては千人以上のもの九六中八〇（八三・六%）、五百人以上のもの七一中四四（六一・九%）、百人以上のもの三二一中一四一（四三・九%）、百人未滿のもの二六六の中二二六（八・三%）を示し、規模別にはその大なるものほど結成率高く、また工場に比して鑛山の結成率が高いといふ結果を示してゐる。

いま厚生省調査にかゝる工場、鑛山における地方別銃後生活刷新班の結成狀況を參考のため左に掲げておく。

昭和十四年（上半期）における勞務者
銃後生活刷新班結成狀況

（一）工場の部

	工場概數	刷新班結成工場數	同上中産報會内結成工場數	刷新班員數
北海道	二、一九六	一一六	四八	二、四八八
青森	五五五	三一	二一	一、七二八
岩手	九九五	五〇	一	一、六一二
宮城	八九三	二七	五	七九〇
秋田	八六一	三六	五	一、三七九
山形	一、三〇七	三三	一〇	二、五八九
福島	一、五二二	八	一	三、九六五
茨城	一、二八九	一三二	一三	三、四三六
栃木	二、二五一	四〇	一一	八、〇三五
群馬	二、六三二	七五二	二六	一六、六九五
埼玉	二、六〇〇	五七八	三四八	二二、三五三
千葉	二、二〇二	六〇	一九	七、二四〇
東京	一八、〇一六	五八四	二一八	一三八、三四七
神奈川	二、〇〇七	二五	四	三一、九五五
新潟	二、七一三	六四	二〇	一三、六〇一
富山	一、〇〇六	一〇三	六六	二五、一七五
石川	一、八一二	一七八	一七五	一四、二五六
福井	三、二五九	九八	一二	一二、七九八
山梨	八三三	五八	五八	七、二六六
長野	一、九八五	二〇五	二〇五	三七、五八二
岐阜	二、五八二	五二	一六	一四、三一〇

鹿児島	一、〇七二	三五二	二五	九、三七九
沖縄	一一〇	四八	五	一、二七六
計	一〇八、八四八	九、一二一	二、五八六	一、〇九六、三二一

(二) 鑛山の部

	鑛山概數	刷新班結成鑛山數	同上中産報會内結成鑛山數	刷新班員數
札幌鑛山	一九三	六五	一八	五四、五〇一
仙臺鑛山	七八五	六二	九	三二、三三九
東京鑛山	六三〇	一五七	三五	一八、三四〇
大阪鑛山	一、〇七四	五八	一一	一八、九六三
福岡鑛山	五一六	一四九	六六	一三六、〇八〇
計	三、一九八	四九一	一三九	二五九、二三三

〔備考〕 産報會内結成工場又は鑛山數とは、産業報國會の一部門として生活刷新班を結成する工場又は鑛山數をいふ。

第二部（社會運動）統計表

第三表　昭和十四年産業報國會組織狀況（十二月末）（厚生省勞働局調）

	工業		鑛業		運輸通信業		總計	
	報國會數	事業場數	會員數	報國會數	事業場數	會員數	報國會數	事業場數	會員數
北海道	二三一	九二八	三三、六〇五	六八	七九	六二、三一八	二五七	二五七	六、二三九	五五六	一、二六四	一〇二、一五二
青森	三六	九七	三、五六五	—	—	—	三	六五	六八七	三九	一六二	四、二五二
岩手	六九	六九	一一、五三五	六一	一〇、八二五	九	九	四九七	一三九	一三九	三、八五七
宮城	四〇	四〇	七、五一八	二四	五、二九	二〇	二〇	二、三六五	八四	八四	一五、一八二
秋田	五六	五六	五、二三〇	三五	一四、〇八八	—	—	—	九二	九二	一九、三三四
山形	六八	六八	一四、七二七	一三	二、六〇三	四	四	二一三	八五	八五	一七、五四三
福島	五八	六八	二九、五〇三	一四	一五、〇六一	—	—	—	七二	八〇	四四、五六四
茨城	二七	二七	二八、二三七	一四	七、二二	—	—	—	四一	四一	三五、四三八
栃木	三五一	一、二六二	二四、七五九	二六	八、五七六	一二	一三	一、五七〇	四二五	一、三六九	三四、九六九
群馬	一〇〇	一〇三	五一、五五五	一三	二、五二一	一	一	二一九	一一四	一一七	五四、二九五
埼玉	一、〇三三	一、〇三三	五二、六六二	三	九五八	八	八	四四七	一、〇三七	一、〇三七	五四、一三六
千葉	五七	五八	一一、〇五一	二	二〇八	九	一〇	一、二二九	七〇	八〇	一四、〇八八
東京	六、四七五	六、四七五	四九三、〇四九	八	一九一	三八	三八	四五、五〇六	六、六六四	六、六六四	五四八、一五五
神奈川	一六一	二四七	一二九、〇五八	—	—	一〇	一〇	三、八〇五	一七一	二五七	一三二、八六三

新潟	二七七	三〇三	四三、四五一	七	七	三、五〇四	三	三	七九六	二八七	三一五	四七、七六五	三五一	四五、五九九	二八〇	一、二一七	四三、〇四〇	一〇六	一八二	二五、六四三	一八八	九六三	一六、九〇二	二二八	二七四	五八、四五九	一四〇	九七八	四八、二三一	一四〇	一四〇	五一、三七二	九四九	九四九	二〇三、六二八
富山	三三八	三三八	四四、二四六	一	一	五〇	一	一	九九〇	一	一	七、六六五	一二四	一五七	一〇三	一、四四六	一、〇九四	四七七	七一	七八	七〇	八八	八八	一九三	一九三	三九、六〇九	一一一	五五	一一、五〇八	五九	五九	五九	二六四	二六四	七八六
石川	二七九	一、二一六	四一、八七〇	一	一	一、一七〇	一	一	一、四〇〇	一	一	一、六〇〇	一	一	一	一、一二一	一、一二二	一、二一七	一	一、一五一	二三〇	三三、九六九	三三八	一九一	一九一	一九、七一八	一八三	六一、八〇二	一一、五〇八	一一	一一	一一	一一	一一	一一
福井	一〇六	一八二	二五、六四三																																
山梨	一八五	九六〇	一六、七一六	三	三	一、三七九	三	三	一、四九〇	三	三	一七、三一〇	三	五七九	二一一	二九、八四二	二七五、七三四	一、二二七	一三〇	三三、九六九	一三八	一〇七、〇六七	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八
長野	二〇八	二六四	五六、五六〇	四	四	一、四〇〇	四	四	一、四〇〇	四	四	一、四〇〇	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
岐阜	一三七	九七三	四五、七四一	二	二	二、〇七七	二	二	四一三	二	二	四一三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
静岡	一二八	一二八	四六、〇三〇	七	七	三、三三六	七	七	二、〇〇六	七	七	二、〇〇六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
愛知	九四二	九四二	一九五、七八三	一	一	一八〇	一	一	七、六六五	一	一	七、六六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重	一一一	一五二	四〇、一〇〇																																
滋賀	一〇二	一〇二	二六、七四五																																
京都	一、四一八	一、四二八	七三、一三二																																
大阪	一、〇八九	一、一一七	二九八、四二四																																
兵庫	四七〇	四七〇	一五六、八五四	三	三	三、六三〇	三	三	一七、三一〇	三	三	一七、三一〇	三	五七九	一	一	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七	四七七
奈良	六三	六三	六、六六一	二	二	四五七	二	二	五四五	二	二	五四五	二	二	二	二	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一
和歌山	七二	七二	一六、九三〇	一	一	一五〇	一	一	四九〇	一	一	四九〇	一	一	一	一	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八
鳥取	三二七	四八一	一一、〇六七	一〇	一〇	四六四											二三八	七〇	七〇	一五、八五八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
島根	五五	五五	一四、五八七	一三	一三	九五三	二	二	三一八	二	二	九五三	二	二	二	二	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九	一一七、七七九
岡山	八三	八三	三三、九六九	三	三	二、〇二八	一	一	一二〇	一	一	二、〇二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
広島	一九一	一九一	三八、四五八				二	二	一、一五一	二	二	一、一五一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山口	八〇	一五二	四一、二三一	二八	二八	一九、七一八	三	三	八五三	三	三	一九、七一八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
徳島	五四	五四	一一、四二七																																
香川	五七	五七	八、七八七	一	一	五〇	一	一	一七八	一	一	五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛媛	二四二	六三六	三三、四八九	一六	一六	二一	一	一	二九	一	一	一、七四二	一	一	一	一	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九	二三九

高知	一五六	一六〇	一三、五三一	七	七	一、五一八	七	七	二、三〇八	一七〇	一七四	一七、五七六	三二、二三一
福岡	一、九〇四	二、〇七四	一五六、五七〇	一三五	一三五	一五二、五三六	一〇	一〇	四、二七五	二、〇八五	二、二五五	三二、〇八八	
佐賀	五四	一三九	九、五五二	一五	一五	一二、五三六	—	—	—	六九	一五四	二二、〇八八	
長崎	六四	一〇〇	三四、九〇七	四六	五三	三九、八六七	一〇	一〇	二、二五六	二二三	四二六	八〇、四九七	
熊本	二二八	七六五	一七、三九六	二二	一六	六二三	二三	一五四	二、二二五	二二三	一、二二四	二二、二七四	
大分	二二〇	一四四	二二、四五二	一五	一五	一、五八一	八	八	七五四	一四三	一六七	二三、七八七	
宮崎	二三	四七	二四、五〇二	二	—	—	—	—	—	二三	四七	二四、五〇二	
鹿児島	一〇九	二三七	一四、〇七三	—	—	—	—	—	—	一〇九	二三七	一四、〇七三	
沖縄	二二	二二	一、一〇七	二	二	四八〇	—	—	—	一四	一四	一、六八七	
計	一八、二三五	二四、八二五	二四六、三五六	六五二	七二二	三七八、一九四	五八四	七八四	二二、九五六	一九、八七〇	二六、九六五	二九八、九七六	